

平成21年第2回（3月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 3月9日（月曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため議場に出席した者の職氏名	3
開会及び開議	4
会期日程の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について	4
議会報告第2号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について	4
議会報告第3号 諸般の報告について	5
議案第4号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号）について	5
議案第5号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について	14
議案第6号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	16
議案第7号 平成20年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	18
議案第8号 平成20年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について	20
議案第9号 平成20年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について	21
議案第10号 平成20年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	23
議案第11号 平成20年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	24
議案第12号 平成20年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について	25
議案第13号 出雲崎町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定について	27

議案第 1 4 号	出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	2 8
議案第 1 5 号	出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	3 0
議案第 1 6 号	出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について	3 1
議案第 1 7 号	出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について	3 2
議案第 1 8 号	出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定について	3 2
議案第 1 9 号	出雲崎町「子は宝」支援金支給に関する条例を廃止する条例制定について	3 3
議案第 2 0 号	出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	3 5
議案第 2 1 号	出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	3 6
議案第 2 2 号	出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	3 7
議案第 2 3 号	指定管理者の指定について	3 8
議案第 2 4 号	指定管理者の指定について	3 8
議案第 2 5 号	指定管理者の指定について	3 8
議案第 2 6 号	指定管理者の指定について	3 8
議案第 2 7 号	指定管理者の指定について	3 9
議案第 2 8 号	指定管理者の指定について	4 0
議案第 2 9 号	平成 2 1 年度出雲崎町一般会計予算について	4 0
議案第 3 0 号	平成 2 1 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について	4 0
議案第 3 1 号	平成 2 1 年度出雲崎町老人保健特別会計予算について	4 0
議案第 3 2 号	平成 2 1 年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について	4 1
議案第 3 3 号	平成 2 1 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について	4 1
議案第 3 4 号	平成 2 1 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について	4 1
議案第 3 5 号	平成 2 1 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について	4 1
議案第 3 6 号	平成 2 1 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について	4 1
議案第 3 7 号	平成 2 1 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について	4 1
議案第 3 8 号	平成 2 1 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について	4 1
	予算審査特別委員の選任	6 2
	予算審査特別委員会の正副委員長の互選	6 3
	散 会	6 3

第 2 日 3 月 1 3 日（金曜日）

議事日程	6 5
本日の会議に付した事件	6 5
出席議員	6 6
欠席議員	6 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 6
職務のため議場に出席した者の職氏名	6 6
開 議	6 7
一般質問	6 7
宮 下 孝 幸 議員	6 7
南 波 榮 一 議員	7 1
山 崎 信 義 議員	7 6
中 野 勝 正 議員	8 2
田 中 政 孝 議員	8 6
田 辺 雅 巳 議員	9 0
田 中 元 議員	9 4
小 林 泰 三 議員	1 0 1
散 会	1 0 2

第3日 3月19日（木曜日）

議事日程	1 0 5
本日の会議に付した事件	1 0 6
出席議員	1 0 7
欠席議員	1 0 7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 7
職務のため議場に出席した者の職氏名	1 0 7
開 議	1 0 8
議事日程の報告	1 0 8
議案第14号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	1 0 8
議案第15号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 0 8

議案第 1 6 号	出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について	1 0 8
議案第 1 7 号	出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 0 8
議案第 2 3 号	指定管理者の指定について	1 0 8
請願第 1 号	平成 2 1 年度税制「改正」関連法案において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとめる請願書について	1 0 8
請願第 2 号	金融危機に端を発する大量解雇・雇い止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書提出を求める請願について	1 0 8
議案第 1 8 号	出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 1 2
議案第 1 9 号	出雲崎町「子は宝」支援金支給に関する条例を廃止する条例制定について	1 1 2
議案第 2 0 号	出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	1 1 2
議案第 2 1 号	出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 1 2
議案第 2 2 号	出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	1 1 2
議案第 2 4 号	指定管理者の指定について	1 1 2
議案第 2 5 号	指定管理者の指定について	1 1 2
議案第 2 6 号	指定管理者の指定について	1 1 2
議案第 2 7 号	指定管理者の指定について	1 1 2
陳情第 1 号	C型肝炎被害者救済の意見書採択に関する陳情について	1 1 2
議案第 2 8 号	指定管理者の指定について	1 1 7
議案第 2 9 号	平成 2 1 年度出雲崎町一般会計予算について	1 1 8
議案第 3 0 号	平成 2 1 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について	1 1 8
議案第 3 1 号	平成 2 1 年度出雲崎町老人保健特別会計予算について	1 1 8
議案第 3 2 号	平成 2 1 年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について	1 1 8
議案第 3 3 号	平成 2 1 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について	1 1 8
議案第 3 4 号	平成 2 1 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について	1 1 8
議案第 3 5 号	平成 2 1 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について	1 1 8
議案第 3 6 号	平成 2 1 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について	1 1 8
議案第 3 7 号	平成 2 1 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について	1 1 9
議案第 3 8 号	平成 2 1 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について	1 1 9
発議第 1 号	金融危機に端を発する大量解雇・雇い止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書提出を求める意見書について	1 2 1
発議第 2 号	C型肝炎被害者の救済に関する意見書について	1 2 2
委員会の閉会中継続調査の件		1 2 3

閉 会
署 名

1 2 3

1 2 5

平成21年第2回（3月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 11日間）

期 日	曜 日	会 議 内 容
3月 9日	月	本会議第1日目（招集日）
10日	火	休 会（議案調査）
11日	水	予算審査特別委員会
12日	木	予算審査特別委員会
13日	金	本会議第2日目（一般質問）
14日	土	休 会
15日	日	休 会
16日	月	休 会（議案調査）
17日	火	社会産業常任委員会 総務文教常任委員会
18日	水	休 会（議案調査）
19日	木	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

(3 月 9 日)

平成21年第2回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成21年3月9日（月曜日）午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について
- 第4 議会報告第2号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について
- 第5 議会報告第3号 諸般の報告について
- 第6 議案第4号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号）について
- 第7 議案第5号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第8 議案第6号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第9 議案第7号 平成20年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第8号 平成20年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第11 議案第9号 平成20年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第10号 平成20年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第13 議案第11号 平成20年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第14 議案第12号 平成20年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第13号 出雲崎町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定について
- 第16 議案第14号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第15号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第16号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第17号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第18号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 第21 議案第19号 出雲崎町「子は宝」支援金支給に関する条例を廃止する条例制定について
 - 第22 議案第20号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 第23 議案第21号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第24 議案第22号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
 - 第25 議案第23号 指定管理者の指定について
 - 第26 議案第24号 指定管理者の指定について
 - 第27 議案第25号 指定管理者の指定について
 - 第28 議案第26号 指定管理者の指定について
 - 第29 議案第27号 指定管理者の指定について
 - 第30 議案第28号 指定管理者の指定について
 - 第31 議案第29号 平成21年度出雲崎町一般会計予算について
 - 第32 議案第30号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
 - 第33 議案第31号 平成21年度出雲崎町老人保健特別会計予算について
 - 第34 議案第32号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
 - 第35 議案第33号 平成21年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 第36 議案第34号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
 - 第37 議案第35号 平成21年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
 - 第38 議案第36号 平成21年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
 - 第39 議案第37号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
 - 第40 議案第38号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	南波榮一	4番	田辺雅巳
5番	山崎信義	6番	中野勝正
7番	宮下孝幸	8番	日山正雄
9番	田中元	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

◎開会及び開議の宣告

- 議長（中川正弘） ただいまから平成21年第2回出雲崎町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

- 議長（中川正弘） 議会運営委員長から、3月3日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元にお配りいたしました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。
-

◎議事日程の報告

- 議長（中川正弘） 本日の日程は議事日程第1号のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（中川正弘） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、9番、田中元議員及び1番、小林泰三議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（中川正弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの11日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの11日間に決定しました。

◎議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について

- 議長（中川正弘） 日程第3、議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について。

監査委員からお手元にお配りいたしましたとおり例月出納検査結果について報告がありました。

◎議会報告第2号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について

- 議長（中川正弘） 日程第4、議会報告第2号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した請願及び陳情については、会議規則第92条第1項及び第95条の規定により、お手元にお配りしました請願文書表及び陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第3号 諸般の報告について

○議長（中川正弘） 日程第5、議会報告第3号 諸般の報告を行います。

初めに、新潟県町村議会議長会第60回定期総会について報告します。去る2月10日に新潟県町村議会議長会の定期総会が開催され、出席してまいりました。お手元にお配りいたしました報告書のとおり報告いたします。

次に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会について報告します。去る2月28日に開催された2月定例会の会議結果について、中野勝正議員からお手元にお配りいたしましたとおり報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第4号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（中川正弘） 日程第6、議案第4号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第4号につきまして、ご説明申し上げます。

平成20年度の当初予算は、31億5,300万円でスタートいたしましたが、途中7回の補正により5億円弱の予算を追加してまいりました。このたびの予算補正は、年度末を控えての事業完了、または執行見込みによる予算整理、また国の2次補正予算関連事業費の繰越明許費の計上が主なものとなっております。

歳出から各款ごとに主なものを申し上げますと、2款総務費、7目企画費で、ふるさと出雲崎応援基金の全額を、また8目交通安全対策費では、大門地内のカーブミラーの修繕費を追加計上いたしました。

3款民生費、1目社会福祉総務費においては、欠員が生じております民生委員の推薦会開催の委員報酬を、またひとり親医療費の決算見込みによる追加、社会福祉基金積立の追加を計上いたしました。2目障害者福祉費の扶助費においては、給付費等の見込による増減であります。7目保健福祉総合センター費につきましては、浴室内の修繕費、燃料代の精算に伴う指定管理料の追加であります。8目介護保険費につきましては、主に給付費の増加に伴う介護特会への繰出金の追加を計上いたしました。

4款衛生費におきましては、精算見込みによる減額であります。

6款農林水産業におきましても、事業の完了、または精算見込みによるものでありますが、3目農業振興費で、既に解体済みとなっております米田地内の「旧いろは」の駐車場の舗装撤去工事を計上いたしました。また、4目畜産業費では、地震被害による酪農組合への支援のため、町酪農振興事業補助金を追加計上いたしました。2項林業費におきましては、民有林造林事業の増に伴う補助金の追加、広域合併をする森林組合の業務管理ネットワーク整備の補助金を計上いたしました。3項水産業費におきましては、県営漁港整備事業の追加に伴う県負担金を計上いたしました。

7款商工費では、経済情勢の悪化に伴う中小企業の資金繰り対策といたしまして、借り入れにかかわる信用保証協会保証料の補給を、緊急的に最高で、全額まで引上げる補給金の追加計上をいたしました。

8款土木費では、事業完了、見込みに伴う減額がほとんどとなっておりますが、3項河川費において、県急傾斜地崩壊対策事業費補助金の追加を計上いたしました。

9款消防費では、柏崎市に委託しております消防事務につきまして、精算見込みによる委託料の追加計上であります。

10款教育費では、寄付金に伴う小・中学校費での教材備品購入費の追加を計上いたしました。

11款災害復旧費では、事業完了に伴う減額を、12款公債費では、長期債利子の減額を計上いたしました。

次に、歳入では、地方消費税交付金、地方交付税の留保分の全額計上、事業費の確定、執行見込みに伴う分担金、負担金、国、県支出金等の補正、寄附金の計上、宅造会計繰入金と財源調整による財政調整基金繰入金の減額計上をいたしました。

これによりまして、歳入歳出から、それぞれ補正額6,939万2,000円を減額し、予算総額を35億7,903万3,000円とするものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、ただいまの町長の説明のとおりであります。若干の補足説明をさせていただきます。

まず、補正予算事項別明細書の歳出からお願いいたします。279ページをお願いいたします。歳出全体につきまして、年度末を迎えましての事業確定、見込みによる予算整理になっております。279ページの議会費、総務管理費につきましては省かさせていただきます。

続いて、280ページにつきましてお願いいたします。文書広報費の例規集の追録、本年実績の見込みによるものの減額、地上波デジタル確認助成、これが大きな減額となっております。地上波につきましては、引き続き21年度以降も事業としては継続させてもらうというふうなことにしてござ

います。

企画費、ふるさと応援基金積立金につきましては、町長の説明のとおり現時点で本年度分を一度基金に積み立てたしまして、それぞれ希望された目的ごとに21年度に歳出に充当させてもらうというようなことで、1度積み立てをさせていただくというふうなことでございます。20年度は、16名の方から全体で582万円のご寄附をいただいております。

続いて、281ページ、指定統計調査費におきましては、歳入の統計関係の国庫委託金の確定によるもので、特に漁業センサスの委託金の追加がございましたので、年度末までの執行で調整させていただくというふうなものでございます。

続いて、282ページ、民生費につきましては、町長の説明のとおり、現在民生委員さんがお二人欠員となっておりますので、推薦委員会に係る報酬を計上いたしました。283ページまでは事業見込みによる増減でございます。また、国県補助につきましては、あわせて歳入におきまして連動しております。社会福祉費の社会福祉基金積み立て、これにつきましては故遠藤正之さんの奥さん、遠藤チエ子さんから100万円のご寄附をいただきまして、福祉に4分の1、産業振興に2分の1、教育に4分の1というふうなことで、福祉関係は一度社会福祉基金に積み立てさせていただきまして、また各事業に充当させてもらっているというふうなことでございます。産業関係は商工振興費に、教育関係は小中学校費にそれぞれ後で出てまいります、充当させてもらっております。

続きまして、284ページをお願いいたします。児童福祉総務費、子は宝支援金の追加というふうなことで、第3子分追加してございます。

285ページの衛生費につきましては、精算見込みによるものでございます。

286、287ページ、これにつきましても精算見込みによるもので、説明は省かさせていただきます。

288ページ、農林水産業費をお願いいたします。農業振興費の旧いろは駐車場舗装撤去につきましては、町長の説明のとおりでございますが、平成19年に解体は終了しております。畜産業費の酪農組合に対します助成金につきましては、町長の説明のとおり今回は水道、燃料配管関係の復旧に係る補助の追加というふうなものでございます。

289ページ、林業振興費、これも町長の説明のとおりでございますが、森林組合の広域合併ネットワーク化に伴いますものでございますが、中越よつば森林組合というふうなことで4月1日から4つの組合が広域合併するというふうな部分の支援でございます。

続いて、290ページをお願いいたします。漁港費の県営漁港負担金、それと商工業振興費の町中小企業保証料補給金の追加につきましては、町長の説明のとおりでございます。保証料補給金につきましては、急激な景気低迷による中小企業の資金繰り悪化の支援といたしまして、借り入れに伴う信用保証協会への保証料につきまして、町の補給を1,000万円まで最高全額というふうなことで緊急的に町が補給するものであります。

あと観光費のマリンビュー記念品の減につきましては、応募された1組以外が式を挙げた場合、

記念品代として予算として用意してございましたが、1組以外の式はなかったというふうなことで減額でございます。291ページの同じく観光費の観光協会補助金の減につきましては、CD「海雪」の購入助成を昨年6月補正で観光協会補助事業として追加計上いたしました。その分の精算に伴う今回は減額計上というふうなものでございます。

続きまして、土木費につきましては、事業の精算に伴うものでございますが、294ページをお願いいたします。住宅費をお願いいたします。住宅管理費の中で、住資源報奨金の追加1件、あと1件につきましててまり団地の紹介者の報奨を追加計上してございます。20年度は、3件が該当しているというふうなことでございます。

あと住宅建設費につきましては、これは事業完了に伴う工事費の確定というふうなことで減額とともに、財源内訳に県補助金の災害公営住宅等建設事業費補助金が当初予定しておりませんでした。これが該当いたしましたので、歳入部分、財源内訳で財源更正をしております。

295ページ、消防費につきましては、柏崎市の消防事務委託料につきましては、当初は計上部分のみの柏崎市さんからの見込みというふうなもので予算計上しておりましたが、全消防施設に係る修繕、普通建設事業の臨時的な部分の本町の割り当てというふうなことで追加計上というふうなものでしてございます。

あと消防施設費につきましては、財源更正をしておりますが、これは国の1次補正で深町地内の防火水槽設置工事が臨時交付金に該当しておりましたので、最終的に起債の借り入れを取りやめ、臨時交付金の財源といたしましたので、その部分の減額というふうなもので財源更正をしております。

続いて、296ページ、教育費でございます。小学校費、学校管理費におきましては、寄附をいただきました川西地内の学校果樹園の部分の整備というふうな部分で関係費を計上しております。それと、小学校費、中学校費で、これは遠藤チエ子さんから寄附をいただいた部分で、教育備品というふうなことで、小学校につきましてはポータブルワイヤレスアンプ、中学校につきましてはスクリーン、スチール書庫というふうなものを購入させていただくというふうなことで計上いたしました。

300ページの災害復旧費、301ページの公債費につきましても、これは精算見込みのものでございます。

次に、268ページに戻っていただきたいと思っております。268ページをお願いいたします。歳入部分でございます。地方消費税、地方交付税につきましては留保分の追加で、決算額の計上でございます。

以下分担金、使用料、国庫支出金につきましても事業の精算見込みに伴うものでございます。

270ページの民生費国庫補助金、次世代育成支援対策交付金につきましても追加というふうなものでございます。

271ページ、地方道路交付金につきましては、これも追加でございます。

274ページをお願いいたします。財産売払収入につきましてでございます。実は、昭和60年購入のロータリー除雪車を所有しておりましたが、この売払収入でございます。実は、正直現在除雪ドレーザーを6台所有しておりますが、ロータリー除雪車として排土板とロータリーのアタッチメントの交換によりまして、ロータリー機能に対応できるものが1台ございます。しかし、昭和60年購入のロータリーの出番というのが最近特になかったというふうなものでございます。というふうなことで車庫に眠っていたわけなのですが、川口町さんのほうから購入希望がございまして、今回売り払いをさせていただいたというふうなものでございます。本体自体が50万円と4,000円分は自賠責の残りの部分というふうなことで、50万4,000円で売り払いをさせていただきまして、24年経過しておりますが、また有効に多雪地帯で利用をというふうなことで今回売り払いをさせていただきました。

あと275ページ、寄附金につきましては、歳出で申し上げましたとおり、故遠藤正之氏の奥さん、遠藤チエ子さんからのご寄附というふうなことで100万円をご寄附いただいたものをのせてございます。100万円につきまして、教育に25万円、商工寄附金に50万円、民生費に25万円というふうなことで、合計100万円というふうなことでございます。

あとふるさと納税寄附金につきましては、全額の計上というふうなことでございます。

275ページ、繰入金につきましては、宅造会計からの分譲に伴う繰り入れが大きな金額となっております。

続きまして、276ページをお願いいたします。276ページ、基金繰入金についてでございますが、交付税関係の留保分の追加というふうなもので、財源調整によりまして財政調整基金の繰り入れ減をするものでございます。今回の財政調整基金の戻しによりまして、若干残りはございますが、ほぼ年度末にはまた全額繰り入れできるのではないかなと、戻すことができるのではないかなというふうなことで、天領の里運営基金につきましては、工事の関係が臨時交付金の起債対象になったというふうなことで、天領の里運営基金からの繰入金は減額というふうなことで振りかえをさせていただいております。

諸収入につきましては、受託事業収入につきましては、町内特定健診分の広域連合からの受託に係るものを追加してございます。

277ページ、町債につきましては、財源振りかえまたは精算などによる増減であります。

続いて、262ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございます。追加、廃止につきましては、財源振りかえによるもの、また変更事業の精算見込みによるもので今回第2表を整理してございますので、よろしくをお願いいたします。廃止につきましては、防火水槽事業、これは臨時交付金の該当になったというふうなことで、起債のほうは廃止というふうなものでございます。

続いて、次のページ、264ページ、第3表、繰越明許費をお願いいたします。この表につきましては、2月26日の臨時会で議決をいただきました国の第2次補正予算に係るものがほとんどとなっております。農林水産業費の旧いろはの舗装撤去につきましては、今回補正で計上のものでござい

ます。また、錨につきましても、遺失物等の趣旨の経手関係によりまして、その後の処理に日数がかかったというふうなことで繰り越しとさせていただきたいというふうなことでございます。公営住宅事業につきましてはシャワー工事、街並環境につきましては尼瀬の公衆便所設置というふうなことで繰り越しをお願いしたいというふうなことでございます。

302ページをお願いいたします。302ページ、給与費明細書でございますが、非常勤の報酬の増減によるものをのせてございます。

303ページにつきましては、職員給の追加でございます。昇格関係で整理したものが若干の不足が生じておりましたので、今回整理をさせていただいて、追加させてもらっております。

305ページをお願いいたします。先ほどの地方債補正の残高を整理した調書でございます。

以上、一般会計補正予算関係の補足説明終了させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、田中議員。

○9番（田中 元） 先ほど住宅の建設の住宅だから、ごめんなさい。294ページですね。住宅建設でもって1,900万円の工事減になっておりますが、これは一般会計が減ったということで、この分は先ほどあった270ページの公共土木の施設災害復旧工事の負担金が収入として余計に入ってきているという、この相殺の関係と、こういうふうになるのですか、それとも実際の入札価格が1,900万円安くなったということなのですか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（中川正弘） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 住宅建設の工事請負費につきましては、予算上は設計による見積もりを基本にしまして予算計上させていただいておりますので、その段階で少し余裕を持たせていただいたような部分で予算をいただいております。実際今回の住宅の建設に関しましては、入札をいたしました結果、大分受注者の皆さん方に入札で頑張らせていただきまして、設計額に対して大分落札額のほうが低くなったというような結果で、最終的に工事請負費が1,900万円ほど執行しなくてよくなったというところでございます。

○議長（中川正弘） 1番、小林議員。

○1番（小林泰三） 済みません。280ページの中ほどの地上波デジタル確認助成金減とありますが、これ一応出雲崎町内各地結構数多く確認されたのではないかと思います。これについて図面か何か映りがいいところ、悪いところとか、そんなので落とされたりされたのでしょうか、いかがですか。

○議長（中川正弘） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 町内をやっているのですが、実際予定した金額、件数自体が27件というふうなことで、思っていたほど伸びなかったというふうなことで、ただこれ全協でもお願いしてございますが、新しい地上波のアンテナの補助とあわせて21年度、22年度も引き続き続けていきたいと

いうふうなことで今回は落とさせてもらって、また新年度で上げるというふうな形をとっております。実際27件の中で、八手のほうと川西の一部でやはり映りが悪いところありますが、実際図面上は落としてありますが、件数少ないもので、実際もうちょっと広がった段階で地域特定していかなければいけないかと思いますが、件数的には伸びなかったというふうなことでございます。

○議長（中川正弘） 2番、田中議員。

○2番（田中政孝） 274ページの物品売払収入ですけれども、ロータリー車を売却というふうなことで、確かに近年少雪でこのロータリー車が活躍する面も大変少なかったというふうに思っておりますし、24年間で大体どの程度使用というか出たことがあるのですか。もうほとんど私は記憶がないのですけれども。それと、購入価格をちょっと聞かせていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

もう一つ、これはウェディングカップルについて、来年度分、21年度分は3月7日が締め切りか何かだと思ったのですが、その状況についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 購入価格につきましては、2,261万円という価格で購入をさせていただいております。ただ、その購入した昭和60年前後はすごく寒い年が続きましたので、その購入した当時は大分活躍していただいてももらいましたけれども、その後はずっと暖冬が続きました、どちらかといいますと車検をとるために、あるいは年1回の定期点検を受けるために稼働するというような状態で、それから最終的には小木之城線の春先除雪、そういったもので使うというふうなことが主で、余り本来の除雪ロータリー車としての使い方はございませんでした。今までの24年間でたしかアワメーターで六百数十時間ぐらいの稼働時間しかなかったものですから、1年間にすると20時間、25時間ぐらいしか稼働しないという状態でございます。

○議長（中川正弘） 産業観光課長。

○産業観光課長（加藤和一） 今ほどの問い合わせですけれども、1件受け付け済み、それから1件が郵送で土曜日に郵送したというものがきょう一応到着予定、合計2件となる見込みです。

以上です。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） まず、283ページの保健福祉センター管理費、指定管理料追加になっておりますが、これ当初予算不足していたのかどうか、そこら辺ちょっとお聞きしたいというふうに思っています。

それと、288ページですが、農業振興費、旧いろは駐車場舗装撤去工事、これ621万円かかっておりますが、これ具体的にちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

それと、同じ畜産業費が酪農振興事業補助金追加になっておりますが、私ちょっと記憶違いならいいのですが、この追加が前にもあったような気がするのですが、そこら辺どうなのか、ちょっと

具体的にお聞かせ願いたいということでもあります。

そして、その次のページの290ページ、水産業費、漁港費、県営漁港整備事業負担金追加ということになっておりますが、震災等の関係なのかどうか、そこら辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上でとりあえずお願いしたいと思います。ごめんなさい。もう一つ、2つありました。1つですね。294ページ、住宅費なのですが、街なみ整備事業補助金減、これは多分申し込みが少なかったからそうなっていると思いますが、これ何件ぐらい申し込みされているか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上でとりあえずお願いします。

○議長（中川正弘） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） それでは、初めに283ページ、保健福祉センター管理費の指定管理料の追加についてご説明をさせていただきます。

このたびの指定管理料の追加につきましては、昨年度の夏場からの灯油費の高騰によるものが主な原因となってございます。おふろ等につきまして、灯油をかなりの量使います関係で、灯油価格が高騰したことによりまして支出がかなり増えました。指定管理者におきましても、経営努力をかなりして、収入等も、または節約等にも努めたのですが、どうしてもやむを得ない事情があるというふうなことで、この増額分について認めた上で変更の協定を締結する運びとさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中川正弘） 産業観光課長。

○産業観光課長（加藤和一） それでは、288ページのいろはの駐車場、旧いろは駐車場舗装撤去工事ですが、舗装工が約2,000平米ございますけれども、舗装工、それをすべて撤去して、原形に復して地主さんにお返しするというものでございます。ただし、乗り入れについてはそのまま存置するという設計内容で、621万6,000円をお願いするものでございます。これは、議決いただいたら発注して、早期にけりをつけたいというふうに思っております。

それから、畜産業費の同じページの酪農振興事業補助金追加でございますけれども、これ重油の関係の配管と水道関係の配管の破損が発見されたわけですが、内容をよく調べました結果、やはり地震に起因するものだろうというふうな結論に至りまして、今回追加させていただいて復旧させていただきたいということでございます。

それから、290ページの漁港費ですけれども、県営漁港整備事業負担金追加ですが、これは県のほうからの事業費の増、仕事を進めてよいかというようなお話がありまして、できるだけ早くお願いしたいというような中で今回追加させていただいたというものでございます。

以上です。

○議長（中川正弘） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 街なみ整備助成金の実績でございますけれども、今年度は1件改修をやっ
ていただいている住宅がございます。今回減額させていただく金額につきましても、見込みとして
は1件分の相当額を減額させていただくということでございます。

以上です。

○議長（中川正弘） よろしいでしょうか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） わかりました。1つだけ聞きたい。再度お願いしたいのですが、町酪農はいい
ですが、290ページの漁港費、これは地震なのかどうかちょっとお聞きしたかったのですが、290ペ
ージの漁港費、240万6,000円ありますが、地震なのか、県の事業に従ってこれを払っているのか、
どちらのほうなのでしょう。

○議長（中川正弘） 産業観光課長。

○産業観光課長（加藤和一） この内容は、地域水産物供給基盤整備事業という漁港整備事業のお金
と、それから県単の漁港整備事業2件についてでございます。地震とは直接関係ございません。

○議長（中川正弘） 5番、山崎議員。

○5番（山崎信義） ちょっと確認させてください。農林水産業費の今の3目の15節いろはの関係で
すが、私のほうにちょっと依頼めいた話も来たのですけれども、できたら駐車場になる部分につい
てはそのまま残しておいてほしいというふう聞いておったのですが、そのような話をついたので
しょうか。結局撤去して渡すことになっていきますけれども。

○議長（中川正弘） 産業観光課長。

○産業観光課長（加藤和一） この予算をつくるときには、一応すべて撤去ということで、その時点
ではそうだったのですが、その後話がございます、3月の24日に現場で立ち会いして本人さん
の希望を聞くということが決定しております。

〔何事か呼ぶ声あり〕

○産業観光課長（加藤和一） これから立ち会う。この今の関係は、その当時はまだ全くすべて撤去
して、きれいに更地にしてお返しするというのでこれにのっているのですけれども、その後寺
のほうとといいますか、地主さんのほうから連絡がございまして、3月24日に現場立ち会いさせてい
ただきたいということです。はい。

○議長（中川正弘） ほかにありますか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定によ
り委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（中川正弘） 日程第7、議案第5号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第5号、国保特会につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正は、歳入予算では1款国民健康保険税を収入見込額により減額するほか、交付決定に伴い5款国庫支出金から9款共同事業交付金までを、いずれも減額するものであります。

歳出予算では、1款総務費に制度改正に伴う電算システム改修費を計上いたしました。また、保険財政共同安定化事業等の拠出金の確定に伴い、7款共同事業拠出金を減額したほか、事業実績に伴い2款保険給付費及び8款保健事業費を減額いたしました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ1,698万7,000円を減額し、予算総額を5億7,512万5,000円とするものでございます。

なお、本補正予算につきましては、去る2月25日に開催した町国民健康保険運営協議会において、ご承認をいただいているところであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） それでは、国保会計の補正につきまして補足説明をさせていただきます。

このたびは、減額の補正予算となっております。歳入予算につきましては、交付決定等によりまして収入見込額にあわせた補正をし、歳出予算につきましては事業実績または拠出金の確定等に基づき補正するものです。

主なものを説明いたします。254ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。補正額の大きなものは、歳入につきましては9款共同事業交付金、歳出につきましては7款共同事業拠出金で、いずれも減額補正となっております。この事業は、市町村国保の財政安定化のために一定額以上の医療費の支払いを県内の市町村国保が共同で行うというものでございまして、歳出におきまして拠出金を拠出し、歳入において実際に発生した対象となる医療費に応じて交付を受ける事業でございます。国保連合会からの額の決定に基づきまして補正をするものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正） 265ページ人間・脳ドック検診委託料減100万円になっておりますが、一応希望がなかったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） この人間ドックにつきましては、今年度30歳から74歳ということで対象を広げたところでございます。当初で人間ドックにつきましては320人を予定して予算を計上させていただきました。結果といたしまして申請があつて受診していただいた方が302人ということでございます。また、この中には脳ドックも含まれております。こちらのほうにつきましては、当初80人が実際は39人ということでございまして、減額の大きなものにつきましては、脳ドックについての希望者が当初予定したよりも少なかったということが要因かと思われま。

○議長（中川正弘） ほかに質疑ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（中川正弘） 日程第8、議案第6号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第6号、介護特会につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正は、歳出予算では、1款総務費に、介護報酬改定に伴う電算システムの改修経費等を計上したほか、2款保険給付費に、デイサービス、短期入所等の居宅介護サービス利用者の増などに伴い、介護サービス給付費を追加いたしました。また、4款基金積立金に、平成21年度からの介護報酬引き上げに伴う介護従事者処遇改善臨時特例交付金の創設に伴う基金設置のための経費を計上いたしました。

以上の財源といたしましては、国県支出金、支払基金交付金及び一般会計からの繰入金をそれぞれの負担割合に応じて計上しております。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ1,182万1,000円を追加し、予算総額を5億7,609万1,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 介護特会の補正につきまして補説説明をさせていただきます。

歳出予算からお願いいたします。274ページをお願いいたします。1款総務費では、電算システム改修経費等について所要の額を計上しております。この電算システムの改修費につきましては、おおむね2分の1が国庫補助金で措置されることになっております。

次に、275ページをお願いします。2款保険給付費におきまして、デイサービス等の居宅介護サービス費用の増加が見込まれることから、1款介護サービス費等諸費に500万円を追加計上いたしました。

続きまして、277ページをお願いします。4款基金積立金では、介護給付費の追加に伴い、1目介護給付費準備基金の積み立てを91万4,000円減としております。これによりまして、同基金の年度末残高は4,745万3,000円が見込まれております。

また、2目介護従事者処遇改善臨時特例基金につきましては、議案第13号で基金条例をご審議いただくこととなりますが、全額国の交付金を原資として積み立てるものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。271ページをお願いします。3款国庫支出金のうち6目の介護従事者処遇改善臨時特例交付金ですが、同交付金として国から407万2,000円が交付されます。

また、国庫負担金、次のページの4款支払基金交付金、5款県支出金、その次のページの7款繰入金につきましては、歳出予算の保険給付費等に見合う負担額をそれぞれの負担割合により予算計上しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、田中議員。

○9番（田中 元） それでは、歳出274ページ、どこもいつもそうなのですが、大体電算システムの改修委託料というのがどうしても追加、追加、追加で出てくるようです。決して今回の補正だけではなくて、それも今の保健福祉課だけではなくて全般にそうなのですが、ここでも約190万円、200万円、それから次の3項でも56万7,000円というふうにしてどうしても委託料が追加になっているのですが、今回の場合はここに書いてある介護報酬改定分ということで、こういうものが必ず年度の途中でどうしても出てこなければならないものなのですか。その辺は、当初から考えられるような予算措置ができるのかできないのか、その辺をちょっとお聞かせ願います。

○議長（中川正弘） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） このたびの介護報酬改定分と申しますのは、来年、平成21年度から始まります第4期の介護計画において、国の年末から新年にかけて決まりました予算において介護報酬を3%上げるというふうな決定に基づく、それに基づいての電算の改修システムでございますので、国の報酬単価が改定なければこの経費は上がってきませんでしたが、国が3%上げるという結果を受けてのものになります。あわせまして、3項の介護認定モデル事業につきましても、来年度からの新たな介護認定に伴うものでございまして、国の決定を受けての予算の補正というふうになっております。

以上です。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） ちょっとお聞きしたいのですが、後でもいいと思います。とりあえず言っておきますが、介護認定審査会費です。274ページです。私は、要介護認定審査会負担金については仕方ないかなと思っているのですが、そこである人から聞いたのですが、要介護度2の人が要介護1になったと。症状は変わらないのだけれども、どういふのだかというふうなお話がちょっとありまして、実質的問題として要介護、高いところから低くなった人というのは何人ぐらいあるのかどうか。今ではなくてもいいです。お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（中川正弘） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） その詳細の資料につきましては、ただいま手元にございませんで、後ほど回答したいと思います。

○議長（中川正弘） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 平成20年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（中川正弘） 日程第9、議案第7号 平成20年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第7号、後期高齢者特会につきましてご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、所得割額、均等割額の軽減、被扶養者軽減の継続等、繰り返し見直しが行われております。

このたびの補正では、これらの制度改正に伴い、歳入では保険料及び繰入金を、歳出では広域連合への納付金の減額を行いました。また、平成21年度以降の保険料の軽減に対応した電算システムの改修が必要となりましたので、所要の額を予算計上いたしました。

なお、この財源は、全額国庫補助金で賄われることになっております。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ689万1,000円を減額し、予算総額を6,548万円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 補説説明をさせていただきます。

歳出予算につきまして補足説明をさせていただきます。283ページをお願いいたします。1款総務費では、今ほど町長からの説明のとおり、国の保険料軽減措置の対応に係る電算システムの改修経費としまして174万3,000円を計上いたしました。これは、平成20年の6月及び9月に政府決定されたものを受けた対応でございまして、当該経費につきましては全額国が財源措置をすることになっております。

次に、284ページをお願いいたします。3款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料の軽減措置に伴いまして、町が徴収する保険料及び一般会計から繰り入れる額が減額となりますので、広域連合への納付金につきましても見合いの額を減額するというものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 平成20年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（中川正弘） 日程第10、議案第8号 平成20年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第8号につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳出では管路工事、浄水場整備工事の精算による工事請負費を減額し、運営準備基金積立金を計上したほか、年度末を迎え各費目の予算整理をいたしました。また、歳入では、簡易水道加入金、水道使用料などを追加し、町債を減額いたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額86万1,000円を追加し、予算総額を1億5,986万1,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明をさせていただきます。

歳出292ページからになりますけれども、ご覧のとおり精算に伴う予算整理をさせていただくものでございます。1款2目の運営準備基金費は、黒字の積み立てでございます。

3款の水道施設費では、工事請負費が大分減額となっておりますけれども、水道管の埋設を浅くしたり、汎用品を採用するなどの結果で費用が抑えられたものでございます。

戻りまして、290ページ、歳入でございますが、こちらも予算整理をさせていただくものでございます。

次に、288ページ、まず第2表の地方債補正でございます。簡易水道事業債の限度額を1,960万円

に変更させていただきました。

また、第3表、繰越明許費でございますけれども、国の補正予算の成立がございましたことから、上中条浄水場の非常用発電機設置工事の工事費全額を繰り越しさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 平成20年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（中川正弘） 日程第11、議案第9号 平成20年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第9号につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、年度末を控えての精算見込によります予算整理を行いました。これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額240万円を減額し、予算総額を2,360万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

歳出302ページをご覧ください。2款浄化槽費の11節は、精算見込みによる減額でございます。

また、5款災害復旧費につきましては、浄化槽3基の災害復旧を行いました。この精算による減額でございます。

次に、歳入でございますが、前のページになります。5款町債につきましては、歳出の工事請負費の減額によるものでございます。

これによりまして299ページの第2表、地方債補正でございますが、ご覧のとおり補正後の限度額を400万円とさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 町長にご相談なのですが、303ページなのですが、地方債、年度末現在高で見込みは1億900万円という状況になっておりますが、値下げすることは考えておられませんでしょうか、そこら辺どうなのか。

○議長（中川正弘） 特生ですよ。水道事業じゃないですよ。

○4番（田辺雅巳） 早く言うと少なくなってきたから特定排水料は減額にならないのかどうか、そこら辺ちょっとお聞かせ願いたいというふうに思っています。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 非常にこれらの事業につきましても、流動性もあるわけでございますし、またいろいろ災害、いろいろなまたときの対応もございますので、単に今町債の残額あるいはいろいろの面の金額だけに交流することなく、安定した特別会計を運用するという意味におきまして、今これをどうするというのではなくて、またそれぞれの状況変化によりまして柔軟に対応するというふうに考えています。

○議長（中川正弘） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 平成20年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（中川正弘） 日程第12、議案第10号 平成20年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第10号につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、年度末を控えての精算見込によります予算整理を行いました。これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額130万5,000円を減額し、予算総額を1億8,000万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明をさせていただきます。

歳出310ページからになりますけれども、ご覧のとおり予算の整理をさせていただくものでございます。

戻りまして、308ページ、歳入でございます。2款の使用料では、水洗化が進みましたことにより収入が若干増えております。

下のページ、雑入の機械設備損害補償金につきましては、雷被害によりましてマンホールポンプの機器の修理をいたしましたけれども、これに係る保険金の収入でございます。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 平成20年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（中川正弘） 日程第13、議案第11号 平成20年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第11号につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、年度末を控えての精算見込によります予算整理を行いました。これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額480万円を減額し、予算総額を2億9,050万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明させていただきます。

歳出320ページをご覧ください。ご覧のと通りの予算整理をいたしました。1款総務費、27節の消費税につきましては、今年度は850万円を納める見込みとなりましたので、150万円減額させていただきました。

また、次の321ページ、13節の汚泥処理業務委託料の減につきましては、作業の効率化を図ったこととそれから年間の処分量が30トンほど少なくなったことによる減額でございます。

それから、歳入、317ページでございますけれども、こちらもお覧のとおり予算整理をいたしました。下水道事業費分担金が7件増えまして、今年度12件分となりました。てまり団地が8件、その他の地域で4件という状況でございます。また、下水道、それからそのほかの汚水処理関係も含めまして、今年度は水洗化の状況が2ポイントほど上回る見込みになっております。全体的では、89.7%ほどの水洗化という見込みになりますが、新年度、4月1日現在の世帯数等でまた詳細に整理をした上で、また後日ご報告をさせていただきたいと思いますが、90%近い数字になってきたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 平成20年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（中川正弘） 日程第14、議案第12号 平成20年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第12号につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、川西第2期団地内の応急仮設住宅が撤去されたことから、仮契約としていた6区画について正式に売買契約をし、これにかかわる土地売払収入を追加計上いたしました。また、歳出には、売払収入の一部を一般会計に繰り出すため、繰出金を新たに計上いたしました。これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額2,241万1,000円を追加し、予算総額を3,600万8,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明させていただきます。

歳出328ページをご覧ください。1款事業費は予算整理で、販売PRを縮小したことによる減額でございます。

下のほうの一般会計繰出金につきましては、今年度てまり団地で4区画、川西団地で予約の6区画の販売により生じた余剰分でございます。あと残っている区画につきましては、てまり団地でマリレビューウェディング用を除きますと1区画、それから川西団地で2区画という状況でございます。

戻りまして、歳入でございます。326ページ、ご覧のとおりでございます。

4款の国庫支出金につきましては、深町団地テレビ共同受信施設の地上波デジタル改修工事が総務省の電波遮へい対策事業費等補助金に対象になりましたので、新たに計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 出雲崎町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第15、議案第13号 出雲崎町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第13号につきましてご説明申し上げます。

平成21年度からの介護報酬につきましては、介護従事者の処遇改善を図るために3%の引き上げが行われますが、国ではこれに伴う保険料の上昇を抑制するために、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を創設したところであります。当該交付金につきましては、第4期計画期間中における保険料に限った措置であることから、同交付金を適正に管理、執行するために、新たに基金を設置する必要があります。基金として積み立てる額は、町が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額としております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 議案第13号につきまして補足説明をさせていただきます。

条例案第2条の基金の額でございますが、基金の額といたしましては保険料の軽減分として357万1,643円が、そしてその他の当該交付金の広報啓発等の経費として50万円が交付される見込みですので、総額407万1,643円を予定しております。この経費につきましては、今ほどご審議をいただきました議案第6号での補正予算に計上してある額でございます。

また、この基金の処分につきましては、第6条に掲げます財源に充てる場合のみ取り崩しができることになっており、この条例が失効する平成23年度末におきまして当該基金に残額がある場合は国庫に納付することになっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

（午前10時45分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

○議長（中川正弘） 保健福祉課長より発言の申し出がありますので、許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 先ほど田辺議員のほうからご質問のございました、介護認定度がよくなった方、下がった方の人数ということでございました。それにつきまして資料を調べましたが、個々の方につきましての介護認定度の下がった、上がったということの資料を取りまとめたものはございません。個別に必要がありましたら、ご本人のほうからお話しいただければ、どういう状況がどういうふうな形に変更になって、認定度がこのように決定したというふうな形でお答えをさせていただければと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） わかりました。

◎議案第14号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 続きまして、日程第16、議案第14号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する

る条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第14号につきましてご説明申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、平成20年度の人事院勧告によりまして、1週当たり40時間から38時間45分に、また1日当たりの勤務時間を8時間から7時間45分に職員の勤務時間の短縮が勧告されたことにより、国の実施と同様に本年4月1日からの実施のために関係条例を一括改正するものであります。

また、これと関連いたしまして服務規程を改正することとし、勤務の終業時間午後5時30分を5時15分に改正するものであります。

この実施とあわせて、管理職職員初め職員は公務能率の一層の向上に努める所存であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足説明をさせていただきます。

町長の説明のとおりでございますが、関連する条例の一括改正というふうなことで、勤務時間、休暇等に関する条例、育児休業に関する条例、職員の給与に関する条例、この3条例の改正でございます。

まず、第1条の勤務時間、休暇等に関する条例改正につきましては、通常の職員の1週間当たりの勤務時間40時間を38時間45分に、また1日当たり8時間を7時間45分への改正とあわせて再任用短時間勤務職員の時間数に変更というふうなものでございます。また、根拠引用となる字句の訂正もあわせて改正してございます。

次に、第2条の育児休業に関する条例につきましては、育児短時間勤務職員の1週間の中のいろいろな勤務パターンごとの今回影響しました変更でございます。

第3条の職員の給与条例改正につきましても、短時間勤務職員の時間数の変更を行うものでございます。この関係で、国はこの4月からスタートというふうなことで、本町も実は平成19年3月定例会でお昼の休息時間を改正したところによりまして、午後5時15分の勤務時間を5時30分までというふうなことで改正したばかりでございましたが、このたびの勧告によりまして、また5時15分に戻るというふうなことになるかと思いますが、住民の方にはご不便をおかけしないように、事前の電話受け付け、また業務終了後に清掃を行うなどというふうなことで十分な対応をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第14号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第15号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第17、議案第15号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第15号につきましてご説明申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、平成20年度の嘱託員会議の中で、嘱託員の役割について改めて照会があったことがもととなっております。今まで嘱託員の職務につきましては、慣例的なものの運用で特段明文化しておりませんでした。このたび規則で内容を整理するとともに、名称を「行政区長」に改正するものであります。また、近年、特に依頼内容が増加してきており、若干ではあります。報酬を増額改定するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） ただいまの町長の説明のとおりでございますが、資料といたしまして規則案添付してございますが、昨年の10月秋の嘱託員会議で規則案につきまして概要の説明を嘱託員さんにしてございます。また、取り扱い事務量が近年増加する中で、平成12年以来報酬額の見直し行っていないものでしたが、このたび若干のアップというふうなことで、平均割で4,000円、世帯割で1世帯当たり100円の増額というふうなことにさせていただくというものでございます。ちなみに、30世帯を例にいたしますと、年7,000円の増額というふうなことになるかと思えます。報酬の値上げによります全体の影響額は、45万円弱というふうなことになりますが、現在各集落に自主防災組織等をお願いしてございます。そんな中で、平成20年取り組みが増えてきております。さらに、21年度以降また取り組みをお願いする中で、名称等も嘱託員というふうな名称から行政区長というふうなことで今回改正とあわせてのものでございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第15号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第16号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第18、議案第16号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第16号につきましてご説明申し上げます。

平成14年に住民基本台帳ネットワークシステムがスタートし、住民票の写しの広域交付や転入転出の手続きが簡素化され、現在住民基本台帳カードの交付を行っているところであります。総務省は、当初から住民基本台帳カード普及のため作成には特別交付税措置をしておりますが、さらに平成20年度から3年間、窓口で徴収している手数料についても交付税措置をし、普及促進を図ろうとしております。

昨年5月から住民基本台帳法の一部改正により住民票の写しの交付請求時における窓口での本人確認が厳格になり、銀行や郵便局の窓口等でも犯罪防止等のために本人確認をしております。運転免許証をお持ちでない方、高齢者等が運転免許証を自主返納した場合など、かわりになる本人確認書類として住基カードが有効ですので、平成21年4月1日から平成23年3月31日まで特例として交付手数料を無料とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、補足説明をさせていただきます。

町長の提案理由のとおりですが、住民基本台帳ネットワークシステムの活用により、平成18年10月からは年金受給者の現況届が不要になりました。また、公的個人認証サービスを利用した所得税の確定申告です。これには住民基本台帳カードが必要になりますが、イータックスでの電子申告ができるなど、いろいろなサービスを受けることができるようになりました。住民基本台帳カード、略して住基カードといいます。市町村窓口での活用普及が少ないせいか、平成21年1月の県内全体の累計実績でも3万2,848枚、当町で32枚の交付となっております。総務省は、当初からカードの作成費として1,000円を交付税措置し、さらに今回発行手数料の500円を無料化した市町村についても平成22年度まで交付税措置をし、普及促進を図ろうとしております。基本的に申請すれば、無料で住基カードを入手できるということになります。現在役場、銀行、郵便局等いろいろな窓口等で本人確認が必要となっておりますが、写真つき住基カードであれば大変有効です。役場窓口での住基カードの申請の際には、証明書写真をご用意いただいて、ぜひ写真つき住基カードにされるようお勧めいたします。

以上です。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第16号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第17号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第19、議案第17号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第17号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、最近の景気低迷により経済的不安などによる借入希望者の拡大にこたえるため、町奨学金貸与基金の基本額を現在の4,500万円に1,700万円を増額し6,200万円といたしまして、将来にわたり安定した基金運営を可能にしていくものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

教育課長。

○教育課長（田中秀和） 補足説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、今町長さんの説明のとおりでございます。平成20年度に当たりましては、4人の方が申請をされまして、この改正によりまして当面年4人程度の借り入れ者を予定してこの基金運用に当たっていきいたいというふうに考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第17号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第18号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第20、議案第18号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第18号につきましてご説明を申し上げます。

本町では、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するために、子供を安心して産み育てる環境整備に努めているところでありますが、平成21年度から新たに子ども育成支援金支給事業を創設し、幼児教育期における子どもの健やかな育成を支援したいというものであります。対象とする子供は、4、5、6歳児で、町の「子は宝」支援金の支給を受けていない子とし、年額3万円をその保護者に支給することといたします。

また、小・中学校入学祝い金事業につきましても、小学校入学祝い金は2万円を3万円に、中学校入学祝い金は3万円を5万円にそれぞれ引き上げると言うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 議案第18号につきまして補足説明をさせていただきます。

定例会資料の17ページをお願いいたします。このたびの条例改正は、2点ございます。第1点目は、子供育成支援金の創設です。対象年齢を小学校就学前の3学年といたしましたものは、一般に保育所に子供が共通して通う年齢が4歳から6歳であること、また3歳未満までは児童手当がすべての児童に対して月額1万円となっておりますが、その後は第1子、第2子は5,000円に減額されること等を総合的に考慮してこの年齢としたものでございます。また、子は宝支援金の支給対象となった子は、支給対象から除いております。なお、本町に転入してきた子につきましても、当該支援金の支給対象とするものでございます。支給先、支給時期等は資料のとおりです。

第2点目は、小中学校入学祝金の引き上げを行うというもので、町長が今ほど説明したとおりでございます。一部条例改正の新旧対照表は、資料の29ページにございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第18号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第19号 出雲崎町「子は宝」支援金支給に関する条例を廃止する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第21、議案第19号 出雲崎町「子は宝」支援金支給に関する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第19号につきましてご説明申し上げます。

「子は宝」支援金支給事業につきましては、平成13年度から事業が開始され、これまで延べ116人に対し2,470万円を支給し、多子世帯の経済的負担軽減に一定の成果を上げてきたところであります。この事業は、3人以上の子供がいる世帯に着目して支援を行っているものでございますが、近年の子育て世代の状況をかながみますと、これからは対象を広げた中での支援が妥当であると考えられますので、この際当該事業を廃止し、新たな事業を展開することとしたものでございます。

なお、廃止する期日は、1年間の経過期間を設け、平成22年4月1日とするものであります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 議案第19号につきまして補足説明をさせていただきます。

子は宝支援金のこれまでの支給件数は、116件でございます。このうち出生によりますのが43件、1,330万円、転入によりますものが4件、60万円、それと13年度の制度創設時に特例措置によりますのが69件、1,080万円の支給となっております。また、この条例の廃止には1年間の経過措置を設けておりますので、平成22年3月31日までに出生または転入した子につきましては、「子は宝」支援金の申請等が同年の4月1日以降となりましても支給の対象となるものでございます。

なお、廃止する条例の第7条に規定してあります転出等に伴います支援金の返還につきましては、条例廃止後におきましても3年間はその効力を有するというふうな形でさせていただきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 町長は、今課長から説明受けていると思いますが、116件、43件、生まれて、1,330万円支給されているということなのですが、これについて町長は廃止に当たってはおおむね達成しつつあるということなのですが、この数字聞いて、ご覧になってどんな感想お持ちでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） これにつきましては、制定した時期、そして今日までやはりこの「子は宝」支援事業は非常に有効であったと、しかも遡及措置もいたしたわけでございますので、有効であったと私は認識しております。また、支給のいただいた方々も非常に子育てに大きな1つのお力添えになったと確信もいたしているわけでございますが、最近の出生状況、子供さんのお生まれになる状況を勘案いたしますと、これは議会の皆さんからもご意見もあつたわけでございますし、それら

のいろいろな意見を幅広く聴取し、検討した結果、よりすそ野を広げて、そして大勢の皆さんからこれらの子ども育成支援事業の恩恵といたしましょうか、少しでもお力になればということで、今回この新しい制度を立ち上げるために「子は宝」支援事業、これもこの21年度継続をしながら、22年度から廃止をするというようなことをご提案申し上げているわけですので、よろしく願います。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 有効であったと町長は申しました。おおむね目的達成したという点では同じような言葉に聞こえますが、確かにことし、今年度は多分7名だと思いますが、その後増えたかどうかちょっとわかりませんが、昨年度は2名という状況で、昨年度は2人という少なかった面はあります。そうだけれども、まだ支給を受けたいというわけではないけれども、3人、4子を、5子を産もうという人たちから見れば残念だなというふうな気もします。それで、それによって子供を産むのをやめたという状況にはないかと思えます。そうだけれども、産み育てる関係からいえば、やっぱりどうしてもこの制度あれば有効活用できるという点では、1人であろうと二、三人であろうとどうであろうとやっぱりこれ必要ではないかと私は思っております。一般質問でまたいたしますが、その点について町長についてまたお聞かせ願いたいと思えますが、私としては基本的には全協でお話したように、「子は宝」支援事業は存続させて引き続き頑張ってもらいたいというふうに思っております。そういうことで、ひとつ一般質問のときはまたよろしく願いたいと思えます。

以上です。

○議長（中川正弘） ほかに質疑ありますか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第19号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第20号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第22、議案第20号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第20号につきましてご説明申し上げます。

介護保険料につきましては、3年度を単位とした計画期間ごとに介護保険事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき設定することになっております。このたび現在策定中の第4期出雲崎町介護保険事業計画に基づき、平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者の保険料を定めましたので、条例の一部改正を行いたいというものであります。

なお、この条例改正につきましては、去る2月3日に開催した町介護保険事業運営委員会において、ご了承をいただいたところであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 議案第20号につきまして補足説明をさせていただきます。

定例会資料18ページをお願いいたします。第4期計画期間の第1号被保険者の保険料につきまして、第1段階から第6段階までまとめたものでございます。年額をあらわしてございます。基準額は第4段階になりますが、基準額を第3期計画期間と比較しますと、年額で1,200円の引き上げとなり、上昇率は2.6%となっております。また、第4段階において収入等が一定額以下の方には弾力化による保険料の軽減を行っております。

なお、一部改正条例案の新旧対照表は、資料の31ページにございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第20号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第21号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第23、議案第21号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第21号につきまして、ご説明申し上げます。

普通徴収の方法によって徴収する後期高齢者医療の保険料につきましては、4、5、6月分は前年度の保険料額の12分の1の額をそれぞれ徴収するいわゆる暫定賦課をすることになっております。ただし、本年度におきましては、前年度の保険料がないことから暫定賦課を行わず、7月から翌年3月までの9期に分けて保険料を徴収したところであります。このたび新潟県後期高齢者医療広域連合において、本年度と同様の取り扱いとするほうが被保険者にとって戸惑いが少ないことから、平成21年度においても普通徴収につきましては暫定賦課を行わないことになりましたので、当町の条例も同様の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 議案第21号について補足説明をさせていただきます。

今年度から始まりました後期高齢者医療制度につきましては、これまでも見直しが行われてきている上、今後も制度の改正が予定されている現状でございます。このような現状におきましては、平成21年度の徴収等につきましても20年度と同様の取り扱いをするほうが適当であるということから、広域連合におきまして平成20年12月22日に広域連合の後期高齢者医療に関する条例の一部を改正し、平成21年度におきましても普通徴収の暫定賦課は行わないということで決定されて、現在その納付方法等につきまして周知を行っているところでございます。

なお、一部改正条例の新旧対照表につきましては、資料の32ページにございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第21号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第22号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第24、議案第22号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程しました議案第22号につきましてご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、国が道路法施行令の一部を昨年4月に改正したことを受けて、町の条例の関係する部分を改正するもので、占用料の免除に該当する施設を1項目追加し、また占用料の額を改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明させていただきます。

資料の33ページの新旧対照表をご覧ください。3条に占用料を免除することができる施設といたしまして、応急仮設住宅を1号追加いたしました。

また、次のページ以降の別表に掲げましたとおり、占用料の額をそれぞれ減額するものでござい

ます。この道路占用料につきましては、道路法第39条第2項の規定に基づきまして、各道路管理者が条例によりその額を定めるものとされておりますけれども、全国的に共通する占用物件につきましては、国が政令で定める基準の範囲内で額を定めております。昨年4月に国が政令を改正し、直轄国道に係る占用料金を引き下げたことを受け、町の占用料金も引き下げを行うものでございます。この引き下げによる影響でございますけれども、平成21年度当初予算に道路占用料162万4,000円を見込んでおりますけれども、この額が20年度の当初の額に比べて72.4%相当額となりまして、金額で61万8,000円の減額となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第22号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第23号 指定管理者の指定について

議案第24号 指定管理者の指定について

議案第25号 指定管理者の指定について

議案第26号 指定管理者の指定について

○議長（中川正弘） 日程第25、議案第23号 指定管理者の指定について、日程第26、議案第24号 指定管理者の指定について、日程第27、議案第25号 指定管理者の指定について、日程第28、議案第26号 指定管理者の指定について、以上議案4件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第23号から26号につきまして一括ご説明申し上げます。

このたびの上程議案の公の施設につきましては、平成18年4月の指定管理者の指定から本年3月末で3年間の指定の期間が終了いたします。いずれの施設も、地域と密接な結びつきがあり、現行の指定管理者により適切な運営が行われておりますので、本年4月からの2巡目の指定に当たりまして、引き続きの指定するものであります。

最初に、議案第23号につきましては、3地区のコミュニティ消防センターの指定管理でありまして、引き続き地域の町内会、大字集落を指定管理者に指定するもので、指定の期間を平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とするものであります。

次に、議案第24号につきましては、八手、西越の両農村環境改善センターの指定管理でありまして、引き続き両地区のセンター協議会を指定管理者に指定するもので、指定の期間を平成21年4月

1日から平成26年3月31日までの5年間とするものであります。

次に、議案第25号につきましては、町林産物等販売所の指定管理でありまして、本年4月1日の広域合併により三島郡森林組合を引継ぐ中越よつば森林組合を指定管理者に指定するもので、指定の期間を平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とするものであります。

最後に、議案第26号につきましては、休憩所心月輪の指定管理でありまして、引き続き財団法人良寛記念館を指定管理者に指定するもので、指定の期間を平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とするものであります。

以上、各施設の指定管理につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） ただいまの町長の説明のとおりでございますが、今回の施設につきましては、いずれも施設の地域密着型の施設でありまして、引き続き今までの管理者に指定をさせていただきたいというふうなことでございます。今回2巡目の指定というふうなことでありまして、期間を5年間と考えておりますが、この後の保健福祉総合センターにつきましては、関係法令の改正など、この分野は早い変化を心配される施設でございますので、前回同様の3年と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第23号は、総務文教常任委員会に付託します。議案第24号、議案第25号及び議案第26号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第27号 指定管理者の指定について

○議長（中川正弘） 日程第29、議案第27号 指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） 議案第27号 指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

本施設につきましては、複合となっております町保健福祉総合センターふれあいの里内のデイサービスセンターにつきまして、引き続き中越老人福祉協会を指定管理者として指定するものであります。なお、指定の期間は、保健福祉関係の事業計画の計画期間等を考慮し、3年間の平成21年4月1日から平成24年3月31日までとするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第27号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第28号 指定管理者の指定について

○議長（中川正弘） 日程第30、議案第28号 指定管理者の指定についてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、中野勝正議員の退場を求めます。また、本件については私も同法の除斥規定に該当し、退場いたしますので、この際議長の職務を副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

〔中野勝正議員、中川正弘議員退場〕

○副議長（田中 元） それでは、本件について私が議長の職務を行います。

議事を再開いたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第28号につきましてご説明を申し上げます。

本施設につきましては、今ほどの27号と同様に複合となっております町保健福祉総合センターふれあいの里内の保健福祉センターにつきまして、引き続き出雲崎町社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。なお、指定の期間は27号と同様に、3年間の平成21年4月1日から平成24年3月31日までとするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（田中 元） では、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（田中 元） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第28号は、社会常任委員会に付託します。

それでは、議長の職務を議長と交代いたします。

〔中野勝正議員、中川正弘議員着席〕

〔副議長、議長と交代〕

◎議案第29号 平成21年度出雲崎町一般会計予算について

議案第30号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第31号 平成21年度出雲崎町老人保健特別会計予算について

議案第32号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

- 議案第33号 平成21年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第34号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
議案第35号 平成21年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
について
議案第36号 平成21年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
議案第37号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
議案第38号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長（中川正弘） 議事を再開いたします。

日程第31、議案第29号 平成21年度出雲崎町一般会計予算について、日程第32、議案第30号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第33、議案第31号 平成21年度出雲崎町老人保健特別会計予算について、日程第34、議案第32号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第35、議案第33号 平成21年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第36、議案第34号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第37、議案第35号 平成21年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第38、議案第36号 平成21年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第39、議案第37号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第40、議案第38号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案10件を一括議題とします。

ここで、ただいま上程されました平成21年度当初予算各会計の審議に当たり、町長から平成21年度の施政方針について説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） 本日、ここに平成21年3月町議会定例会を迎えまして、新年度予算を初めとする諸議案をご審議いただくに当たりまして、今後の町政運営に対する所信の一端と予算編成上の基本的な考え方や重点施策等を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力をお願いを申し上げるものであります。

昨年は、中越沖地震からの復興元年ということで、最重要課題に掲げておりました災害公営住宅が昨年暮れに完成し、仮設住宅で不自由な生活をされていた皆さんがそれぞれの新居で新年を迎えられましたことに大きな喜びを感じております。また、地震の風評被害から脱却するために実施いたしました3度にわたる復興イベントも5万人を越す集客により、成功裡に終了することができました。さらに、昨年の暮れにはNHK紅白歌合戦において、ジェロさんが歌う「海雪」の熱唱により出雲崎町の1年が締めくくられました。

さて、世界に目を転じますと、アメリカ発の低所得者向け高金利型住宅ローン問題に端を発し、100年に1度と言われる金融危機に見舞われ、全世界が同時不況に巻き込まれ、日本におきましても雇用、消費を初めとして大変厳しい状況に陥っております。これは、昨年12月に行われました暮ら

し向きに関する世論調査結果にも顕著にあらわれております。すなわち、国民が求めているのは一時的な景気対策よりも、中高年は医療、介護の充実を、若者は雇用や子育て支援に対する安心を求め、将来の活力維持のための政策でも社会保障の充実と働きやすい環境づくりのいわゆるセーフティネットの充実こそ優先課題として取り上げるべきものとしております。

去る3月4日に定額給付金を盛り込んだ平成20年度第2次補正予算の関連法案が成立し、政府が進める地域活性化と生活対策に対する施策が実施されようとしております。特に定額給付金につきましては、2月26日の町臨時議会におきまして、支給総額や事務費などを盛り込んだ補正予算を可決いただきました。今後は対象者把握のための電算システムの改修や申請書の印刷作業などに取りかかり、できるだけ早い時期に給付できるよう行政事務推進委員会を立ち上げ、全庁体制で取り組んでおりますので、議会の皆様や町民の皆様にも大いにご活用いただきたいというふうに考えておるところでございます。

国では、平成21年度国家予算原案が発表されました。総額は一般会計対前年度比6.6%増で過去最高となる88兆5,480億円が提示され、衆議院を通過したことから、年度内成立が確実となりました。地方交付税につきましては、1兆円の積み増しにより15兆8,200億円となるなど、昨年が続いての増額が見込まれ、地方に配慮した形となっております。

また、県の平成21年度予算案も2月18日に発表されました。たび重なる災害からの復興を軌道に乗せるため、持続可能なまちづくりを維持し、さらに経済対策、新規就農者助成、子供の医療費助成拡大などを盛り込んだ、対前年度比3%増の1兆2,185億円を提示しております。

本町の財政事情は、平成19年度末での町債残高は31億8,000万円、基金残高は財政調整基金が約14億4,000万円、積立基金残高合計では約19億7,000万円となっております。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は平成18年度より0.9ポイント上昇し83.8%ですが、県内町村平均の87.6%を下回っております。また、自治体の財政健全化をチェックする平成19年度決算における4つの財政指標のうち、特に実質公債費比率は9.5%、将来負担比率は13.0%と、いずれも県内市町村の低い方から第3位と2位に位置しております。

平成20年度は、最終的に財政調整基金の取り崩しを行わないで済む見込みですが、平成21年度は1億5,400万円の取り崩しを予定しております。

また、町民税は前年実績を勘案いたしまして多少は増額しておりますが、固定資産税やその他の税収の減収が予想されるなど、引き続き厳しい財政環境下にあります。行財政スリム化プログラムに基づく平成21年度以降の実行プログラムの推進により着実な財政運営を行い、限られた財源の中で福祉、産業振興、教育など町民のニーズにこたえ、行政効果が最大限に図られるよう努めてまいります。

次に、平成21年度予算編成の重点施策でございますが、新年度予算編成につきましては昨年も11月に議会の皆様と意見交換をさせていただきましたが、町のさらなる発展を目指すために、行政

がやるべき真の住民サービスに意を用い、事業の選択と集中により、閉塞感が漂う今の状況だからこそ、それを打破するための各種施策を着実に実行してまいりたいと考え、特に次の5点を掲げましたので、よろしくご審議を賜りたいと思います。

子育て支援策の拡充についてでございますが、本町の子育て支援策は出産育児一時金、乳児おむつ等支給、乳児、子供医療費の助成、入学祝い金支給、奨学金貸与など、出産から人生の節目ごとに展開してまいりました。今回、さらに子ども育成支援金支給事業を新設するとともに、入学祝い金を拡充いたします。

また、妊婦の健康診査につきまして、現在5回まで無料で受診しているものを14回まで拡充いたします。出産育児一時金も分娩機関に町が直接支払うことにより、分娩費用の一時立てかえをなくす仕組みとし、安心して子供を産み育てる環境を整備することとしております。

震災住宅ローンへの支援金についてでございますが、世界的な景気の落ち込みにより大変厳しい経済不況下の中で、中越大震災、中越沖地震と2度の大地震により被災をされ、住宅再建のために多額の住宅ローンを余儀なくされておられる方々に対し、少しでも支援の手を差し延べてまいりたいと思います。これらの皆さんに借入元金の1%を支給する出雲崎町版の住宅ローン減税を行ってまいります。

次に、木造住宅の耐震診断と耐震改修の実施についてでございますが、中越沖地震災害による一部損壊以上の被災家屋は1,538世帯で、本町全体の約84%以上に達しております。平成7年の阪神・淡路大震災を受けて耐震改修促進法が公布され、県内でも中越大震災以降本格的な取り組みがなされ、20の市町村で耐震診断補助を実施しており、耐震改修補助も10市村で実施されております。84%以上の世帯が被災した本町においても、これら両補助を行うことにより、町民の皆さんの生命、財産の安全が図られるものと考えております。

耐震診断につきましては、昭和56年の建築基準法改正以前に建築された2階建て以下の個人住宅を対象としております。また、改修工事につきましても、耐震性が不十分と診断された住宅改修費用の3分の1、上限60万円を助成いたします。さらに、高齢者や障がい者のみの世帯を対象に、住宅の一部を強化するいわゆるシェルター工事にも助成を行います。

次に、光ファイバー網の整備についてでございますが、光ファイバー網の整備につきましては、1月に全町7会場において導入のための説明会を開催し180人を超える参加をいただき、活発なご質問をいただきました。470戸の仮申し込を得ることにより、NTT東日本による全町整備を申し入れるとともに、町民の皆さんがより加入しやすくなるよう町独自の支援策を講じ、早期導入実現を目指してまいります。光ファイバー網の整備は、ある意味で町のステータスを高めることとなりますので、議員の皆さんからも一段のご協力、ご勧誘をお願いするところでございます。

震災復興第2年次イベントの開催によるさらなる町のパワーアップと全国に向けた情報発信についてでございますが、昨年の3度にわたる震災復興祈願イベントの実施により、本町を全国発信

することができました。平成21年度はこれまでの成果をもとに、いかに継続的に地域の活性化に結びつけていくかが問われる年になります。そこで、昨年新潟漁協出雲崎支所の震災復旧荷捌所改築工事により実施できなかった恒例の船まつりと花火大会を復活させ、汐風ドリー夢カーニバルとドッキングさせ、さらにパワーアップして開催したいと考えております。ジェロさんの出演交渉も進めておりますが、ぜひとも実現させたいと願っております。

次に、平成21年度の主要施策の概要につきましてお話をいたします。

まず、健やかで支え合う福祉のまちづくりであります。寝たきり老人等介護手当支援事業につきましては、引き続き介護者の支援を行ってまいりますとともに、高齢者が要介護状態等になることを防ぐために、パワーリハビリ等の介護予防事業の拡充を図ります。

移送用車両及び福祉タクシー利用料金の助成や人工透析者の通院費、障害者自動車燃料費の助成など、高齢者や障がい者の外出支援サービス事業を積極的に行ってまいります。

障がいをお持ちの方が地域で自立して生活できるよう、サポートセンターいずもぎきを拠点とした地域生活支援事業の充実を図ってまいります。また、新規に障がい者に対する自動車改造経費の助成事業等も行います。

保護者が勤労などにより学校の放課後、家庭において保育ができない小学校低学年児童等のために、放課後児童保育事業を継続し、児童の健全育成を図ります。

現在実施されております第3子以降の子供の出産時に支給しております「子は宝」支援金は一定の効果があつたものと考え、平成21年度をもって廃止し、新たに子ども育成支援金を創設し、4歳、5歳、6歳時の幼児期に毎年3万円を支給するとともに、入学祝い金につきましても、小学校入学時に3万円、中学校入学時に5万円と金額の増額を行い、子育て支援に活用していただきます。

保育料につきましては、国の徴収基準額に対し、引き続き軽減措置を実施し、保護者の負担軽減を図ります。

子供の医療費助成につきましては、入院、通院費とも引き続き中学校卒業まで、一部負担金を支払うだけでどの医療機関でも受診できるようにいたします。

次に、美しく暮しやすい快適なまちづくりであります。国道整備につきましては、国道352号の整備促進につきまして、先の意見交換会の折にもご発言がございましたが、米田から海岸に通じる道路の現地踏査を受け、今後より具体的に現実的に事業の方向性を明確にしてまいります。

国の補助事業である海岸地区街なみ環境整備事業につきましては、新年度で7年目に入りますが、引き続き道路の景観舗装工事を実施してまいります。

県道出雲崎石地線の継続事業の促進や県道寺泊西山線のバリアフリー歩道整備につきましても、継続して県に働きかけてまいります。

大門地内の農協跡地の土地取得につきましては、駅前団地として地域の実情に合わせた開発を進めてまいります。

町道の新設、改良、舗装事業につきましては、2次改良を中心として町内6路線において実施し、生活道路の確保と安全性の向上に努めてまいります。

簡易水道事業は、現在八手地区の水源につきましては、小木水源と新吉水水源で賄っております。地下水に依存していることから、さらに安定した水量と水質を確保するための水源調査を実施いたしまして、将来にわたる安定給水を目指します。

下水道等生活排水処理施設につきましては、施設の適正管理を行うとともに、今後ともいまだ水洗化しておらない世帯の解消に努めてまいります。

過去の大災害を教訓として、今後も防災訓練などによる防災意識の向上を図ります。自主防災組織につきましても、1月27日現在8地区489世帯で結成されておりますが、組織率が26.8%であることから、今後さらにこの割合を上昇させ、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

海岸地区の駐車場など3か所に防犯灯を設置し、安心、安全なまちづくりを推進いたします。

平成23年7月に地上波デジタル放送へ完全移行されるまで2年半に迫りました。本年、デジタル放送受信確認助成を行いました。テレビ受信ができない世帯に対し、受信施設設置費用の一部を助成することとし、地域の情報格差が生じないようにいたします。

活力あふれる産業のまちづくりでございますが、農林水産省は5年ぶりに農政の指針となる食料・農業・農村基本計画の見直しを発表し、食料自給率の向上や耕作放棄地の解消と水田の全面活用、農業担い手の確保とともに、米価維持のための生産調整の見直しを抜本的に検討していくとしております。生産調整の見直しは、米価下落の要因ともなることから、今後とも国の農政改革の行方を注視してまいります。

国の平成21年度生産調整目標数量の新潟県への配分は57万トンで、昨年より0.26%減少されましたが、本町においては1,752.24トンで昨年より0.7%の増となりました。1月29日の出雲崎町水田農業推進協議会で配分方針を決定し、2月の三者会議により各農家の皆さんへ通知もいたしました。農家の皆さんのご努力により1月31日現在、新潟県農産物検査協会公表の出雲崎産米の1等米比率検査実績は、全品種の等級合計で新潟県第1位となり、コシヒカリにおいても第1位と公表されました。これを追い風に昨年からの汐風米特別栽培米生産委託を継続し、出雲崎産米の安全、安心、買ってもらえる米づくりをさらに積極的に推進してまいります。

農用地利用集積促進につきましては、意欲ある農家や認定農業者等の担い手育成と農地流動化によるさらなる農地集積を図るため、引き続き強力で推進してまいります。

農業生産体制の確立を図るため、今後とも集落営農を推進し、農業生産法人等を育成するため、農業機械、施設の導入等への支援を進め、生産組合の育成強化に努めてまいります。

県営中山間地域総合整備事業は、六郎女地区（神条、吉川、沢田、大門地区）が新規採択されました。これによりまして、この地区の農業生産性の向上と魅力的な住みよい農村環境づくりに寄与するものと期待をいたしております。さらに、次地区の新規採択に向けて引き続き強力で県に対し

要請し、持続可能な農業の発展のため生産基盤の整備を推進してまいります。

農地・水・環境保全向上対策は取り組み3年目を迎えます。地域ぐるみで取り組む共同活動により住民の一体感と結束が深まりました。営農活動では集落全域で取り組む肥料、農薬の5割減栽培により、環境保全型農業を推進してまいります。

地域林業振興の契機とするため、船橋田中地区を結ぶ仮称林道船橋鉾ノ入線の平成21年度新規事業採択に向けて強力に要望してまいります。

漁業経営安定のため、漁獲共済事業に対する補助を継続するとともに、漁船の出港、帰港時の安全確保対策として実施されている地域水産物供給基盤整備事業の早期完成と、民生の安定を図るために勝見から久田に至る海岸の海岸保全及び海岸環境整備事業の新規事業採択に向け強く要望してまいります。

世界規模の金融経済危機による中小企業支援策として、原材料価格等高騰対応緊急保証制度利用の融資に対し、信用保証料補給割合増強措置を講じ、引き続き中小企業の皆さんの事業資金調達を支援いたします。

観光立町の顔である海岸線の美化を保つため、引き続き県とタイアップしながら海岸清掃を行い、良好な海岸環境の保全に努めてまいります。

観光の拠点である天領の里の運営については、今後も指定管理者との連携を図ってまいります。また、物産館とレストランの空調設備の改修を行い、訪れた観光客の皆さんへの快適なサービス提供に努めてまいります。

中越沖地震災害からの復旧、復興の歩みをまとめた記録集を作成し、災害を風化させないで次の世代に伝えてまいります。

感性豊かな教育のまちづくりでございますが、公教育における学校経営の基本は確かな学力、豊かな心、たくましい身体のバランスのとれた子供の育成であり、本町においてもその実現に向け、一層充実した教育を推進してまいります。

小学校の通学バス運行事業につきましては、安全な通学確保のため引き続き町所有バスと委託バスを使用して実施してまいるほか、学校の総合学習や部及びクラブ活動等にも有効活用を図ってまいります。

中学校体育館の床改修工事を行い、教育環境の向上を図ります。

小中学校の児童、生徒を対象にした教育講演会を引き続き開催し、子供たちの情操教育の向上を図るとともに、保育園児、小中学生に対し外国人等指導者の活用による英語教育の充実を図ります。

奨学金貸与事業につきましては、保護者の雇用不安や収入の減少により進学等に支障が生じないよう、平成21年度から貸し付け人数の拡大を図り、将来の町の宝である子供たちと家庭への教育費負担軽減を図ります。

公民館活動といたしましては、良寛や歴史資源を活用した成人講座、町民文化教室と生涯学習講

座を計画しながら、社会教育団体との支援連携を深めてまいります。

昭和62年から20年以上続いている東京芸術大学大学院生による街並みスケッチ画が300点以上寄贈されております。平成10年の画集に続き、第2回目の画集製作を行い、長く記録に残すとともに一般の方々へのPRに努めます。

住民と一体となって進めるまちづくりでございますが、総務省はこれまでの広域行政にかわる取り組みとして、定住自立圏構想を発表いたしました。本県では長岡市が先行実施団体として選定されております。これは、中心市と周辺市町村が互いに連携できる施策について協定を結び、役割分担しながら共生していくというものであります。今後は長岡市を初めとする周辺3市1町と連携を図りながら、新しいまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

現在まで嘱託員として、町行政にご協力いただいた皆さんを行政区長に職名を変更し4月から運用されますが、職務、役割を規則で明文化することにより、一層町民と行政の結びつきが図られるものと考えます。

平成18年4月から導入いたしました町内9施設の指定管理施設に対する指定期日が今年31日をもって期間満了となります。地域に密着した管理者を引き続き指定する予定ですので、よろしくご審議いただきたいと思っております。

下校時の子供連れ去り事件等に対応するため、引き続き不審者情報の共有と子ども110番の家の活用を図り、大切な子供たちを地域全体で守ってまいります。

町ホームページの逐次更新による最新情報の提供を行うとともに、地域振興と住民サービスの向上に努めてまいります。

地域の特性を活かした地域づくり活動を進める団体に対して、引き続き地域づくり推進事業補助金を交付し、地域活動の活性化を図ってまいります。

今後もスリム化プログラム、新行政改革大綱及び定員適正化計画に基づき、行政の簡素化、合理化に努めながら財政運営の健全化を図るとともに、新たに出雲崎町人材育成基本方針を策定いたしました。求められる職員像を4項目にわたり示し、さらに人材育成のための具体的方策を示しておりますが、これにより町民の目線に立ち、真の行政サービスが実施できるものと考えております。

新年度予算の全体総括でございますが、以上申し上げました考え方をもとに、安定した財政基盤の確立と健全化に留意しつつ、経済情勢が悪化している状況の中で、特に子育て支援、経済対策に配慮した特色ある主要施策を推進するため、次の予算額を今議会に上程いたします。

一般会計で31億4,400万円、前年比0.3%減を計上いたしました。特別会計では、国民健康保険事業5億5,900万円、前年度比1.5%減、老人保健150万円、前年度比98%減、介護保険事業5億7,040万円、前年度比12.1%増、後期高齢者医療6,600万円、前年度比8.3%減、簡易水道事業1億2,850万円、前年度比14.9%減、特定地域生活排水処理事業1,970万円、前年度比1.5%減、農業集落排水事業1億8,010万円、前年度比0.6%減、下水道事業2億6,480万円、前年度比8.8%減、住宅用地造成事業

2,200万円、前年度比228.4%増、以上特別会計の合計では、前年度比で3.3%減の18億1,200万円を計上いたしました。一般会計と特別会計との合計では、対前年度比1.4%減の49億5,600万円となっております。

最後でございますが、5月には町議会議員選挙が、またこの秋までには衆議院議員選挙が予定されており、変革が予想される世相ではありますが、緊張感を高め、時代を読み誤ることなく足元を見詰め、町民の皆さんの目線に立って、何を求め、排除すべきものは何かを柔軟に対応しながら、町民の是とする町政を進めるべく、全力を傾注して町政運営を進めてまいりますので、議会並びに町民の皆さんのご協力をお願いを申し上げて、施政方針といたします。

○議長（中川正弘） これにより議案第29号から議案第38号まで議案10件の提出者の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 0時05分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き議事を再開します。

（午後 1時30分）

○議長（中川正弘） 提出者の説明は既に終わっておりますので、次に補足説明がありましたら順次これを許します。

最初に、議案第29号について。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、議案第29号、一般会計予算からお願いいたします。

午前中の町長の施政方針のとおりでございますが、議会資料といたしまして用意いたしました当初予算案の概要について基本的な考え方、規模、前年度比較、推移、分類指標、主な事業など概要をお示ししてございますので、それを参考をお願いいたします。

それでは、補足説明で34ページの歳出からお願いいたします。議会費におきましては、前年度の人事異動に伴う給与関係、議員研修旅費関係の増加に伴うものでございますので、詳細は省かせていただきます。

続いて、35ページ、総務費についてでございます。一般管理費につきましては、平成20年度は町長給与を1年間20%、副町長、教育長5%の3カ月間給与の減額がありましたものの影響で、もとに戻っているというふうなものでございます。

続きまして、36ページお願いいたします。中ほどの報償費でございます。総合評価入札アドバイザー謝金というふうなことで、昨年度は多様な入札方式実施に伴うというふうなことで、工事の実績型の総合評価入札を行いました。街なみ環境整備事業3件を実施いたしました。21年度につきま

しては、37ページの委託料のところでは総合評価入札方式支援業務委託料でございますが、この辺のところでは今度提案型のものをやってみたいと今予定してございます。ただ、要綱等詳細な分析につきまして、県技術センターに委託するケースになるかと思っておりますので、委託料として計上してございますが、国庫補助の対象になりますと、この委託料につきましてはなくなるというふうなことで、昨年も試験的な国庫補助の対象になりまして、費用はかかっておりませんでした。今回は提案型というふうな部分でまた多様な入札方式をやりたいと思っております。

続いて、38ページでございます。文書広報費関係につきましては、出張所費まで経常的なものが中心となります。文書広報費の行政区長の名称変更と報酬増額というふうなことで、昨年に比べて44万4,000円の増額というふうになってございます。午前中の議案第15号でお願いしている部分でございますが、よろしくお願いたします。

39ページ、財産管理費でございますが、これは平成18年から5年間以内で3万人以下の市町村につきましては、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、あと連結財務処理等の作成が義務づけられ、公表することになっております。21年度にテスト的に公表になるのではないかなと思ひまして、その準備のためのシステムをしようというふうなものでございます。

続きまして、40ページでございます。下から3つ目の工事請負費でございます。海岸背後地の補修工事というようなことで、20年度から昨年の6月補正で上げさせていただきましたが、羽黒町地内を行いましたが、21年度は上と下に分けてそれぞれ進めていきたいと、簡易舗装を進めていきたいというふうに予定してございますので、よろしくお願いたします。

41ページ関係、今回企画費の報償費でふるさと納税寄附謝礼というので、ふるさと納税いただいた方々につきまます謝礼というふうな部分で、昨年1万円以上の方、汐風米を送っておりましたが、1万円以上の方、1回だけというわけではなくて、梅酒、また乳製品の詰め合わせ等を順次お送りして、毎年お願いできるような形をお願いしていこうというふうに、これは昨年は6月補正で計上いたしましたので、当初としては本年が初めての計上というふうなことになります。

続きまして、42ページお願いたします。負担金関係ですけれども、上から4段目、新潟空港整備推進協議会負担金というふうなことで、今回新規というふうなことで新潟空港の整備活用というふうな部分で、行政と民間一緒になっての協議会というふうなことで、本町も加入するというふうなことでございます。

それと、コミュニティー助成事業補助金、これは既に申請して、滝谷が21年度分該当してございます。獅子頭、太鼓、はんでん、お面というふうな部分で、宝くじの助成の部分でございます。地上波デジタル受信施設設置助成金、これは全協でもご説明させていただきましたが、町単独の地上波の受信アンテナ設置につきましての助成制度というふうなものと、デジタル受信確認助成金は2年目に入りますが、引き続き受信状態を確認する制度というふうなことで計上してございます。

交通安全対策費は、省略させていただきます。

防犯対策費、43ページでございますが、防犯灯につきまして、これは海岸地区の駐車場、なかなか地域の方々に町の駐車場分の負担をとというのは難しいものでありまして、井鼻、久田、あと羽黒町関係での町の駐車場につきましては、来年防犯灯を設置して、町のほうで管理していきたいというふうなことで今回上げてございます。それと、消費者行政啓発パンフレット印刷、これ消費者庁の設置、またそれにあわせまして事業の推進というふうなことで、県に消費者行政関係の基金を造成、3月議会で県会も今行われておりますが、そこで基金設置を受けたもので、その基金のほうから2分の1補助で町のほうに事業費の補助があるというふうなことで、基金を利用したパンフレットの配布を考えたいと思っております。

続きまして、44ページ、徴税費は省略させていただきます。

あと45ページの賦課徴収費でございます。ここで臨時職員が計上してございますが、緊急雇用対策というふうなことで家屋調査、また台帳整備で2名の6カ月間をとというふうなことで、実は今県議会で審議されておりますが、県議会議決後というふうなことで募集をさせていただきたいというふうなことで、緊急雇用対策というふうなことで計上してございます。

続いて、46ページ、戸籍住民基本台帳費は、これは省略させていただきます。

あと47ページ、一般旅券発給費でございます。これは、20年度新設のものでございますが、今までの実績としまして、20年度につきましては現在まで64件の申請があったというふうなことで、引き続き2年目というふうなことになります。

48ページ、選挙費でございます。実は、国民投票の改正に関する法律というふうなことで、憲法改正、国民投票というふうなことで、18歳以上の方が今度は対象になります。既に法律については、平成19年の5月14日に成立しておりまして、22年の5月18日施行というふうなことで、それまでに国民投票の投票人の名簿を台帳整備をしなければいけないというふうなことで、18歳以上は該当になりますので、その関係の台帳整備の電算委託というふうなことで、今回初めてのものです。

あと町議会議員一般選挙費、これは5月24日執行予定のものでございます。

あと9月までの任期でございますが、衆議院の関係と国民審査の関係のものでございます。今後の動向に注目していかなければいけないと思っておりますけれども、改選は9月というふうなことでございます。

続きまして、51ページをお願いいたします。新規のものといまして、農林業センサス調査員報酬というふうなことで、5年ごとに世界農林業センサス行われますが、21年度、冬の2月になりますが、センサスが行われるというふうな部分で、ここで調査員が増えております。

続いて、52ページ、監査委員費は省略させていただきます。

民生費関係、53ページでございます。中ほどの負担金補助及び交付金で、外出支援介護福祉車両購入費補助金ということで、これはNPO法人ねっとわーくさぷらいの車いす対応型の福祉車両購

入というふうなことで今回上がっております。あと民生委員・民生児童委員協議会活動費助成金というふうなことで、これは今まで社協補助のほうに入れておきましたが、21年度から分離で直接補助というふうなことで、抜き出して補助金を上げてございます。

54ページは省略させていただきまして、55ページ、障害者福祉サービス支給管理システム導入委託料関係でございますが、これは21年度新規でありまして、障害者の方々の利用の支給決定、まず台帳関係の電算化というふうなこと、あと審査支払い関係、これ10分の10の補助金でありまして、21年度新規にシステムを導入いたしまして、整備を図るというふうなことでございます。

続きまして、56ページをお願いいたします。国民年金事務費でございます。委託料で国民年金事務等電算委託料がございます。これにつきましては、社会保険庁のほうに紙ベースで国民年金台帳関係を手渡すというふうなことで、今回現時点では紙ベースでの出力できませんので、データを整備いたしまして、紙ベースの出力台帳を作成するというふうなことで、これも10分の10のほうから補助金でやるというふうな仕事でございます。

次に、58ページのほうに飛びまして、老保関係の繰出金につきましては、これは後期高齢者会計への移行に伴うもので減少しております。22年度まで続くというふうなことでございます。

あと保健福祉センター管理費につきましては、デイサービスセンターのトイレ改修というふうなことで、これはデイサービスの中で車いす利用者の方の手すりを整備、ついておりますが、ちょっとそれを右左逆というふうなことで、両方対応できるように整備するというふうなことと、職員のトイレの改修、和を洋式というふうなもので今回計上してございます。

介護保険費につきましては、給付費の伸びによりまして繰出金が増えております。

保健福祉事業費につきましては、現在ふれあいの里の中で地域包括支援センター、これは社協に委託してございますが、その中で各台帳を、高齢者の台帳を持っておりますが、それを今度は町と同じ共有、町のほうでも内容を見ることができるといふふうなことから回線を接続するといふふうなことで、包括センターと町のほうで情報を共有するといふふうなシステムを構築するといふふうなものでございます。

続きまして、60ページ、介護予防フォローアップ教室委託料、これは全協でご説明させていただきましたが、充実拡大事業というふうなことで、年24回を78回まで拡大というふうなものでございます。

61ページいただきまして、報償費で子ども育成支援金、これは先ほどの議案第18号でご説明のとおりでございます。

それと、委託料の次世代育成支援後期行動計画策定業務委託料、これは前期の17年から21年の5年間の部分が終了いたしましたので、22年から5年間の部分の後期分を小学生以下を対象に少子化子育て支援の計画を策定していくというふうな部分で、外部委託の部分を計上してございます。

続いて、62ページをお願いいたします。保育料関係が伸びておりますが、未満児の方々の子供さ

んたちが最近増えてきているというふうなことで、保育実施委託料が両方の保育園とも増加傾向にあるというふうなことでございます。あと町保育園通園バス運行事業費補助金、これにつきましては小木之城保育園の通園バスリース代を全額補助というふうなことで昨年より増えてございます。臨時交付金関係で出雲崎保育園がバスの整備をいたしますので、その辺の調整をとった中でリース代は全額補助というふうなことで今回増えてございます。

それと、63ページ、工事請負費の児童遊園遊具新設工事でございますが、これは町内の各施設の児童遊園、安全基準に従いましていろいろ調査した中で、各所の施設の更新というふうな部分でまとめたのせてございます。

続きまして、64ページ、衛生費、保健衛生費は省略させていただきます。ただ、65ページの扶助費の部分で、本年の21年度の本町の子育て重点事業というふうなことでそれぞれのってございますので、よろしく願いいたします。

予防費につきましては、省かさせていただきます。

あと66ページ、保健師設置費でございます。保健師2人が20年度は育児休業に入っておりましたが、4月から復帰というふうなことで、保健師4人体制になるというふうなことでございます。

健康増進費は、省略させていただきます。

68ページ、環境衛生費も計上のもので、省略させていただきますが、ただ69ページの中ほどのハチの巣駆除費補助金、これは昨年9月に増額補正させていただきましたが、20年の異常発生をかんがみまして、今年、21年度は増額というふうなことでのせてございます。

続きまして、70ページでございます。塵芥処理費の委託料についてでございます。昨年より実は800万円ほど廃棄物処理事務費委託料が増えてございますが、実は19年に比較しますと500万円ぐらい下がっております。20年度につきましては、処分場が中之島から長岡のほうに21年度は移るというふうなことで、20年度につきましては中之島の処分場の修繕料、またメンテナンス関係を計上していなかったというふうなことで、20年度はそもそも低い計上だったというふうなことでございます。

労働費、71ページにつきましては計上のもので、省略させていただきます。

72ページ、農林水産業費関係でございます。農業委員会費につきましては、引き続き耕作放棄地調査を行うというふうなことで、調査事務所関係の臨時職員を計上してございます。

農業総務費は省略いたしまして、農業振興費、74ページをお願いいたします。中ほどの委託料、「汐風米」生産委託料、汐風米商標登録委託料というふうなことで、2年目となります汐風米の5割減栽培の委託の継続、また汐風米という商標登録をと、ブランド化というふうなことで商標出願一式の委託料を計上してございます。75ページ、中ほどの町釜谷梅団地経営安定支援事業費補助金、これにつきましては20年、昨年の秋に釜谷梅団地の釜谷地内で4反歩ぐらい新規団地を整備いたしました、なかなか収穫あるまで数年以上かかるというふうなことで、引き続きの支援とい

うふうなことで補助金を計上してございます。これは、東京電力から寄附を県が受けて、本町でも地震の関係で基金を設置した中越沖地震復興支援基金からの繰り入れ充当というふうなことでございます。

畜産業費につきましては、省かさせていただきます。

次に、77ページをご覧くださいと思います。76ページの委託料から77ページの真ん中の県営中山間地総合整備事業負担金、六郎女地区関係でございますが、採択から2年次というふうなことで、21年度は大きな事業費がついている中で負担金も大きくなっているというふうなものでございます。

続いて、改善センター費は省略をさせていただきます。

79ページ、林業費、林業総務費は省かさせていただいて、林業振興費の80ページをお願いいたします。下から3段目の町単林地崩壊防止事業補助金で60万円でございますが、昨年より大きく減っております。地震処理後のというふうなことで、林地崩壊防止事業は21年度は額を落としてあるというふうなものでございます。

81ページ、水産業振興費についてでございます。委託料で海岸環境事業概要調書作成業務委託料というふうなことで、勝見から久田までの今後の海岸環境整備事業実施のための概要調書の作成の委託料でございます。それと、工事請負につきましては、天領の裏の突堤注意看板設置工事というふうなことで、裏側のほうで飛び出ているところの堤防で注意看板を設置するというふうなものでございます。あと下のほうの町水産業機械施設整備事業補助金、これにつきましては漁協のほうで船の底の洗浄機の購入補助というふうなことで、町単で補助をするというふうなものを計上してございます。

続きまして、83ページ、商工費の商工業振興費をお願いいたします。下から2つ目の負担金補助及び交付金の中の町商工業振興促進事業補助金が今回のってございますが、初めてでございますが、町の復興事業とあわせて協調しての商工会としての事業展開というふうなことで、本年度新規に予算づけしたものでございます。それと、町中小企業信用保証料補給金というふうなことで、去年は250万円でしたが、21年度は3倍弱の700万円計上してございますが、緊急融資の支援というふうなことで、一般会計補正予算、先ほどの20年度補正予算でもお願いいたしましたが、引き続き21年度も緊急的な措置というふうなことで計上をしてございます。

84ページ、観光費のほうをお願いいたします。中ほどの（仮称）ふるさと大使謝礼というふうなことで、ジェロさんをお願いしてふるさと大使というふうなことで交通費等の実費分の謝礼というふうなことで21年度計上してございます。以下ふるさと大使関係の関係する式典関係の経費も計上してございます。

それと、85ページ、中ほどの震災復興記録集作成業務委託料、中越沖地震復興のイベントを含めた復興までの道のりをまとめたDVDの作成というふうなもの、あと海底古木活用開発業務委託料、

これにつきましては海底古木を利用いたしまして、竹炭をやられている乙茂の松永さんにちょっと依頼いたしまして、何とか長もちする商品化への道が探せないものかというふうなことで、窯を利用しての試験的な開発をお願いしたいというふうなことで委託料を計上してございます。あと海底古木移動・被覆業務委託料、これは旧出雲崎小学校に現在置いてありますが、なかなかシートをかけ被覆するようなことをしないと夏場の暑い中で対応できなくなるというふうなことで、一度きちんと整備した中で今後のことを考えて、今の場所をきちんともう一度整理をしたいというふうな部分のものでございます。

続きまして、86ページでございます。公有財産購入費、マリレビューウエディングのもので、5月31日予定されていますものでございますが、土地の購入費ということで、ちょうどてまり団地の11-3になるかと思えます。上から3段目のところの94坪のものをプレゼントというふうなものでございます。

あと負担金補助及び交付金につきましては、実は予算の計上の形の中で開催順ごとに計上すればよかったのですが、ちょっと配慮が足らなくて申しわけございませんでしたが、マリレビューがありまして、その次に汐風ドリー夢カーニバル、最後にきずなというふうな順番になっているかと思えますが、復興イベント2年次というふうなことで各委員会に計上してございます。よろしく願いいたします。

87ページ、天領の里工事請負費につきましては、物産館、レストランの空調関係の改修工事を計上してございます。

続きまして、89ページでございます。道路橋りょう総務費の賃金関係でございます。臨時職員の賃金というふうなことで、これも緊急雇用関係で雇用を予定しているものでございますが、道路台帳といえますか、一本一本の道路の履歴を今後整備した中で将来に役立てたいというふうなことで、職員の雇用を予定しているというふうなものでございます。

続きまして90ページ、これも中ほど賃金で作業員賃金をのせてございますが、これは緊急雇用関係で、支障木、町道に係る支障木の除却作業というふうなことで臨時職員を雇用したいというふうなものでございます。あとそれに関係するチェーンソー等草刈り機の関係で、91ページ、備品購入が出てございます。

あと91ページ、道路新設改良費関係は、継続のもの、また新規のものというふうなことでそれぞれ工事請負費をのせてございます。

それでは、今度95ページをお願いいたします。街なみ環境整備費の中の街なみ環境整備工事、木折町、岩船町、伊勢町というふうなことで予定してございます。

それと、住宅復興費につきましては、木造住宅耐震診断費補助金、木造住宅耐震改修費補助金というふうなことで、21年度新規にのせてございます。それと、震災住宅ローン支援金というふうなことで、いずれも施政方針の中で申し述べた新しい事業というふうなことでございます。あと預託

金につきましては、申請期限を21年3月、この3月末と当初しておりましたが、利用が見込めませんので、ことしの9月末まで延長というふうなことで予定してございます。利用される方の見込みとしては9件ぐらい、今貸し付け事項は6件をしているというふうな状況でございます。

続いて、96ページ、消防費関係でございます。97ページにつきましても、消防施設費につきましては、昨年深町団地の防火水槽の設置工事を20年度行っておりますので、21年度はとりあえず防火水槽の設置は予定してございません。修繕を予定しておりますが、ということで事業費自体が落ちてございます。

98ページ、防災対策費でございます。これにつきましては、中ほどの工事請負費で川西備蓄倉庫改修工事というふうなことで、実は川西の下の旧東北電力のセンターのところを会議室としてとりあえずは置いておきましたが、現在備蓄品を入れてございます。きちんと整備した中で、今後の備蓄倉庫というふうなことで利用したいというようなことで、内部のちょっと整備をしたいというふうなことでございます。それと、総合防災情報システム整備工事、これにつきましては県と各市町村とのテレビ会議システム、有事の場合でのテレビ会議を対応できるような形で、また映像配信ができるような形での整備工事というふうなことで、全市町村が取り組むというふうな部分でございます。

続いて、99ページ、教育費についてでございますが、教育委員会費は省かさせていただきまして、次の100ページでございます。下から3段目、繰出金、奨学金貸与基金繰り出しというふうなことで、この辺も先ほどの条例のところの説明をお願いしているところでございます。

あと教育振興費の町子育て支援、これも条例のところをお願いしているところで、小学校入学2万円を3万円、中学校を3万円を5万円にというふうな部分でございます。

あと教育講演会講師謝礼というようなことで、21年度は増額してございます。子育て教育と体験教育、2つの講演をとというふうなことで予定してございます。

続きまして、104ページをお願いいたします。小学校費でございます。パソコン借上料、教員用としまして本年度、21年度計画してございます。今まで先生方、自分のパソコンを利用というふうなことで、21年度から15台になりますが、全員に配備というふうなことで、サーバーを置きましてLAN配線をというふうなことで新規に計上してございます。

同様に、109ページをお願いいたします。中学校関係のパソコン借上料というふうなことで、教員用というふうなことで、これも15台小学校と同様に町のほうで整備をするというふうなものでございます。それと、109ページ、下から2段目の工事請負費の中学校体育館床改修工事でございます。工事費としては4,000万円という大きな事業をつけてございますが、これは電源の交付金を財源として2,000万円ちょっとを充当してございます。

あと110ページの一番下でございますが、これもパソコン借上料、これ生徒用の40台のパソコンでございます。実は20年度でリースを終了しておりましたが、半年間再リースをお願いいたしましたし

て、4月からまた新しい機種での入れかえというふうなことで新規に計上してございます。

それと、飛びまして113ページをお願いいたします。社会教育関係で、ちょうど真ん中になりませんが、印刷製本費、これが東京芸大生の街並関係のスケッチ画の第2段の印刷というふうなことで今回計上をしてございます。

それと、飛びまして116ページをお願いいたします。中ほどの海岸公民館冷房設備取りかえ工事というふうなことで、19年に交渉いたしましたして、1年待っていただきましたが、21年度で取りかえ工事の実施というふうなことでございます。

118ページをお願いいたします。北国街道妻入り会館管理費でございます。一番下の工事請負費でございますが、昨年末から借地をして駐車場を借りておりましたが、そこでの舗装工事ということで、簡易アスファルト舗装というふうなことで予算を計上してございます。

120ページをお願いいたします。保健体育費の工事請負でございます。これは、屋内ゲートボール場、最初にできたほうでございますが、土がかたくなりまして、土の入れかえというふうなもの町民野球場の出入り関係、本部席、ベンチいす関係の鉄製のドア、これを全部取りかえというふうなことで、本21年度予定をしてございます。

121ページの災害復旧費関係につきましては、今後の対応があればというふうなことで仮に計上したものでございます。

公債費関係につきましては、元金の償還が増えてきておりますが、これは臨時財政対策債を上げている部分が元金償還が出てきているというふうな部分でございます。

以上で歳出説明を終わらせていただきまして、10ページをお願いいたします。歳入、町税関係でございますが、地震によります雑損控除が終了いたしましたことによりまして、前年よりは19年に比べますと若干落ち込んでおりますが、前年よりは伸びているというふうなものになってございます。固定資産税は、若干の減少というふうなことでございます。軽自動車税は横ばいと、たばこ税は今の流れの中で若干の減少傾向にあるというふうなことでございます。

12ページをお願いいたします。2款の地方譲与税につきましては、1目の地方揮発油譲与税が新設となっておりますが、これは道路特定財源の一般財源化の一環というふうなことで、制度改正に係るもので、3項の地方道路譲与税、これにかわるものとなりますが、毎年6月までのもので整理されていますというようなことで、旧法分と新法分のもが出てくるというふうなことで、21年度はちょっと新旧で分かれるというふうなことで、目が2つになるかなというふうなことでございます。1目の地方揮発油譲与税につきましては、7月からの分というふうなことでございます。

また、2項の自動車重量税、8款の自動車取得税交付金につきましては、これは9款の地方特例交付金で処理されることに今後はなります。そのほか9款までのものは、20年度の実績の中で見込んだものでございます。

あと15ページの10款地方交付税についてでございますが、国レベルの21年度の地財計画での地方

交付税の出口ベース2.7%増というふうになっております。これを想定いたしまして、本町も予算計上しておりますが、一応の試算の中で留保は1億円出るのかなというふうなことで、一応下目に見た予算というふうなことになってございます。

16ページ、交通安全対策特別交付金、これは若干の減少、電源関係もほぼ同額というふうなものでございます。

あと17ページの分担金につきましては、これは中山間の事業が始まるというふうなことで、大きく伸びているというふうなものでございます。

それと、民生費負担金の保育園関係、これも歳出で実施委託料が増えることに連動いたしまして、国費分の追加というふうなものでございます。

18ページ、ちょうど真ん中になりますが、住宅使用料、これは町営住宅使用料でございます。災害公営、また一般公営が5棟、合わせて全体で10棟昨年度というか20年度増えておりますので、その辺の部分が使用料が追加になるというふうなことでございます。

19ページの保育所運営費関係、入所の影響でございます。

続いて、20ページ、土木費国庫補助金につきましては、今回は新規事業であります住宅建築物耐震改修等事業費補助金というふうなことで、今年度部分で国庫補助金が新規になってございます。

それと、23ページをお願いいたします。衛生費県補助金でございます。妊婦健康診査補助金というふうなことで、今まで5回分は地方交付税で見ていたわけでございますが、残りの今度14回分まで、6回から14回分は県のほうの補助金が入るというふうなものでございます。

それと、下から3つ目、教育費県補助金でございます。トキめき国体の関係のイベントでございます。今のところ9月26日が夏の国体の開会式かなと思っておりますが、それとあわせて採火式関係のイベントをというふうなことで、本町も9月中にはというふうなことで関係経費をのせてございますが、これは全額県のほうから来るというふうなものでございます。

それと、その下の緊急雇用創出事業県補助金というふうなことで、これは歳出のほうで先ほどからのものの道路作業員、また家屋調査、台帳整備関係の緊急雇用として雇う部分の歳入の全額でございます。

続いて、24ページ中ほどでございますが、衆議院の関係の委託金を計上してございます。

あと歳入、特に28ページ、基金繰入金をお願いいたします。財政調整基金繰り入れでございます。21年度は1億5,400万円繰り入れをしてございます。20年度は2億1,400万円というふうな繰り入れでございましたので、当初の段階で6,000万円減というふうなことでございます。

33ページをお願いいたします。歳入の最後になりますが、町債関係をのせてございます。中山間地関係の事業が大きく伸びているというふうなことで、農林水産業債というふうなことで中山間地域総合整備事業負担金債が増えております。

それでは、申しわけありません。また戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。今

ほどの地方債の関係で、第2表で地方債の表でございます。それぞれが連動しての限度額を定めたものでございます。

次に、最後になりますが、125ページをお願いいたします。このページは、歳出各款に計上されております常勤、非常勤の特別職、給与関係の明細になっております。21年度におきましては、行政区長の報酬アップ、世界農林業センサスのための調査員が増えているというふうな影響で増えている部分がございます。また、昨年度の三役の時限的な給料削減がもとに戻るといふようなことで、増加というふうなことになってございます。続いて、126ページはその個々の増加分の内訳でございます。127ページにつきましては、一般職についてのものでございますが、20年度は保健師2名が育児休暇をとっておりましたので、無給となっておりますが、4月1日から復職というふうなことで、4人体制になってございます。その影響が増加しているというふうな部分でございます。それと、時間外勤務手当、これ今までそれぞれのところを計上していた部分がありますが、イベント関係での一括計上というふうなことで、3つのイベントに係る部分、今回は時間外勤務手当ということで、そのイベントの商工費のところ計上をしてございます。128ページは、その個々の内訳でございます。

あと135ページ、これは債務負担の調書になります。

また、137ページは21年度末を想定した起債の残高調書となっております。

以上、長くなりましたが、一般会計の補足説明終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（中川正弘） 次に、議案第30号から議案第33号について。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 引き続きまして、議案第30号から特別会計を順次補足説明をさせていただきます。

特別会計の予算書1ページをお開きいただけますでしょうか。初めに、国民健康保険事業特別会計を補足説明をさせていただきます。平成21年度の国保特会につきましては、総額5億5,900万円ということで、前年度より8,700万円の減、マイナス1.5%の減ということになっております。国保事業につきましては、平成20年度に医療制度改革で大きな改革がございました。老人保健制度から後期高齢者医療へ変わったこと、それに伴う保険税についても後期高齢者支援金分が新たに設けられたこと等の大きな改正があったところでございますが、平成21年度は制度改革は幾つかあるのですけれども、保険料に大きな影響を及ぼす制度改革は余りないものと思っております。平成21年度予算編成に当たりましては、これらの制度改革の状況を見定めながら、20年度の決算見込みをベースに運営準備基金の活用等により、保険料の引き上げを抑制するという形の予算編成にしてございます。

内容を説明いたします。4ページをお願いいたします。国保特別会計の歳出予算でございます。

この最も大きなものが2款保険給付費ということになっております。全体の7割弱がこの支出で主な歳出となっております。21年度の保険給付費につきましては、基本的には20年度とほぼ同額で推移するだろうというふうに見込んでおります。保険者数もほぼ同数でございますので、今年度の実績を踏まえてほぼ同額という形での予算編成となっております。中身につきましては、1項の療養諸費はほぼ同額、2項の高額療養費は若干の増と、5項の葬祭諸費ですけれども、こちらのほうは3月で減額させていただいたところでございますが、これは後期高齢者に75歳以上の方が移行しておりますので、国保のほうが減りましたので、こちらのほうは減額というふうな予算内容になっております。

また、この中の5款の老人保健拠出金、こちらのほうが1,129万3,000円と大きく減になってございます。これは、老人保健のほうの支払いが少なくなったということによるものでございます。

次に、7款の共同事業拠出金、こちらのほうが500万円ぐらいの減というふうな内容になってございます。

次に、2ページのほうをお開きいただけますでしょうか。歳入の予算でございます。第1款国民健康保険税でございます。こちらは、9,457万2,000円ということで、前年度より778万円の減となっております。1人当たりの年間の平均調定額も当初予算よりは低くなっておりまして、本算定とほぼ同額程度の保険税という形で予算計上しております。この理由なのですが、保険給付費のほうをほぼ前年度並みと見込んでいるということ、それと保険料に影響する大きな制度改正がないであろうという前提のもとに、前年、20年度の本算定とほぼ同額の保険税総額という形で予算計上いたしました。

また、7款の前期高齢者交付金、こちらのほうが前年度より3,300万円程度増となっておりますが、これは国保の被保険者の65歳から74歳の加入率に応じて支払基金のほうから交付されるものでございますが、当町は加入率が高いということで多く交付されるであろうというふうに見込まれているものでございます。

その他5款国庫支出金、6款療養給付費等交付金等につきましては、一定の負担割合に応じた額を計上しております。

それと、11款の繰入金でございますが、こちらのほうにつきましては国保の運営準備基金のほうから1,328万4,000円を繰り入れて、保険税の引き上げの抑制に充てております。また、一般会計のほうからは2,942万3,000円を繰り入れているところでございます。

国保特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、老人保健特別会計を説明させていただきます。33ページをお願いできますでしょうか。老人保健特別会計の平成21年度当初予算総額は150万円ということで、20年度に比較いたしまして7,480万円の減となっております。減少率は98%でございます。老人保健特別会計につきましては、平成20年度に大きく制度改正されまして、これまで老人保健法という法律が後期高齢者医療の確保

に関する法律というふうな形で後期高齢者医療制度が創設されたものでございますが、老人保健、20年度以前に、19年度までに老人医療制度でかかった方に払う月おくれ支払い分というものが時効の関係で残っておりますので、法施行後3年間特別会計を設置するというふうな内容になっております。したがって、月おくれ請求分に対応する医療費関係のみ計上させていただいているところでございます。

老保会計は以上です。

続きまして、介護保険事業会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書の45ページをお願いいたします。介護保険会計の歳入歳出予算の総額が5億7,040万円ということでございます。前年度よりも6,140万円の増と、12.1%の増額予算という形をお願いしてございます。これは、第4期の平成21年度から3年間にわたります第4期の介護保険事業計画に基づきまして、その第1日目の予算という形で計画に基づく予算で編成してございます。

50ページの歳出予算につきまして若干説明をさせていただきます。50ページの歳出予算でございますが、ご覧のとおり2款の保険給付費、こちらのほうが前年度と比べまして6,300万1,000円の増額となっております。これは、第4期の事業計画にあわせたものでございますが、平成20年度におきましても数次にわたりまして増額の追加の補正をさせていただいているところでございますが、平成21年度につきましても5億4,000万円程度のサービス費用の支給給付が見込まれるということで、2款の保険給付費のほうを事業計画に基づき増額してございます。

1ページ戻りまして、49ページをお願いいたします。介護特会の歳入でございます。1款保険料です。1款保険料につきましては、今議会に提案させていただいております、新しい保険料に基づきまして算定した額で予算計上をさせていただいております。その他国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、あと繰入金等につきましては、それぞれ保険給付費に対する負担割合に応じた額を計上させていただいております。保険給付費は伸びてございますので、いずれの歳入も増額という形の予算計上になっております。

この中の7款繰入金でございますが、この中には基金からの繰入金が含まれております。予算書の56ページお聞きいただけますでしょうか。7款繰入金のうち2項の基金繰入金でございます。今回介護特会につきましては、介護給付費の準備基金のほうから725万2,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金のほうから117万7,000円の額を当初予算で繰り入れております。

介護保険事業特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計につきまして補足説明をさせていただきます。ページでいいますと、71ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計につきましては、予算総額6,600万円ということで、前年度より600万円、8.3%の減となっております。

74ページ、75ページのほうを説明させていただきます。後期高齢者医療の保険料につきましては、広域連合のほうに賦課をし、市町村が徴収し、徴収した保険料を広域連合のほうに歳出として納付

するというふうな仕組みとなっておりますが、このたび後期高齢者医療の保険料につきまして、本年度数次にわたる制度改正が行われ、保険料の減額、軽減が図られているところでございます。20年度当初予算におきましては、今まで政府のほうで決定された軽減に基づきまして保険料を算定し、所要の額を広域連合のほうに納付するというふうな予算になってございます。それで、軽減額が当町で549万1,000円、保険料としましては549万1,000円程度の減というふうに見込んでの予算編成となっております。

以上でございます。

○議長（中川正弘） 次に、議案第34号から議案第38号についてお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、まず議案34号につきまして補足説明させていただきます。

歳出の92ページをご覧ください。1款総務費でございます。人件費など一般的な管理経費でございます。21年度は、運営準備基金積立金が増額となっております。

2款水道管理費につきましては、施設の維持管理経費を計上いたしております。94ページの17節に井戸用地買収費を計上いたしました。現在水平井戸4カ所、配水池2カ所が借地となっておりますけれども、この水源井戸2カ所につきまして土地の購入をさせていただく費用でございます。残りの借地につきましても、地権者の皆さん方と協議をしながら、順次進めてまいりたいというふうに思っております。

3款1目の配管布設整備費につきましては、海岸地区の民地埋設管の移設工事などの費用を計上いたしました。また、2目の取水施設整備費では、八手地域で新たな水源井戸を確保するための調査委託費を計上いたしましたほか、工事請負費では川西の黒崎ポンプ場の機能強化を図るための工事費を計上いたしております。

4款公債費、5款予備費につきましてはご覧のとおりでございます。

歳入でございますけれども、2款の簡易水道使用料など、各費目につきましておおむね前年度同額程度を計上させていただいております。

続きまして、議案第35号 特生排特別会計でございます。昨年までで災害復旧工事も終了いたしましたので、平成21年度は浄化槽の維持管理あるいは起債の償還などに係る費用を歳入歳出に計上いたしました。各費目ともご覧のとおりほぼ前年度同額でございます。

続きまして、議案第36号 農業集落排水事業特別会計でございます。歳出123ページからでございます。1款は人件費と一般的な管理費でございます。昨年に比べまして670万円ほど減少しておりますが、農業集落排水施設の台帳整備が終了したものでございます。

2款は、施設管理に係る経費でございます。15節工事請負費には、環境に優しい取り組みといたしまして、太陽光発電システムを赤坂山処理施設に設置する費用といたしまして680万円を組んでおります。この財源につきましては、頑張る地方応援プログラムによります国の特別交付税を充てる

というものでございます。

126ページ、公債費、予備費につきましてもご覧のとおりでございます。

歳入120ページをご覧ください。1款の分担金、2款の使用料につきましては、前年度と同額を計上いたしました。

3款県支出金につきましては、赤坂山地区の建設事業費、当時の建設事業費に対する県補助金の後年配分に当たるものでございまして、これは年々少しずつ減額をされていくという状況になっております。そのほかにつきましても、ご覧のとおりでございます。

それから、続きまして議案第37号 下水道事業特別会計でございます。歳出142ページからでございます。平成21年度につきましては、個々にご説明する主要な事業はございません。1款人件費と一般的な管理経費費用でございます。

また、2款は処理場の運転、施設管理などの費用を計上いたしております。

145ページ、3款公債費につきましては、昨年度に比べまして1,700万円ほどの減少となっております。起債償還のピークを超えましたので、今年度以降徐々に減少する見込みというふうになっております。

歳入でございますけれども、138ページをご覧ください。2款の下水道使用料は、昨年とほぼ同額を計上いたしております。

次のページ、3款の一般会計繰入金は、歳出の起債償還が減額しておりますので、同額程度の減額となっております。このほかにつきましても、ご覧のとおりでございます。

最後に、議案第38号 住宅用地造成事業特別会計でございます。住宅団地の分譲につきましても、てまり団地でマリレビューを入れまして2区画、川西団地でも同じく2区画が残っておりますけれども、これの完売に向けて努めてまいりたいと思っております。

歳出159ページからでございますけれども、ご覧のとおり団地の管理に係る費用でございます。2目の17節に農協さんの跡地の土地買収費用を計上いたしました。今後この土地の利用計画を立てながら、有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

歳入につきましても、156ページ、157ページに記載のとおりでございますけれども、歳出に係る主な財源といたしまして土地売却収入、一般会計繰入金を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（中川正弘） ありがとうございます。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第29号から議案第38号まで議案10件につきましては、委員会条例第5条の規定により、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し

て審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号から議案第38号まで議案10件につきましては、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま設置が決定しました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長を除く9人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。この際、しばらく休憩します。

（午後 2時30分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時31分）

◎予算審査特別委員会の正副委員長互選

○議長（中川正弘） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告します。

予算審査特別委員会の委員長に田中政孝議員、副委員長に中野勝正議員が互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（中川正弘） 議案第29号から議案第38号まで、議案10件は予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は予算審査特別委員会において行いますので、ご了承ください。

◎散会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 2時32分）

第 2 号

(3 月 13 日)

平成21年第2回(3月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成21年3月13日(金曜日)午前9時30分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	南波榮一	4番	田辺雅巳
5番	山崎信義	6番	中野勝正
7番	宮下孝幸	8番	日山正雄
9番	田中元	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

◎開議の宣告

○議長（中川正弘） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（中川正弘） 日程第1、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 宮 下 孝 幸 議員

○議長（中川正弘） 最初に、7番、宮下孝幸議員。

○7番（宮下孝幸） 早速でありますので、私のほうでご質問に入らせていただきます。

私のほうから尼瀬・諏訪本町地内の駐車場整備についてということについてお伺いいたします。中越沖地震により甚大な被害を受けました当町は、災害からの復興を祈願する事業の一端といたしまして、5月にマリレビューウエディング、8月に汐風ドリー夢カーニバル、そしてまた10月にはきずなど、合計3度にわたる大イベントを挙げていたしたわけでありまして、その集客数は、5月のマリレビューウエディングが2,000人、8月の汐風ドリー夢カーニバルが2万4,000人、さらにまた10月のきずなにあつては、これは悪天候の中でありましたが、何と2万6,000人を数え、そのイベント集客数の合計は当町の人口の10倍に当たる延べ5万2,000人を数えたということでありまして。

それはそれで出雲崎町の対外観光発信の考え方から眺めれば、大成功であったものと思われるわけですが、しかしまた一方におき、にぎわう人手に順次集まった車両の数も半端ではありませんで、交通規制の中にもかかわらず、尼瀬3区から諏訪本町地内の裏手に当たる、いわゆる天領の里前の国道に乗り入れる取りつけ道路と民間私有地との間に位置をいたします空き地スペース、つまり背後地に駐車能力をはるかに超えた数の車両が都度駐車をされておりました。問題は、イベントが終了した後でありまして、砂地であるその空き地スペースには多くの車両が去った後、車によるタイヤ痕などが残されているという現実であります。あの地は、国有地がおおよそ470平方メートル、地元諏訪神社が所有いたします、いわゆる神社地が630平方メートルと混在をいたしているところでありまして、通年あの地の簡単な整地や碎石の投入、あるいはまた除草剤散布などは近隣住民の善意と汗によって行われると聞いております。

行政区である尼瀬3区と諏訪本町町内からは、既に3年前ほどでしょうか、あの地のアスファルト舗装を強く望む陳情も出されているとのお話であります。昨年につき、本年もまた大イベントの計画が立てられているわけでありまして、この件に関しまして町民の皆様からは大不況の中、日々の暮らしが困窮し、瀕死の状態となっているとき、町はまだやるのかとか、あるいはまた伝統行事

であるおけさ流しなどを中止してまで行うイベント挙行に対しまして、税金のむだ遣いではないかとか、いわば感情論も混在した中の変ななか厳しいご批判もいただいているところであります。これは、議政に携わる我々も行政に携わる執行部も相互にこのような厳しいご意見があるということを実直に心してとめおきながら、挙行の運びへと至らなければならないものと思うわけでありませぬ。しかしまた、いずれ本年のイベントがありなしということにかかわらず、伝統と歴史のある船まつりや花火大会などを含め、出雲崎町の観光発信の拠点となる地はやはり港から天領の里にかけてのあの地であろうと私は確信をいたすところであります。今私が申し上げました出雲崎町の観光拠点あるいはまた観光の聖地というそのような意味合いがあながち的外れでないとするならば、今後をかんがみても早急なる駐車用地としての整備は必要不可欠であるものと思われませぬ。

ちなみに、前段でお話をいたしました、あの地の広さは国有地と神社地、この2つを合わせた合計面積が1,100平方メートル、これ坪に換算をいたしますと、およそ330坪程度であります。私の調査では、現在駐車用のアスファルト舗装はおおむね1平米当たり3,000円程度と思われませぬから、単純に1,100平方メートルに3,000円を掛け算をいたしますと、およそ330万円ほどの予算で全面舗装は可能ということになります。さらにまた、今ほど申し上げましたが、舗装にかかわる経費が330万円程度だとすると、それに白線引きなどの予算を加味したとしても、これ400万円弱の予算があれば十分駐車場としての舗装工事は完了できるわけでありませぬ。

私は、昨年、つまり前回に限りではありますが、行われたイベント各種が出した結果を検証すれば、確かなPR効果も確認できる以上、特段イベントに対する投資を問題視し、一概に強硬な反対意見やご異議を申し上げることはなかなかできないわけではありますが、しかしこの件のみならず、これはこの件に限ったことではありませんが、一般論として行政が行う事業やイベントによりその後始末を一般町民に強いることだけは絶対にあってはならない。再度繰り返し申し上げますが、今後また我が出雲崎町が観光の発信やイベントの拠点としてこれから多くの活用の期待が持てるあの地の舗装整備は必須条件であるものと考えるところであります、町長の所見を伺います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 宮下議員さんのご質問にお答えをいたしますが、今ご質問内容にありましたように、平成20年度は中越沖の地震災害から復興元年と位置づけをいたしまして、震災復興祈願イベント、3つの大きな事業を実施したわけでございますが、大変な大成功をおさめたと。これに対しても、議会あるいはまた町民各位から大変なご支援をいただいたということに対しましても感謝を申し上げる次第であります。これらのイベントを実施するときが一番苦慮することは、やっぱり車対策といいましょうか、駐車場の問題等々が大きな課題になるわけではあります、その解決策の1つとして地元の皆さんからもご理解をいただきまして、今議員さんの質問にもございましたように、諏訪神社私有地を含めた国有地をお借りをいたしまして、3回のイベントの駐車場として対応してもらい、非常に交通緩和の対策としては的確に実施できたということで非常に喜んでおるわけでご

ざいます。

その中で、イベント終了後のその神社地あるいは国有地の跡地、タイヤ跡とかいろいろなものが荒れた状態になっておるといようなご指摘でございますが、主催者といたしましてもそれらのことが事実であったわけでございますし、またそういうことに対しましては今後反省をいたしながら、遺憾としながら、十分な対応もしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っておりますのでございます。

ご指摘の諏訪神社の所有地あるいはまた払い下げ要望、地権者交渉を行いまして、駐車スペースとして確保すべきというご質問であります。実際申し上げまして、現在天領の里は4カ所の駐車場がございます。20年度におきましては、その利便性の向上を図るために分断をされておりましたところの第1駐車場と第4駐車場のフェンスの撤去工事を施工実施をし、往来を可能にいたしまして、来車に対する混雑が大きく緩和されたということと、またサービス向上に努めたというところでございます。

現在のところは、天領の里の現有の駐車場で通常の場合は特に問題は派生をいたしていないわけでございますが、今申し上げますようなイベント等によりましては、これらの対応も必要かなというふうに考えておるわけでございますが、これらにつきましてもこの土地の所有と国有地も入っていますし、神社地も入っているわけでございますので、その辺のどういう対応の中で対処すべきか、あるいは近隣の皆さんがあの土地を利用されているわけでございますし、正式に駐車場として位置づけをし、整備すると、出入りの問題等々をどう考えられるのか、その辺の個人的な利害関係も出てくるのではないかと懸念をされます。それらの問題に対しましても十分地元の皆さん、また町のこれからの対応等を総合的にしんしゃくをしながら、整備を進めてまいりたいというふうに思っているわけでございます。

また、この質問内容にはなかったのですが、イベントに関する町民各位のご批判なりがあるという今ご指摘ございました。これにつきましては、議員の皆さんがどれだけの認識を持っておられるか、これにつきましては数字を上げて次の南波さんの質問の中で具体的に答えます。

○議長（中川正弘） 7番、宮下議員。

○7番（宮下孝幸） 私の質問の眼目とすべきところは、イベント举行の問題ではありませんで、この駐車用地の問題でございますので、それに集中をさせていただいて、町長今答弁のとおり、次南波議員のところでご説明ということでもありますから、それは省かせていただきます。

今町長ご説明のとおり、国有地、神社地、これ2つの土地が存在をしておりますので、いずれ国有地であれば払い下げ等の問題も出てくるでしょうし、神社地であれば借り受けるなり、買い受けるなりというような方法もとらなければならない、そんな事実も出てくるだろうと思います。今般も320万円ほどの海岸背後地の補修工事等の予算も計上されております。税金投入でありますから、必要などころに必要な形でやっぱり投資をしていくことの大切さというものがあるわけであります。

そんな意味で、町長も21年度の施政方針でしっかりとお示しをいただいておりますが、海岸線の美化は観光立町の顔であると、このような意気込みも伝わっております。いずれ地権者交渉等々の大変難しい問題もあるわけでありますが、どうかひとつ私が今前段で申し上げましたように、大きなイベントとなるとどうしてもあそこの地に集中をせざるを得なくなるのだろうということはこれからも想像はできるわけですので、町長総合的に判断をされ、この件について進めて考えていきたいと、こういう強い意思を示していただきました。それに沿って私の希望といたしましては、なるべくならば本年度の大イベントの以前にそういった問題について取り組みをされ、解決を見られることが一番よろしいのではないかと、そんなご意見を再度申し上げますが、町長改めてひとつ強い決意を。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 先ほど来から、またこの後のご質問にあるわけでございますが、町の施策点は近視眼的に物を1つ見詰めて、これはだから必要だというそれぞれの立場のご意見なりご要望ございます。これはしっかりと受けとめますが、総合的に町全体の中における位置づけというものも必要です。わずか300万円、400万円だから簡単ではないかというようなお話ですが、しかしこれは全体予算の中における400万円はいかなる価値があるのか、いかなるお金というものは、そういうわずか100万円だから、50万円だから、10万円だからいいのだという考えは、私は間違っていると思います。やはりその中における緊急度なり、その辺の利用の確実さといいたまいますか、その歩合とかいいたまいますか、そういう全体のものを値上げをした中において総合的に執行していくべきものである。わずか幾らだからこれは簡単ではないかという考え方は、これは当てはまらないと私は思っています。そういう中における今宮下さんのご要望ですので、前段お答えをしておりますように、その必要性とその頻度なりあるいは今後の展望をにらみ合わせた中においてこの事業を、またご要望もございますので、前向きに紳士的に考えてまいりたいというふうを考えておりますので、そのようにひとつまたご理解いただきたいと思っております。

○議長（中川正弘） 7番、宮下議員。

○7番（宮下孝幸） 全くそのとおりでございますが、ひとつ誤解のないように申し上げておかなければならないと思っておりますが、私決して地元だからこのお話を出しているわけでもございませぬし、もう一つに先ほど申し上げました幾らぐらいのお金がかかるのではないかとご提案も決して軽んじてその値段を申し上げているわけでもございませぬ。町長おっしゃるとおり、預かりし税金でありますから、たとえ一円たりとも無駄にできない、おっしゃるとおりだと思います。そんなことをかんがみいただきまして、活用意義、利用度を検証していただき、必要なものに投資をいただく、そのお気持ちをひとつお持ちいただきたいということをお願い申し上げまして、7番からの質問を終わります。

○議長（中川正弘） 答弁はいいですね。

○7番（宮下孝幸） はい、結構です。

◇ 南 波 榮 一 議 員

○議長（中川正弘） 続きまして、3番、南波榮一議員。

○3番（南波榮一） 私のほうからは、題目といたしましては、心豊かに安心して住める町と、その町をつくるという立場での質問をさせていただきます。

まず、宮下議員からも話があったように、中越沖地震からの復興に関しては、町、被災者、町民こぞって努力した結果が本当に早目に被災者がもとの生活に戻ることができたということは大変結構です。すばらしいことであったというふうに思います。しかしながら、まだまだ住宅を建てた後の借入金の返済、その他、あるいは精神的ないろいろな悩み等もあるわけでありますので、この点に関しても町長から、また町からも本当にこれでよかったと、復興が終わったというまでまた支援が必要があればぜひともお願いしたいと、かように思います。

それから、新年度予算にまつわる中身から話に入りますけれども、町長から施政方針が述べられ、それから21年度の予算が提案されたわけでありますけれども、これは100年に1度と言われる世界的な経済不況の中で、経済対策あるいは景気対策、雇用対策等もろもろが必要で、特に生活支援について重点的な課題についての取り組みがなされているようであります。この予算案でも特に新しい、新規着手する部分がおよそ3割ぐらいあるのかなと思いますけれども、これは非常に内容も中身が富んでおります。本当に我々が町に安心して住める、そのためにぜひとも必要な中身になっておると思いますので、これは十分に評価されると思います。特に今申し上げたように、子育てとかあるいは震災復興にかかわる住宅のローンの利子補給、それから雇用対策、もろもろ何らかに盛り込まれておりますので、この事業が実施されれば本当に住民が安心して生活ができるようになるのだらうと確信をしております。

それから、継続事業あるいは各事業につきましても、これは今までやってきた中でさらに肉づけをされて、拡充された事業も多くあります。その中で、私がこれからちょっと触れたいのは、今宮下議員からもあったように、決して復興イベントが多過ぎるように思えますけれども、これがだめだと申し上げるわけではありませんので、これは特に今年度で言えば非常に私どもがすさんだ気持ちをイベントによって勇気づけて、そのことによって町が一丸となって復興を目指すことができ、その仕上げができたということで評価いたします。ただ、その後2年目に入りますので、そのことをやる余り私が心配するのは、やはり今までなされてきた伝統的な行事、その他が少なくなる、それにしわ寄せがいかねればいいなという心配から申し上げたわけでありまして、決してこの復興イベントはだめだと申し上げませんので、これはしっかりやるべきことはやってほしいし、伝統行事についても可能な限り実施をしていただきたいという立場で申し上げるわけであります。

それから、一番大切なことは、経済対策の中では中小工業者の皆さんの経営に対する支援であり

ます。これについては、町では借入金に対する保証協会の保証については補給金の支払いが拡充され、特に1,000万円までの借り入れについては借り入れ保証金は100%補給をするという内容になりました。それから、それを超える3,000万円までは50%の補給をするという画期的な内容になっておりますが、さらにまだまだこの経済不況が続く限り、そういう業者の皆さんが深刻になって借り入れをしなければならないようなことができるかもわかりませんので、その節不足になった場合にもぜひともそのような措置を、復興支援にまつわる措置をできるように、ぜひともお願いをしたいというふうに思います。

それと、あわせて借入金に対する利子補給等がもし必要であって、これが可能であったとすれば、これも考えていただければ大変よろしいのではないかと思います。これも先ほど申し上げましたように、震災復興の住宅建設にまつわる借入金については1%の補助をすると、支援をするということが決定されるようでありますので、これは大変よろしいことだと思います。

それから、続きましてその延長線であるわけですが、本当に心が豊かで安心したまちづくりが続けられるということが何よりも必要でありますので、私はそのために将来を見据えたまちづくり構想といいますか、これは個々に今どこで何をしようということではありませんけれども、それらのものができるような仕掛け、仕組みをつくったらどうかという思いで提案をするわけですが、既に町では街並環境整備あるいは農村環境計画、それからこのたび新しく始まる海岸環境整備事業も始まります。計画も始まります。これらの基本的な計画がもとで個々の事業が実施をされるわけでありまして、しかもその中で既に大きな事業が実施をされてきております。さらに、これからどんどん必要になってくるわけでありまして、それらを論議をしたり、あるいは町民から意見を聞く、言ってみれば官民一体、官民共同のまちづくりをするためのそういう組織とかチームづくり、あるいはプロジェクトでも構いませんけれども、そのようなものができれば理想にかなったまちづくりができるのだらうと、かように思います。この町民協働のまちづくりについては、既に地方分権が始まって10年近くになりましょうか、その中でこれが何よりも大切だと言われてきておりますので、そのような仕組みができれば非常にありがたいと、かように思います。そんなことで、言ってみれば早いうちにいろいろ準備を整えて、種まきをして芽生えさせておけば事業を起しやすくなるという立場から申し上げます。

以上、お伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 実は、通告に従ってちょっと答えるべきものを整理しておったのですが、この際ですので、3点についての南波さんのご質問かと思っております。先ほど宮下さんの通告はなかったのですが、質問の中に出てまいりましたイベント関係、そして復興に関する支援対策、さらに今後のまちづくりにどういう所作をするのかと、この3点に絞ってちょっとお答えしますので、皆さんもしっかりと受けとめておいていただいて、誤ったそういうものが町民に伝わらないようにしていた

だきたい。私の考え方を申し上げます。

私も南波さんのご質問の中でも、宮下さんのご質問にも言いましたが、昨年、ことしも3大イベントをやります。非常に税金を使って、町はこれだけのことをやっていいのかという大体町民の皆さんの中でも声があるかもわかりません。そのものを代弁されている面もあろうかなと私は思っているのですが、この21年度予算書を皆さんしっかりと見ていただきたい。数字を上げますから、皆さんしっかりと確認していただきたい。マリンビューウエディングと汐風ドリー夢、きずな、ことしも3大イベントやります。この総事業費は、4,900万円程度になります。そこで、町がどれだけの財政支出をしておるか。1,380万円でございます。そのほかの4,900万円引くところの3,600万円程度の金は、いわゆるこの災害復旧、復興に目指して地域が住民の皆さんに元気を与えて頑張ってもらいたいという、出雲崎町だけではなく、よその地域でも事業を実施しております。それに対する復興基金が約3,300万円入っています。しかもシダックス関係とか、いろいろの皆さんからご支援をいただいておりますので、今申し上げますように町は約1,380万円、細かい数字はちょっと省かせていただきたい。さて皆さん、1,380万円のうち通常的に、恒例的にやっている事業、船まつり、産業まつり、これは皆さんもご承知でしょう。大体530万円かかっているのです。今回そういう面を勘案いたしますと、1,380万円マイナス530万円、おのずと数字は出ます。580万円の実質的な財政支出と受けとめていただきたい。

さて皆さん、昨年あの3大イベントをやりました。皆さんもお聞きでしょう。全国において新潟県はもとより、出雲崎町のすばらしさというものを皆さんご承知をいただいたと思います。あのテレビ、新聞、いろいろなメディアを通した宣伝効果は、これは課長聞いています。本当に専門的な立場で言うと10数億円の効果ありましたねと。県においてもすごい効果だということをおっしゃっているのです。私は、昨年のイベント皆さんにも大変ご面倒をかけた。しかし、財政の面もストレートに町は出しているのではないのです。その効果は抜群だったと私は自負をいたしております。

しかも皆さん、ことしは「天地人」あるいは国民体育祭、この大観光交流年と言われていることです。「天地人」、我が出雲崎町は昨年はあれだけのイベントで名をなした。さて、今回はあの長岡市を中心、魚沼を中心としたところのその中に抹殺されてはならない、私はそう思います。しかも、大観光交流年、新潟県は物すごい力を入れているのです。デスティネーションキャンペーン、そうでしょう。他でやっているのです。それに町は負けてはおられない。対応していかなければならない。その力強い歩みを進めていかなければならないときです。私は、町民の批判をいただいたら、率直に町民の皆さんに訴えてご理解をいただきます。どうでしょうか。私は、そういう観点の中で、県も進める。町も負けてはおれない。昨年が線香花火で終わってはならない。この4月も最終日に皆さんにご報告申し上げなければならない。私は、いいニュースだと思うのです。やりたいと思っているのですが、間もなく固まると思います。しかし、皆さんどうでしょうか。財政的には今町は、これは答弁書にも書いてあるのですが、財政的にはもう町はしっかりとやっているわけで

す。笑い事ではないです。まじめに聞いてください。そういう中に、ひとつ町もこういうときだから町民の皆さんから元気になってもらいたいということでやるのです。そういうことをご理解をいただきたい。

次に、復興関係です。今県下でもこの100年に1度と言われる経済不況の中で、緊急融資制度というのをやっております。その保証料の補てん、これを皆さん全県的に考えたときに町がどういう位置におられるかということをお調べになったことございますか。率直に申し上げます。この中で、長岡市、加茂市、小千谷市、見附市、柏崎市、これは私たちは1,000万円以上に対しては全額保証しよう、それ以上のものについては1,000万円までは全額保証、全額保証金は町で認めましょう。それ以上のものについては3,000万円は50%見ます。この制度は、今申し上げたこの市は私たちの町より上回っていますが、あとの市町村の中においては出雲崎町は次に次いでおります。それだけのことをやっておるのです。これをひとつ皆さんからご理解いただきたい。ただし、借入金の利子補給というのは、これはなかなか難しいです。震災とかそういうものとまた色分けをしなければならない企業活動における借り入れに対する利子補給ということになっていきますと、非常にすそ野が広がってまいります。これは、よそでも一切やっていません。だからこれは、南波議員さんのおっしゃる気持ちもわかるのですが、なかなか対応は難しいと。ただし、今の緊急経済対策の融資制度の中における対応は、出雲崎町のほうは県下でも上位にあるということをご理解をいただきたい、そう思っております。

次に、こういう厳しい状況の中における今後の町政運営をどうするのか、そういうものに対する皆さんの、南波さんのご質問、これはまことに私的を射ているとは思いますが、私たちもいろいろな時の時代の経済背景なり社会背景のもとにやるべきことに対しては、これは各課で横の連携をとりながら対応する、あるいはプロジェクトチームをつくる、あるいはまた皆さんに相談するというような形でやっているわけでございますので、しかも総合計画もあります。さらに、平成17年から22年までの出雲崎町のスリム化プログラムも間もなく終わりに近づく……失礼しました。21年ですね。近づきます。それ以降の問題につきましては、これからまた皆さんと相図りながら、今議員さんがおっしゃるように、そういう問題にどう対応していくか、しっかりとひとつ対応していきたいというふうに思っています。

いろいろな事業を進めてまいっております。その中における町の財政も答弁書の中にもありますが、財調も20年度末におきましては約10億円近い財調も積み増すことができるという見通しも立っております。まだ具体的に申し上げませんが、そういうような状況です。しかも皆さんに申し上げますように、将来負担比率とか実質公債比率、あるいは経常収支比率、これは県下のトップクラスに行っていますから、まず財政をしっかりと固めて、そして時代の趨勢の流れの中での的確に適応した事業を積極的に私は進めてまいりたい、そう思っています。

○議長（中川正弘） 3番、南波議員。

○3番（南波榮一） ありがとうございます。

町長が数字で示されましたけれども、私は復興イベントに関しては、数字が大きいとか町の支出がいっぱいだという意味で申し上げているのではなく、そのことを組み立ててやる中で、役場の職員の皆さんがやはり通常業務もある中でそれをやるわけだから、そういう負担が大きくなっているのではないかという意味でちょっと申し上げたので、この数字については町長がおっしゃるとおり、町の支出というのは500万円そこそこ、本当にそのとおりだと思います。そんな意味で、私は否定するものでもありませんけれども、感想を申し上げたので、町長の姿勢はわかりました。大変いいことはいいということで進めてほしいと思います。

それで、町長、具体的に後半の件で申し上げましたので、私も同感でありますし、いいのですけれども、たまたま予算関係の中では触れさせていただければ、J Aの跡地の土地を町が買い求めて、その後宅造なりその他もろもろのことを検討しながら進めたいという答弁をいただいておりますし、この中でかねて私もほかの議員の皆さんも申し上げたように、駅前地区の再生といいますか活性化、これが一番気になるということで何回か質問があったはずでありますし、町長の答弁もありますけれども、たまたま今J Aの跡地の問題で、町にとってみれば一番いい、駅の真ん前ではないけれど、いい場所ありますので、そこを何か開発をするについては、駅前である本当に駅前の顔といいますか、そこの再生、活性化も含めて今の新しいところの計画も考えてほしいというのが願いでありますし、そのためにどうでしょうか、町内にはいろんなお考えの方、いろんな職業を経験した方、あるいは今いろいろな立場でおられる方いられるものだから、そういうような皆さんの意見を聞きながら、そういうまちづくりするのも1つの手だと思いますので、私が今いろいろ言われた中でのワークショップといいますか、そのようなものを手法を取り入れてやっていただければ、それこそ官民一体のまちづくりが可能だというふうに思いますので、ぜひできればそのことをお願いしたいと思いますし、それから町長も出雲崎小学校の児童さんが2月の27日に子ども夢フォーラム in 出雲崎を開催されました。この中で、子供たちの目線で、あるいは自分たちが考えた中で、出雲崎町の海でとれる海産物、特に魚を使った料理、郷土料理あるいはこっちのコシヒカリを中心とした、あるいはとれた野菜、それらを使った料理、名称を上げれば朝ごはんセットのような話もありましたけれども、そのようなものを販売して出雲崎町の特産づくりをやったらどうかという子供たちの提言がありました。それらもろもろの点も含めまして、やっぱり今海でとれる幸、それからこっちの駅前地区でとれる米、それらを子供たちのこの考えとあわせて、今のまちづくりの中に販売するような場所を設けるようなことも考えてはどうか。そして、しかもその構想ができたとき、それを内外に発信をして、そういう意欲のある人を募って参加してもらおうというような方法はどうか。そんなことで今町長にお聞きいたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 後段の南波議員さんのご質問につきましては、田中議員さんがまた農協跡地に

かかわる質問をされるので、そのときにちょっと申し上げようかなと思ったのですが、今議員さんのおっしゃったことをございますので、議員さんの私は提案のような形の中で、あの跡地の最もメインとなるところをかつてちょっと議員の皆さんには申し上げたと思うのですが、各種団体の皆さんがお集まりのときに私が申し上げたことは、確かに今南波議員さんもおっしゃるように駅前は大変厳しくなっているということで、あのメインストリートの中で最も目立ちやすいところにインフォメーションセンター、今おっしゃるようなものをつくりたいということを私は申し上げました。実は、それにつきまして各種団体長のお集まりのところで担当の皆様お集まりでした。そこで私が申し上げたことは、皆さんは非常にいいことだと、ぜひやってくれということで、そのような形の中で農協跡地も若干皆さんに最初申し上げておった中よりも計画はちょっと変わらしまして、私はやっぱり私の計画どおり、思いどおりにちょっと用地が取得できるのではないかと思うのです。そういうものを活用しまして、今議員さんがおっしゃるような、これはおっしゃるとおりなのです。ぜひそういうものを今もろもろ南波議員がおっしゃったのですが、もろもろおっしゃったことをそこに集約をして、情報発信の地とか、そういういろんな面に活用したいなということを実は内々にこういうようなこともあるしというようなことで、逆に農協さん側からもぜひ我々も仲間に入れてくれないかという組合長さんからの声があるのです。これは事実あったのですから、申し上げるのです。だからこれはひとつおっしゃるとおりです。ぜひ議員の皆さんからも中に入ってもらってご意見を出していただいて、もう何とか出雲崎町のもろもろの特産と言われるか、米あるいは魚、野菜、そういうものひとつ皆さんからご理解いただいて、なおかつ出雲崎町全体の情報発信の地、そういう形のものを私はつくりたいと思っています。これは、間もなく予算においてはご提案申し上げて、おおむねご理解いただくのですが、農協さんの総代会終わりましたら直ちにその作業に着手する段階に皆さんと十分ご意見を聞かせてもらいたいと、また町内的にもチームをつくりたいと、あるいは各種団体を網羅したそういうのをつくっていききたいというふうに思っていますので、そのときはひとつまたぜひご提言をいただきたいと思っています。

○議長（中川正弘） 3番、南波議員。

○3番（南波榮一） 大変力強い答弁をいただいたと思います。ぜひともそのような形で進めてほしいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 山 崎 信 義 議 員

○議長（中川正弘） 次に、5番、山崎信義議員。

○5番（山崎信義） きょうは、我々の今任期中の最後の定例会でございますので、一般質問も8名ということで傍聴者もたくさんおられますけれども、そんな中で質問させていただきます。

私のほうは、通告書にありますとおり、今大分ダブっておりますが、海岸地域の再生ということ

になり、またもっと言えばよみがえれ出雲崎ということで質問させていただきます。当町の海岸地区の旧道は、歴史国道として指定を受けまして、今その事業規模は残念ながら半減されておりますが、道路の側溝の改良とか新設、それとともに撥水性の美装化工事、今大詰めの段階を迎えております。現在私の町内でやっておりますが、残されたメーター数は600メートルほどでございます、課長の話の聞けば21年度中に形の上では完了するだろうというふうに言われております。今までの経過からすればそうなると思いますけれども、そこで私懸案であります海岸地域の再生を言う前に、町長は現状と課題と申しますか、海岸地域の問題についてどのように理解されておるかということと、町の総合計画がございますが、その中にあります今この海岸地域を取り上げますと、水産業の基盤整備と資源の管理の仕方、それから妻入りの今言いました修景整備促進対策とこの町中の再生ということについて質問させていただきます。答弁につきましては、先ほどの2人の質問の中で総合的に答えられておりますので、多分一緒になると思いますけれども、それはそれとしてお伺いしたいと思います。

最初に、先ほど言いました海岸地域の現状と課題について町長どのようにお考えになっておられるか、聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 今山崎議員さんが今の海岸地区の現状をどう考えるかというご質問でございますので、まずお答えをしたいというように思っておるわけでございます。残念ながら、私が申し上げるまでもなく、海岸地区におきまして、町全体もそうなのですが、非常に高齢化が進み、おひとり暮らしの老人世帯も増えてきておると。それに伴いまして、人口減少も顕著になってまいっておりますし、空き地、空き家と議員の皆さんから常にご指摘ございますようなそういうものも目立ち始めておるということで、非常に今厳しい状況であるということも認識をしております。しかし、今議員さんのおっしゃったように、この出雲崎町の歴史的背景とか、良寛さんあり、芭蕉あり、石油発祥の地であり、今お話の出ておりますところの妻入りの街並がれんたんをしている、こういう歴史的背景がございますし、まさにまた自然背景もこの日本海に沈む夕日、これは日本一すばらしいと言われているわけでございますし、夜になりますといさり火が沖合に明かりをつけながら、何となく情緒豊かな自然背景、あるいは弥彦山を望み、小木ノ城を望みという非常にすばらしい歴史的な自然的な背景あるわけでございます。それで、過去にさかのぼりますと、かつては北国街道随一の繁華を、栄えたこの町でございます。今議員さんのおっしゃるように、華やかなりし歴史出雲崎をいかに再現をするか、これは私たちに課せられた課題だと私は考えております。しかし、今の社会背景、いろいろな面からいたしますと、これは歩みや地勢はございますが、今議員さんのおっしゃるように、やっぱりひたむきに、着実にこれらの歴史背景、自然背景、このかつてのよみがえり出雲崎を標榜しながら、私たちは努力していかなければならないというふうな認識を持っております。

○議長（中川正弘） 5番、山崎議員。

○5番（山崎信義） 認識はそのとおりだと思います。町長もさすがベテランで、よく理解されて、今大変をされているということは敬服いたします。

それでは、次に移りますが、今年度中の予算も出ましたので、ちょっと通告書書いておりませんでしたが、たまたま関連しますので、1つだけお伺いしておきます。予算の中で、海岸環境整備事業概要書作成業務委託料が盛り込まれております。これ勝見から久田までということですが、私はこれ漁港整備とかそれにつながる次の事業に入っていくのだらうと思いますけれども、非常に期待をしたいと思いますが、これにつきましても余り時間かけないで、現場におきましては水産研究会あるいは漁協があるわけでございますので、その辺も十分検討されながら、崎の見える海の出雲崎といいますか、先ほども述べられておりますが、その構築を図っていただければというふうに考えておりますので、町長今のこの業務作成について所見がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 出雲崎町の第1次産業であろうとも基幹産業である水産業の振興という面についての山崎議員さんのご質問と思うわけでございますが、まずやっぱり農家もそうですし、漁業もそうですございますが、その生産基盤の整備というのがまず肝要かというふうに私は考えております。そういう面からいたしますと、これはもうさかのぼって平成13年度、この地域水産物供給基盤整備事業、これは県営で進めてまいりまして、20年度も繰り越し事業により21年度完了という見込みになっておりますが、事業費は約19億8,000万円、事業内容は西防波堤及び北防波堤の改良と漁場整備あるいは航路新設、泊まり地の浚渫17年度に計画が変更されまして、南沖防波堤等の新設等もございました。これらが整備されることによりまして、静閑度といいましょうか、ちょっと海が荒れても静かな出港、入港がスムーズにいくようにというようなことで、平均出漁日数も120日が今までちょっと皆さんからもご心配いただいたように、非常に出雲崎町の場合は出漁日数が他の漁港に比べて少なかったわけでございますが、120日というものが170日に増加するだらうと期待をされてますし、これによりまして漁業振興あるいはまた漁業の経営の安定化というものにつながるのではないかと考えています。資源管理という面につきましては、毎年放流事業を行っておるわけでございますが、19年度はアワビの種苗1万3,228個、ヒラメの稚魚を1万匹、あるいは20年度はアワビ稚魚を1万2,210個、ヒラメも1万個、今後ともこれを継続して実施していきたいというふうに考えております。

また、今集積しました南防波堤の50トン、70トンのブロックにおきまして、これも初めての試みでございまして、サザエの稚貝が外敵から身を守り、安全に生息するための長さ95センチ、幅10センチ、深さ13.5センチの溝を設置した製品を用いておるといような現状であります。現在相当稚貝が生息しているということが確認されておりますので、その効果は非常に大きいのではないかと

期待もいたしておりますし、また推移を見守ってまいりたいというふうに考えております。

なお、平成21年度予算におきましては、海岸環境整備事業概要書作成委託料、これは先般予算審査特別委員会でもご質問をいただきまして、お答えをしているのですが、250万円を計上いたしております。これを今後さらに申し上げますような基盤整備の事業の審議、採択ということに向けての前段階の作業を行うというふうに心得ておりますので、またこれらのことにつきましても議会の皆さんからご理解いただき、またご支援いただきたいというふうに考えておりますので、よろしくひとつお願いいたします。

○議長（中川正弘） 5番、山崎議員。

○5番（山崎信義） ありがとうございます。

今総合計画の中で、災害があつたにもかかわらず非常に順調に進捗していると私見ておりますが、今お答えになりましたとおり水産業の関係、非常に県からもお力いただきまして、順調に進んでいるというふうに思います。漁業者も喜んでおると思います。

それで、その施策の中に今ちょっとダブりますけれども、漁業資源確保のための魚介類、それから種苗の放流、これも促進しているわけでありますが、漁獲量の推移とか漁獲高の推移、町長ご存じでしょうけれども、例えばの例を挙げますと、平成13年が漁獲量は615トン、漁獲高は3億7,710万円、先般発表されました平成20年は漁獲量が356トン、それから漁獲高は2億4,821万円になっております。そういうところのどンドンと減っているわけでありますが、これは当然漁業就業者もご承知のとおり高齢化等々で減っております。やむを得ないのかなと思います。先ほど言いました放流関係、これを着実に進めていかなければ、また安定した生活が得られないというふうに思います。その点から当然続けていくと私は理解しますが、それ間違いないですね。そういうことでお願いしたいと思います。

それから、次の海産物の加工というのがあるのですが、これがなかなか難しいふうに思いますが、その辺も漁業者含む方々の給料等のアップとなればそれも考えなければならぬと思います。藻場の整備も行われましたし、春先からずっと夏にかけて井鼻、久田海岸見ると1つの風物詩になっていますが、海藻とりたくさん来ておられます。健康によいと言われる海藻をもっと売り出すチャンスではないかなというふうに思いますが、その辺町長考えはどうでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） とれた品物に付加価値をつけるということは、私はやっぱり大事だと思うのです。そういう意味のことに對しましては、試行錯誤でございますが、行政としても要望したり、また取り組みをいただくような探知もあつたわけでございますが、現時点においてはなかなか厳しいということの中で実現をしておらないわけでございますが、先ほど来から申し上げておりますように、やっぱり私はそうだと思うのです、議員さんのおっしゃるように。やっぱりそういうものに付加価値をつけていかないと、今の経済情勢なりあるいは消費者のニーズにこたえていくためにも、

そのもの捨てるというよりも何か付加価値をつければやっぱりそれなりの関心も浮かんでくるのではないかと私は思うのです。だから結果的には経済行為ですから、単なる形をつくるのではないのですから、経済効果です。経済行為を行うのですから、つくったものを売って、ある程度利潤が出なければだめです。そういうものの仕組みをどうするか。これをさっき南波議員さんがおっしゃったようなそういうもろもろのもとに結びつけて、やっぱり広くそういう試みにつくった品物を皆さんにやっぱり試食してもらったりアピールしてみて、ああ、いいな、これはいいぞというものがあったらこれをまた本格的にどういう形に持っていくかという、私は実験の場にもなると思うのです。だからそういう意味で、今議員さんのおっしゃったようなことも今後の大きなこれは課題だと思うし、何とか形になればなど。そういうためには、これは議会ของ皆さんのご理解いただいて、全面的に行政もバックアップしていく。今までもそうだったのです。バックアップしていかなければならぬというふうには思っておりますので、またそういう面について我々がどう言っても当事者である漁業者なり、そういう皆さんのご理解とご協力いただかなければならないことでございますので、今後とも行政としても、また町の特産物をひとつつくり出す意味においても努力していきたいというふうに思っています。

○議長（中川正弘） 5番、山崎議員。

○5番（山崎信義） ありがとうございます。

今言ったとおり、これ大変難しい面もあるのですが、地域のもを生かすためにはやっぱりそういう加工も大事でありますので、求められておりますし、例えばホッケの干したのとか今ハタハタもとれていますが、ああいうものも非常に喜ばれております。そういうのを何とかしたいなと私どもも考えているのですが、事実私ら有志で、前にも議会等で言ったのですが、先ほど南波議員おっしゃいましたワークショップではありませんけれども、町中にそういうものをやりたいというふうに考えておまして、何とかことは実現をしたいなということで進めておりますけれども、その辺またご協力いただきたいと思えます。

余りこっちの話ばかりしないで、次の私の一番言いたいところが言えませんが、次に移りますが、次の段階の妻入りの修景の関係でございますが、町長もご心配されておおり、なかなかこれが進まないということで、11月に我々議員との懇談会でもお話がありましたし、そのとき町長もご答弁されておりましたが、これはもうやはり重点絞ってやっっていかなないとなかなか大変だなというふうに考えておりますし、それは町長もおっしゃったわけですが、先般の話でもありますとおり、今すぐやれと私言いませんけれども、先ほどの宮下議員の答弁ではありませんが、総合的なものがありますので、しっかりプロジェクトを立ち上げて頑張っていかなければならぬというふうに私も考えております。そういう点ではいかがでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） これは、私はやっぱり一般質問の中で答弁いたすわけでございますので、責任

もあるわけでございますし、それなりにやっぱり私はもう待ったなしのときに来たと思っておるのです。だからこれは担当課長も努力しておりますし、皆さんからも努力してもらっているのですが、ことしは何とか1つの方向づけをすべき年だと私は思っているのです。これを先送り、先送りであってはもういつになったってこれはだめなのです。もういろいろなことを慎重しているのではないのですが、やっぱり慎重を期しながら皆さんのご意見を聞いたりして、なかなかまとまり切れないところに課題があったわけでございますが、ことしは私はひとつ今山崎議員さんのおっしゃるように、皆さんからの所見を伺いながら、あるいはまたもうコンサルではなくて識者、全国的にそういうところ見て、実践的に手がけて成功した、そういう事例を持っている人がおるわけですから、そういう人からダイレクトにあの状況を勘案してもらったときに、妻入りの街並の核となる位置、また、位置というのは場所、あるいはその具体的な内容をどうするかということに入らなければならぬと思うのです。入って、そして個々具体的に、これはやっぱりお願いするには民家もあるわけですから、いろいろ皆さんのご理解いただかなければならない、そういう面に私はもう入る時期だと思っています。これは、ひとつ皆さんと相図りながら進めてまいりたいという私はそういう気持ちを十分持ち、また関係担当部長の皆さんにも私の気持ちを伝え、皆さんからもひとつやろうではないかと。これは、もうさっき山崎さん言われたように、単に町内のやるのではないです。やっぱりもう海岸の議員の皆さんの所見を伺って、皆さんの的確なる診断をいただいたり、またいろいろご助言いただいてやるという形の中で、ことしは何とかそういう形をつくっていきたいというふうに思っています。

○議長（中川正弘） 5番、山崎議員。

○5番（山崎信義） ぜひ積極的に進めていただきたいと思っておりますし、ことしもことしでいいのですけれども、時期も決めながら、そこまでに何とかしたいというのを出していただければ皆さん方も安心すると思っておりますけれども、そういう点で助成金をつけて、所有権の関係もあるわけですが、先ほど言ったとおり道路関係はほとんど終わりますので、あと残された期間、そっちのほうにも力入れて、足らざるところはひとつ町にも強力な出費していただきまして、早く進めていただきたいというふうに思います。

そこで、町中の再生も絡んでおりますけれども、羽黒町にもああいいう海遊広場ございまして、駐車場も整備されております。しかし、その皆さん方の行き場がないような感じは受けるわけですが、行き場というのは魚釣りはそこでしていますけれども、言いたいのは町中に入って、店があって、そこで活気があるようなのを私らも目指すわけですが、そういう形のを体制づくりをしていただきたいと。先ほどのダブりますけれども、プロジェクトの中できちっとこれを考えていかないと遅いということで申し上げたいと思っておりますが、最後にひとつお願いします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 今おっしゃるように、常に申し上げているのですが、点で終わってはならない

のです。やっぱり点と点を結び面とするということが最も大事なのです。そういうのは単発的に一つ一つやるのではなくて、やっぱり体型的に1つのこれをつくることによってどこに波及効果があって、また町の1つの再生なり活性につながるかということをおっしゃるとおりなのです。それを考えながらやっているのですが、現実にはそのものが実際に行動として、あるいは具体的な現象としてあらわれていないということもございますので、やっぱり先ほどちょっと山崎議員さんのご質問にも答えたように、出雲崎町にはそれだけのものがあるのですから、その導火線をつくりながら、導入線をつくりながらやってもらうというようなことを考えていかないと、単なる街並だけではいけません。街並だけだったらだめなのです。そのものと天領なり記念館なり、そこまでいかどうか分かりませんが、やっぱりそういうものを体系的に組み合わせながらやっていくというのが私はやっぱり大事だと思う。ぜひまたそういう形の中で考えていきたいというふうに思っています。

○議長（中川正弘） 5番、山崎議員。

○5番（山崎信義） そろっと休憩時間もとらぬとだめなようですのでやめますが、ことしはジェロさんをふるさと大使にという今希望があるわけですが、ぜひそういうものも絡めながら、積極的に本当に前に進んでいただきたいというのが私のお願いでございますけれども、ひとつよろしく願いしたいと思います。

◇ 中野勝正議員

○議長（中川正弘） 次に、6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正） 支援制度について。平成の大合併が進み、合併した市町村の中でも中心部と末端部とのひずみが現実には起きているところでございます。当町は、まだ合併しないわけでございますので、昨年9月総務省が合併した市町村の中で、集落においては限界集落になっている地域に行政とパイプ役になって地域を盛り立ててくれる人に行政が委託した場合は、特別交付金を支給するというふうな内容が出されております。これについて当町に当てはまるかどうかお聞きします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 中野議員さんの質問にお答えをするわけでございますが、総務省がこれ昨年の8月、ご承知だと思うのですが、人口減少、高齢化が深刻な状況の集落、特に市町村合併等々、範囲が広がって役場が廃止されたり、旧市町村地域が要するに中心部から大変離れている地区、これを定期的に巡回しながら、住民の皆さんと協力して人口や生活住居のある集落を点検する活動を行うと。これを行う支援員といいましょうか、そういうものを場合によっては立ち上げた場合には、必要な経費を特別交付税により財政支援にすることになっております。当町もこれに該当する集落もございます。そういうことでございますので、本町の場合限界集落という言葉なのですが、もう限界集落という言葉使ってはならないという今状況なのです。限界集落というと、なかなかそれはちょっとイメージが悪いです。また、そこに住んでいる人たちにも私は失礼だと思うのです。

だからそういう言葉は使わないわけですが、要するに大変今申し上げますような厳しい状況にあることは事実でございますが、出雲崎町はこれらの地域に当たるかと想定されるのは9行政区が考えられます。当然支援員制度を立ち上げた場合には、当町も特別交付税をいただける対象になります。

○議長（中川正弘） 6番、中野議員。

○6番（中野勝正） ありがとうございます。今町長のほうからありますというお話がありましたので、続けさせていただきます。

そこで、よく地域を知っている、例えば例なのですが、役場のOBの皆さんや農業委員のOBとか、また農協に勤めていられた、退職されたOBの方とか、各協議会の役員、また学校関係のそれぞれの要職にあった方のOBの方がこの地域にいられるわけです。このいられた方に町としてお願いすることは可能かどうかお聞きします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） これらにつきましては、かつては農業に携わった方々あるいはそういう職場におられたOBの皆さん、あるいはNPO法人、そういう皆さんを対象にお願いするということになると思いますが、その辺も先ほど申し上げておりますように、出雲崎の町は本当に合併もしなかったわけですし、集落は細かく点在しておるのですが、大体我々も、あるいはそれぞれの関係者の皆さんも集落の実態というのはよく心得ているわけですし、またそういう皆さんからいろいろな要望なりありますが、もう即ダイレクトに直接お話もいただいたり、また私たちも相談に乗ったりというようなことをしておりますので、この支援員制度につきましては先ほど申し上げましたように、非常に町村が合併して大きくなってしまって、とかくそういう辺地がそういう厳しいところが目の届かないところについてそういう制度的なものを立ち上げたらどうかということなのですが、私たちもこの制度がスタートしたわけでございますので、この制度の内容とまた住民の皆さんとのいろんな意味のコミュニケーションを図りながら、その必要性が生じた場合は交付税措置もされますから、そのことが効果的であれば柔軟に対応していきたいというふうに思っています。

○議長（中川正弘） 6番、中野議員。

○6番（中野勝正） ありがとうございます。

そこで私一応提案したいのは、今の西越地区とか八手地区には各改善センターが2つあるわけですが、そのところに協議会というのがあるわけです。それで、私協議会の役員の方にちょっと聞いたら、そういう集落の相談みたいなのはその協議会ではやっていないのだよというようなお話をお聞きしましたので、その辺のを町として協議会にお願いして、私が懸念するのは、私は大門ですので、結構集落たくさんあっていいわけなのですが、よその集落、例えば相田とか田中さんだとか市野坪さんだとか豊橋さんとか、そういうところにはどうしてもそういう人生の先輩の方がたくさんいられるという中で、何をやるにも結びつきが、昔は元気があってよかったのですが、今はこの結びつきが少なくなって大変していると。それ今当町は合併しなかったから町長が言われた

ように、行政として目配りはついているわけですが、やはり末端に入りますと、もうちょっとなどというふうな意見があるわけです。それですから、そうするとそういう協議会あるのを有効に活用してできないかなということなのですが、もしその協議会のほうでそういう話が行政のほうに上がってきた場合は、行政としてその対応は前向きにやれるのかやれないのかお聞きします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） この制度がスタートした間もないまだ時間も経過しておりませんので、この辺のことにつきましてはさらに制度の内容あるいはどういうものに対する特別交付税、金ではございませんが、そういうものも勘案していきたい。一説によりますと、この交付税措置をする、どういふところに活用したほうが最も効果的かということは、これはちょっとこの間の農業新聞の社説にも出ておるのですが、中野さんもきっと読んでいられると思うのですが、これはやはりNPOなりそういう法人組織を立ち上げて、そこで働く人たちもいるのです。しかし、経営はなかなか厳しいわけですから、月給は10万円を切るとか、ほとんどお金はいただけない、報酬が少ないというそういう人たちは、やっぱり支援員としてそういう人々を活用して、そういう人たちが働いてなおかつそういう地域の実態なりそういうものに従事してもらって、現実的にどうしたらいいかというようなことをやるアドバイザーになったり、自分たちも実際にやったりというものに対する交付税が措置されると、これが1つの大きな有利な点だと言われているのです。これは、社説見て私はいふのです。これは、それだけではないと思うのですが、やっぱりこれから今中野さんおっしゃるようにせつかくの制度ですので、そういう限界集落という言葉使ってはならないのですが、65歳以上の皆さんが多くて大変先行き厳しいというところの集落については、その集落の実態の中でこういう制度もあるし、またそういうもの皆さんのご意見も聞きながら、もしそういう必要性を感じてやってくれと、どうしてもやろうというふうになれば、これはひとつ前向きにやらせてもらいたいと思うのですが、もう少し法のやっぱり成熟度合いといいたいでしょうか、そういうものをしっかりと見きわめながら、ひとつ十分この制度を生かせるのは生かしていきたいなというふうに考えています。

○議長（中川正弘） 6番、中野議員。

○6番（中野勝正） 大変ありがとうございました。

では、2点目に入らせていただきます。小中学校教育についてでございます。私は、この質問をさせた内容といいますのは、私どものときは大変子供が私どもたくさんいたしまして、私ども西越でも小学校は大体500人ぐらいいたかなと。それで、海岸でもまた同じぐらいな人口があった、子供たちがいたわけで、もうにぎやかだったと。当最近では、ここだけではなくて全国的に少子化が進みまして、小学校、中学校とも子供さんが減少していると。この先見通しとしては厳しい面があるかなというところで、先般1月に入りましたら、ちょうど新聞で出ていましたのが小中一貫教育についてという内容が出ていたもので、これについて教育長さんあたりからその辺の考えをお聞きしたほうが、これがすぐどうのこうのではないので、この一見を聞いて町民の皆さんに問いかけてみた

いなという中で質問させていただくわけでございます。

それで、小中教育一環は一部自治体で導入されている、これ私も新聞で知ったわけでございますが、そして東京都品川区は国から教育特区に認定され、取り組んでいると。横浜市の場合は、国の特区認定を受けず、小中連帯や交流を進めていると。その中で、新潟県の三条市では、それと横浜市と同じ方法でやっていると。その中で平成25年度ごろまでにめどをつけたいというふうなことで進んでいるというふうなのが新聞で知ったわけでございますが、そこで私は町や教育委員会、教育長いられますので、教育長さんから教育委員会の考えだとか教育長個人の考え方がどのような考えを持っているか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） それでは、小中一貫教育について私のほうから考え方をお答えいたします。

現在公教育では、確かな学力の向上、健全な心身の育成を中心として、学校の特色ある学校づくりが求められておるわけでありまして。そのための1つとして、自治体の中から小中一貫教育の考えが出てまいりました。この小中一貫教育の形態には、ただいま中野議員さんから話がありました。また、三条市の例によれば、これも中野議員さんもお承知と思っておりますけれども、3つの形態がありまして、1つにはすべての小中学生と一緒に学校生活を送る完全な形での一体型の一貫教育のほか、柔軟な形でありますけれども、2つ目には小中学校が校舎は別々にして、教員や児童生徒が移動して学習したり活動する連携型の一貫教育と、そして3つ目には小学校児童の一部が年間あるいは週何時間かを中学校で学校生活を送る併用型の一貫教育の形態が考えられております。三条市では、ただいま議員さんのお話のように、平成25年度までにこれは中学校単位で試行を重ねながら、今述べました3つの型のいずれかを地域性や保護者のニーズなどを検討して小中一貫教育を進めていくと聞いております。

当町の学校教育におきましては、昨年度より長岡市の指導主事を招聘し、小中合同の授業研究の機会を増やすとともに、中学校教師による小学校での英語授業の実施、それからいじめ撲滅集会での児童生徒の交流活動、そして小中学生及びその保護者が一堂に会して講演を聞く機会を持つなど、いわゆる小中一貫教育の連携型に近い形で現在教育を進めているところであります。まだまだ課題もありますけれども、学校の努力で学力など子供の実態や互いの教育を理解し合うというふうなことなど成果も見られているところであります。町では、学習指導要領を変更して、国の認可を受けてまでの一貫教育は考えておりません。現状の学校形態を維持して、一層小中の連携や交流を重視し、児童生徒数が減少しつつある中でありますけれども、小中学校及び地域、保護者が手を携え、子供の未来を見据えた着実な教育を推進して教育効果を見守っていききたい、そのように考えております。

○議長（中川正弘） 6番、中野議員。

○6番（中野勝正） ありがとうございます。

私も当町は、学校と地域が連絡が密になっているということは、教育長が述べたように私もそう感じております。当町には、講演会だとか協議会とか、その地域、地域のPTAの方が熱心にやられているので、本当にそのとおりでかなというふうに思っておりますが、中にはどうしても小学校終わりまして中学へ行くと、中一ギャップというのが当然起きる子供もいられると。その中で、そのケアがいろいろできているわけですが、そのケアもいろいろ関係の中で1名だとか2名とか、そういう方が学校に行きづらくなっているというようなことになっているのがあるわけですが、これも当町もあるだろうと思えますし、また全国的にそういうのがあるというふうに聞いておりますので、なるわけですが、私はこれをすぐどうのこうのいうことではないのですが、子供たちがだんだん少なくなってくると、そうすると今の出雲崎町はちょうど1つ、小中一貫、一貫ではないですが、小中2つ、町がやっていますので、当然連絡密になっているわけですが、そうするといろんな情報が入っているのだけれども、その入っている中でもやっぱり結びつきが薄いような気がするかなと思います。というのは、どうしても先生方も自分の責任があるような感じで、小学校の子供を中学校にやれば、おれは一生懸命に頑張ったのに、中学へ行ったらちょっとおかしくなったよと、中学の先生は小学校の先生がもっと指導してくれればもっとよかったのになというようにギャップが起きているかな、その辺が実際聞いておりませんのでわかりませんが、起きる可能性があるのではないかなというふうに私なりに思っております。

そうした中で、今当町この前も小学校とか中学校の校長先生がお話しされていたのですが、当出雲崎町は5つの科目があるわけですが、全国平均に比べると全国平均より上に行っていると、こういう評価があると。ということは、要は小学校の先生方も一生懸命に頑張っていると、それで引き続いて中学へ行ったら中学の先生も頑張っているというようなことで、大変当町としては喜ばしいことではないかなというふうに感じておりますので、私としては先に見える教育長の考え方に沿って、連帯を密に小学校とか中学校、またその間にあるそれぞれのいろんな協議会等を活用していただきながら、少しでも地域の皆さんに貢献できるような指導方法を植えつけていただければありがたいなというふうに思っておりますので、また一層の努力をお願いして質問を終わります。

○議長（中川正弘） この際、しばらく休憩します。

（午前10時52分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

◇ 田 中 政 孝 議員

○議長（中川正弘） 日程第1、一般質問を続けます。

2番、田中政孝議員。

○2番（田中政孝） 保健福祉センターの利用者の減少についてお伺いいたします。

保健福祉センターは、町民の健康維持し憩いの場であり、ゆっくりふろに入って1日過ごしていただきたいということが1つの目的であったのではないかと思います。平成9年に開設し、ことしで12年目を迎えます。この間の利用者数を見ると、平成10年をピークにほぼ右肩下がり推移しております。これにつきまして町長はどのように思われておりますか。当然利用者の減少に伴い、ふろに1日入って、1日くつろがれる方は激減されているとは思いますが。その減少がどのくらい減少しているのかお聞きいたします。いつでも入館者が来られても、常に入浴できるような状態に保っておくものであり、それには相当な経費がかかると思いますが。営利団体ではないので、利用料とは比較はすべきではないと思いますが、おふろ関係の経費率や金額などお聞きしたいと思えます。オープン後、数年は利用者を増加する手段、いろいろ工夫されておられたように思いますが、近年はどのような方策などとられておるのか、お聞きしたいと思えます。このすばらしい施設をもっと有意義に大勢の町民からご利用いただく努力が必要かと思えますが、町長のご所見をお伺いしたいと思えます。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） ただいま田中議員さんがご指摘をされましたように、保健福祉センターの利用者は平成10年度2万1,063人をピークに年々減少しております。平成16年度以降は1万3,000人程度で横ばいとなっております。利用者の内訳では、行事等で利用される方は当初の9,000人程度毎年減少しておりましたが、平成18年度以降は8,000人台に回復しております。一方、おふろを利用される方はピーク時の1万2,000人から近年は5,000人へと落ち込んでおり、おふろと行事等の利用者の割合も当初はおふろが6割、行事が4割のところでしたが、平成16年度から割合が逆転をいたしまして、近年ではおふろが4割、行事等の利用者が6割となっております。おふろの利用者の減少が同センターの利用者数の減となっている現状でございます。これらの要因といたしましては、近年比較的手ごろな価格で利用できる非常にグレードの高い日帰り温泉施設が近隣において多数整備されておることが大きく影響しているのではないかなというふうに思われます。

また、おふろ関係の経費ということでございますが、主なものは水道代、灯油燃料代、電気料等の光熱水費となります。保健福祉センターにかかる光熱水費は、年間650万円から700万円でございます。このうちおふろの経費といたしましては、明確な割合を算出することはできませんが、おおむね6割の400万円程度であるというふうに試算しております。その他まだ大規模な修繕は行っておりませんが、施設修繕費、消耗品の経費等は30万円程度かかっているという現状でございます。

一方、利用料金は、収入はピーク時は約560万円でしたが、近年は200万円から250万円に減少しております。このような状況を踏まえまして、施設運営につきましてはより円滑かつ効率的な運営を図るため、平成18年度から指定管理者制度を導入いたしまして、町社会福祉法人を指定管理者としております。同法人では、乳幼児から高齢者まで幅広く利用できる施設として、パワー

リハビリ教室、赤ちゃん教室、ボランティア活動など健康増進、介護予防などの事業とタイアップしながら利用者の拡大を図ってまいります。また、ひとり暮らしの高齢者を対象としたふれあい入浴事業なども実施し、健康福祉の増進に向けまして地域に密着した事業を行っており、指定管理者制度導入以来は漸減してはおりますが、利用者数は横ばいになっております。一方、毎日の利用頻度に差異がある中ではございますが、コスト削減には最大の努力をしておるところでございます。

保健福祉センターにつきましては、さきの中越沖地震の際も被災者の方に対する入浴施設の無料開放を行いました。地域住民の憩いの場であるとともに、極めて公共性の高い保健福祉施設として位置づけているものであります。今後も指定管理者とともに、より柔軟な発想のもとに知恵を出し合いながら、安らぎと憩いの場として、また健康と福祉を増進する拠点として持てる資源、施設を最大限活用して適正な運営管理を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いを申し上げる次第でございます。

○議長（中川正弘） 2番、田中議員。

○2番（田中政孝） 大変温泉施設で手ごろなやつがほかにいっぱいできているから、確かにそうかもしれないけれども、6割もおふろに400万円ぐらいかかるという話ですけれども、これについて果たしてそのおふろを維持するべきものかどうかという最終的には考えるところもあるかと思いますが、せっかくの施設があるのですので、もっとやっぱりおふろを利用していただけるといった方法をとるべきではないかと私は思うのであります。たしか利用料なんていうのは、これは平成11年に比べますと、平成19年が35%の利用料になっているというふうに見ております。そんなところで、4年ほど前にこの利用者が大変減っているというようなことで私も一応提案させていただいたことがあるのですけれども、その施設のほうに、そのときの返答は大変私も残念でありまして、提案されても私は町長の言われないことはできませんという返答を、公的な立場のときでなかったもので、私がお願いしたときですけれども、こういう場ではないのですけれども、そういうような返答をいただきまして、大変私は残念に思った次第でございます。それもどれほど大変なことを私はお願いしたことはないと思うのですけれども、そういうような答弁をいただきました。大変残念でございました。

その後ずっと利用者もどんどん、どんどん減っているというようなことでありまして、4年ほど前にやっぱりホールの、この間の予算委員会に山崎委員のほうからも意見が出ましたけれども、ホールの放送設備、あれあたりが非常に悪いのだというようなことも聞きまして、そのときに当時の課長さんに何とかならないものかというふうに私はちょっとお話をさせていただいた経緯がありますけれども、施設の基本的な問題であるから難しいというような答弁をいただいたこともあります。今後またその辺もぜひとも見直していただければと思っておるのですけれども、大変残念なところでございます。その辺につきまして、町長のお考えちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 今田中議員さんからご提言があったにもかかわらず、全くそれに対する前向きな姿勢がなかったというお話でございますが、本当に私はまたちょっとそれどういう内容のご提言があったか聞いておりませんが、ひとつ残念でならないわけでございますし、そういうことのないように今後ひとつまた職員を指導してまいらなければならぬというふうに考えているわけでございます。私これからの問題ですが、皆さんとちょっと相談をさせてもらいながら、結論出していかなければならぬと思っておりますが、要するに入浴施設につきましては、先ほど答弁申し上げましたように、非常に近隣にグレードの高い施設の整った、しかもまた温泉成分等はリュウマチに効くとか、いろいろの面に効くというような効能書きありまして、非常にそういうところにお客さんが流れて、かつてのにぎわいを呈しておらない。しかし、私はやっぱりふれあいセンターという施設でございますので、先ほど答弁申し上げましたように、要するに入浴者は少なくなっているのです。活用するいろいろなりハビリなり、足腰達者運動とか、いろいろな事業をいっぱい進めているのですが、保健福祉センターは高齢化が進み、健康保持と維持というものが一番の命題ですので、その施設はそこに力点を置いて、さらに施設の利用客、それによって町民の皆さんの心の触れ合いもそうですし、体力的な増強なりパワーアップを図ったり、高齢化につなげての足腰の達者なまたひとつのいろいろな機会を私はやっぱりつくっていくべきだと思っております。

そこで、これは全く私の私見ですから、これは皆さんからご検討いただいて、いろいろまたご指導をいただきたいと思っておりますが、私はやはりこの入浴については町民の皆さんからお金をいただかないでどんどんと利用してもらって、その施設の中で交流を図ってもらったり、健康の増進、これ一番大事ですから、そういう意味の活用を考えたらどうかな。入浴料金の200万円にはかえがたい、金にはかえがたい私はやっぱりあの施設の活用というものを考えていったほうがいいのではないかと。ただし、田中議員さんがおっしゃるように、講堂の音響効果、これ確かに悪いのです。これは、もう私たちが言っても聞こえない。私たちがしゃべるのも聞こえませんでしょうし、相手さんの話なんかも聞こえないのです。確かにそういう点の欠点がございます。そういうものはどういような形で是正するか、これもひとつ考えていきたいと思うのですが、入浴については私はこれは全くの私の私見ですが、町民の皆さんからはどんどんと入浴施設を利用してもらって、あの施設に集まってもらっていろいろ話し合いしてもらったり、お茶を飲んでもらったり、物を食べたり、いろいろな雑談の機会あるいは健康増進、そういうものにもうこの際かじを切ったほうがいいのではないかと私は考えております。これひとつ課題として私ご提言申し上げておきますから、皆さんからもまたご検討いただいて、私はもうお金をいただかないで町民の皆様にしよっちゅう来てもらって、あの施設のふろへ入ってもらったりというように形がベストでないかなというふうを考えておりますが、たまたま田中議員さんからご質問がございましたので、機会得て私の個人的な見解を述べさせてもらったというところでございますが、ふれあい施設の本体につきましては十分ひとつ

活用して、町民の高齢化が進む中で末永く健康で生き生きと暮らしていただくような形の中で進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（中川正弘） 2番、田中議員。

○2番（田中政孝） 確かにせっかくのおふろがありますので、ぜひ多くの町民から入っていただくように工夫は必要ではないかと私も思っております。いろんなやっぱり方策をとりながら、ふろだけではなく、町長の言われるようにいろんなイベント行いまして、ぜひともすばらしい施設を有効に使えるようにお願いしたいと思います。

ところで、国は非常に最近話題になっておりますが、天下りだとか渡りとかいうようなものが大変問題視されておるわけでございますけれども、決して私は当町の場合においてはそんな渡りというか、渡りではなくて天下りというようなものは、あれが天下りかどうかというのは私もわかりませんが、決して私は悪いとは思いません。それがいいというわけではないのですけれども、これだけ町民が少なくなっているところでは、大変人材不足というところも確かにあると思います。だからそれでいいというわけにはいかないと思うので、ぜひともその辺はどんなふうに町長はお考えか、ひとつお聞きしたいと思います、お願いいたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） ふれあいの里の職員につきましては、これは原則的には公募しながら、面接をしながら採用の可否を決定しておるということですが、田中議員さんのおっしゃる人事については局長、これが職員から退職して、今までですと実際当たってもらったというようなことが現実なのです。これについては、若干皆さんからもご批判をいただいているのは私も承知しておりますが、何しろ経理内容も少し厳格になったり、非常に法人組織もいろんな推移もありまして、ある程度やっぱりそういうものに精通した人により運営が円滑にいくようにということで対応してまいりましたが、そういう皆さんのご意見もあるということもお聞きしておりますので、今後におきましては田中議員さんのおっしゃるご意見も十分考慮しながら対応してまいりたいというふうに思っています。

○議長（中川正弘） 2番、田中議員。

○2番（田中政孝） もう終わりだと思いますけれども、そうですね。確かに町長言われるのもそうかもわかりませんが、ぜひとももっと一般的な方から、いろんな角度から見れる方もいられるのではないかと思いますので、ぜひともその辺はご考慮いただきながらお願いしたいと思います。

以上で終わります。

◇ 田 辺 雅 巳 議 員

○議長（中川正弘） 次に、4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳） 私は、子は宝支援事業の22年度からの廃止についてご質問させていただきたい
と思います。

ことし2月21日に全員協議会において町長が行政報告された際、子は宝支援事業の22年度からの
廃止について語られました。議会の皆さんからのご指摘いただきました子は宝支援事業につきまし
ては、おおむね目標を達成しつつ、角度を変えなければならぬかのご指摘もありました。皆さ
んというのは、私は入っておりませんが、そういう観点から子は宝支援事業につきまし
ては21年度中は継続し、あわせて新しい手法、子ども育成資金で就学前の4歳、5歳、6歳それぞ
れに3万円支給したい。小学生入学に対しては1万円アップ3万円、中学生5万円支給したいと語
られました。そこで、私は新しい手法、子ども育成支援金、子供祝金の増額、子育て支援などにつ
いては賛同いたします。しかし、子は宝支援事業では支給対象が1人またはなくなっても子を産み
たいご両親がいる限り、子は宝支援事業は存続すべきと考えております。先行き不安から少子高齢
化が進む当町、大きくなくても人口増につながり、他の市町村に発信し続け、存続させる意義は絶
大であります。そして、受け取った人、もらわれない人でもこういう制度が我が町にあると誇らし
げに言えるかけがえのない事業であります。ある職員が言いました。「新たな発展」という言葉で、
そういう言葉で片づけられるものではないと思います。子は宝支援事業、子育て支援事業、中学生
まで医療費無料となり、子を産み子を育てる応援する町、人を大切にする、それこそ国による悪政
の防波堤として町の役割の礎ともなっているわけであります。全員協議会で私が子は宝支援事業を
残してほしいと質問しました。町長は、会合や窓口でのすごい制度、これはありがたいと喜ん
でいただいている、これはよかったかなと答えられました。であるならば、住民の方々の率直な気
持ちにこたえることはできないものでしょうか。ご答弁お願いしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） まず、田辺議員さんのご質問にお答えいたしますが、初めに今ほど議員さんか
らこの議会に提案をしておりますところの子どもの育成支援事業、支給事業につきましてご賛同の
発言をいただいて本当にありがとうございます。提案理由でも申し上げましたとおり、近年の子
育て世代への環境を総合的に勘案をいたしまして、支給対象を広げた中で実施するものでございま
すので、よろしく願いをしたいと思っております。

ただいま子は宝支援事業の廃止についてのご質問をちょうだいいたしました。田辺議員さんも
ご承知のとおり、この事業は平成13年度から始まり、本年度で8年目ということでございます。こ
の間116件、総額で2,470万円を支給したところでございます。このうち出生に限りますと、43件で
1,330万円で、年平均5.3人、166万円となっております。この制度が開始されましてから子は宝支援
金の支給対象となった子供の割合は、出生した子供の全体のおおむね19%ということになっており
ます。また、出生数はここ10年間、年間30人前後で推移をしておりますが、この事業は少子化時代
を迎える中で安心して子供を産み育てる環境づくりの一環として実施したもので、一時金として支

援金を支給し、多子世帯に対する経済的負担の軽減を図ってまいりましたが、これにつきましては一定の成果あったものと総括をしております。ちょうど20年前は女性の皆さんが一生に産む子供の数が過去最低になって、1.57ショックというように呼ばれました。以来国を挙げて少子化対策を進められてきたにもかかわらず、決定策が見出せない現状であります。このような中で、国では何度かにわたり児童手当等の改正も行いまして、平成19年度から第3子以降の児童に限って児童手当の額を倍額の月額1万円と引き上げるということになっております。また、県におきましても医療費の助成対象を平成21年9月から3人以上の子供がいる家庭についてのみ通院費をこれまでの3歳未満から小学校3年まで引き上げるというふうになっております。国、県は大きな自治体ですべての子供を対象とした支援策で、多額の財政負担を伴うことから実施が困難な状況にあり、多子世帯に限った支援策の拡大を図っている現状であります。子育て環境も変化しているところでございます。

一方、本町では年間30人程度と、もう残念ながら少ない出生の数の状況にかんがみますと、多子世帯だけに限らず、すべての子供たちに対する支援を行うというほうが町全体の子育ての環境整備がより充実すると、また望ましいことだと判断をされます。また、対象となる子供の実数等を勘案したとき、この際は宝支援金を廃止をして、新たに田辺議員さんからのご賛同をいただいていた子供育成支援事業の支援金の支給事業の転換を図るほうが適当であると判断して提案したものであります。少子化対策は、将来の担い手を育成する未来への投資でありまして、最優先に取り組むべき課題と認識しております。乳児子供医療助成、保育料の軽減、入学祝金の支給など、将来町を担う子供たちの安心して産み育てるという環境づくりに努めていきたいと思っておりますので、よろしくひとつまたご理解を賜りたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 私とりあえず1つとして町長にお聞きしたいのですが、子は宝支援支給に関する条例、その目的の中で「安心して子供を産み」という文字が入っております。これに定着を図るということで、初年度、13年度から今日まで8年間、さっき言いました町長は43人の第3子以上の子供に支給したということであります。課長のほうからお願いして調べていただいて、町長のところも多分行っているかと思えます。あくまでも出生人数なのですが、一番少なくて19年度が2人です。一番多くて18年度が9人です。年度ごとには言いませんが、一応それ言っておきますが、基本的にはまだ産みたいという人たちが実質問題としているわけでありまして、安心して産みたい、産まれた子に町として援助する、これは立派なことだと思っているわけでありまして。そして、町長は予定したお金が有効に活用されていないとも述べられておりました、全員協議会において。町として子供を産んでもらう立場、姿勢、気持ちなどが町民に伝わるかどうか、これが大切ではないでしょうか。そういう点では、子は宝支援事業、目的、これにのってあります。「安心して子供を産み」ということ書いてあるのですが、町長、この認識についてちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） こういう非常に少子化時代を迎え、なおかつ子供さんを産んでいただけるという事は、町としては最高の喜びであり、また期待もいたしているところでございますので、私たちも第3子、第4子になるといろいろ大変だろうというようなことの中で、そういう皆さんに対する子は宝支援事業ということで進めてまいったわけでございますし、その子供さんを産んで、そして健全にひとつ少なくとも町の若干のお力添えをして喜んでいただければという気持ちは今も変わっておらないというのが現実でございます。

ただ、そういう中に今田辺さんのところにも資料はお渡ししてあると思いますが、最近では3子、4子という方が非常に少なくなってきたと。この先もなかなか、新年度の21年度は継続するわけですから、それ以降の状況を推察をしますと、なかなかそういう方々も少なくなってくるのではないかとというような現実にかんがみまして、逆に1人でも2人でも子供さんを産んでいただいて、育てていただいている皆さんも同じやはり苦しみ、大変だろうなという気持ちの中から、できるならばすそ野を広げて一人でも多くの皆さんからそういうお気持ちの中で町の姿勢をまたご理解いただき、またそれなりのお上げしたお金を有効に使って子を育てて、健全に育ててもらいたいということは私は今でも変わっておらない。

財政的な面から申し上げますと、子は宝支援事業よりもこの予算にも提案しておりますが、財政的には町はさらに支出を大きくしておるということですので、今後においても今度もう4歳、5歳、6歳、ですからもう4歳でいただいて、5歳でまたお上げして、6歳でまたお上げしてというような、そしてさらに小学校、中学校という祝金を出しますから、私は継続的にずっとすそ野を広げてお支えすれば非常に私は喜んでいただけるなということで考えています。ただし、制度2つ設ける。今私たちがやるから私は申し上げるのではないです。田辺議員さんにもうちの課長から朝日新聞の記事がきつと行っているのではないのでしょうか。行っていると思いますが、非常に今もう全県、府と出産祝金を廃止が相次いでいるという記事が載っています。これは、それは市なり県なり府がどう考えているか私はわかりません。私は、やっぱりこれは継続的にやっていきたい。ただし、2つの制度を並行させるというのはいかかなものかなということで、子は宝支援事業は1年間の延長をしながら、また皆さんに周知徹底をしていただいて、さらなるすそ野の広い子育て支援事業ということに位置づけて、他はやめる、効果ないからやめる、私はやっぱり継続するということですが、この辺の趣旨、また意図もご理解いただきたい。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 2つの制度と言いますが、実質的には今現在として2つの制度はあるわけですから、それは誤解を生むと思います。

それと、確かに出生率は下がっているわけでありまして。それは、社会不安、先行き不安から生じたことだとは思っています。これは、まさしく国の悪政によるものであると考えております。そう

いう点町長は責任はないとは言いませんが、せめて我が町ではこういう制度をやっている、ほかのところは廃止しても引き続きやる、この立場が大事だと思って、全国的に発信することが必要だと思っております。子を産むことは最高の喜びと町長は言います。そういう点で、子は宝支援事業を残していただきたいということでお願いするのですが、ただ財政的な面というふうに町長は言われました。町長は、南波議員の質問のときには財政的には万全だという町長発言しているのですから、そういう点では産みたい子にせめて最高で9名、平成17年で9名ですから300万円、このぐらいの予算はちゃんとつけておくべきだというふうに私は考えています。そういうことで、町長の答弁して私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） いや、ちょっと田辺さんの今の発言の中で、私はそういう意図で申し上げたのではない。お金の面は、逆に子は宝支援事業よりもさらなる大きな予算措置をしておりますということを申し上げたのです。子は宝支援事業、私予算まで把握してないですが、子は宝支援よりもこの新しい制度はそれ以上の予算措置をしていくということですから、財政的にはさらなる上積みをしてこの制度を育て、またご理解いただきたいということを申し上げているのですから、その点をご理解いただいて、2つの制度というのはこれはもうこの新年度からやめますよと、子は宝支援、もう新しい制度に変えますといった場合に、仮にそういう期待を持って、もう既にそういう事実がある方に対しては申しわけない。空間の1年間の猶予期間を置こうというので、その辺のご理解いただき、言うなればそれだけの皆さん方に配慮の中でやっていくのだということをご理解いただきたい。

○議長（中川正弘） 以上で終わります。

◇ 田 中 元 議 員

○議長（中川正弘） 次に、9番、田中元議員。

○9番（田中 元） それでは、私のほうから質問させていただきます。

前のほうで何人か同じような質問が出ておりますが、重複したらご勘弁いただきますけれども、やはり一番当初予算大事なことでございますので、質問させていただきます。活力ある産業のまちづくりということで質問いたします。町長の施政方針の中で、大門地内のJA跡地を取得され、駅前団地として地域の実情に合わせた開発を進めると申されました。当町は、第1次産業が中心の産業形態だと考えられます。活力あるまちづくりを進めるには、農業、漁業、林業、酪農など第1次産業で生活が成り立つ魅力がなければならぬと思います。考え方の中で町長は、汐風米の特産米を継続と、それから米の肥料、農薬5割減減の栽培を述べられておりますが、私はどちらも同じ米だと思いますが、いかがですか。昨年汐風米について、海岸で潮風に当てて乾燥するから汐風米で

あって、潮風で乾燥しなければ汐風米でないと言われました。稲作そのものについては、潮風というのはこれは逆に言えば百害あって一利なしなのです。塩分は、塩そのものには、稲そのものには害しかありません。今回の予算の中で、商標登録に対する予算づけがされております。しかし、内容をどういふふうな登録のされ方をするかはわかりませんが、ネーミングで商標登録を私はとるべきと。JA、行政、生産者が1つになって、出雲崎産コシヒカリを5割減減の栽培をしたコシヒカリとして商標登録をとり、多目的施設をJA跡地につくり、地産地消につなげるとともに、そこでは鮮魚の直売あるいは魚介類の加工品を生産販売することにより就業者の増加も図られ、かつ活性化につながると思いますので、町長の所見をお伺いしたいと思っております。

そこで、最初に大門地内のJA跡地を取得し、駅前地区の実情に合わせた開発となっておりますが、これをやるに関しては、当然買うのは建設課、企画は総務課、もし中で直売所をやるようなことになると産業課の課という3つの課がどうしても1つになってやらなければならない。先ほどの町長の答弁の中で、そういうようなニュアンスの言葉が聞こえましたが、この点についての具体的な考え方あったらお聞かせ願います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 大門の農協の跡地のJA跡地についての取得につきましては、間もなく総代会で議決をいただければ買収契約に入りたいというふうには思っておるわけですが、その跡地利用につきましては先ほどもちょっとご答弁申し上げておりますが、これにつきましては私は皆さんとまた相図って予算措置もしていかなければならないわけですが、インフォメーションセンター的な情報発信基地、先ほどから申し上げているようなもろもろの機能を備えた施設にしていきたいというふうに私は考えております。

そこで、この企画立案をどのような形で進めるかということですが、当然庁内的なそういう庁内横断的な検討会というか、そういういろいろな検討会を持ちながら、なおかつやはり先ほども申し上げておりますように、全国的にこういう成功例、失敗例を見ておる専門的な立場の方がおられます。そう言うところとおわかりになるかと思うのですが、そういう人たちが真剣になって考えていただいております。そういう人たちの所見を伺ったり、どういう形のをどのような形で持っていったほうが成功するのかという実際の具体的な事例というものも参考にしながら進めていきたいというふうに思っておりますので、今のところは私は正式にまだ申し上げておらなかったのですが、たまたま一般質問の中で出てまいりましたし、また各種産業団体との懇談会の席上で、これは私のあくまでも考え方として申し上げたことで、皆さんも賛同を示されたことであろうことで、ぜひやってくれということですので、いよいよ具体的になってまいりますので、一般質問のこの公式な席上でそういうことで申し上げているわけですが、この1つの進め方につきましては、庁内横断的あるいは議会、あるいはそういう専門的な立場の皆さん、そういう皆さんからも中へ入ってもらって、どのような内容のものがいいのか、さりとてどういう施設にし

てどうするかというのにつきましては、やっぱり具体的なたたき台というか、やっぱり討議をいただく青写真も必要かと思っておりますので、その辺のことは前段階の今申し上げましたような内容の中で進めさせてもらって、また皆さんからいろいろご所見を承りながら、1つの実際にそれが大きな出雲崎町の1次産業の夢あるいはまた地域産業の活性化につながるように考えていきたいというふうに思っています。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） お話はわかりましたし、前段の同僚議員の質問で大体の答えが同じことになるということで承知はしております。ただ、1つ言えることは、その中にどういうものを入れるかということなのですが、やはり考えられることとしては一般の生産者が中に直接首を突っ込んで話ができるような組織を先につくっていただいて、その方たちにも検討をしていただいて、その町あるいはJ Aとか民間のある程度の団体があれば、その団体の方からも入っていただいて、総合的な考え方の中でやっていただけるものというふうに今説明で解釈していますので、そういうふうに理解したいと思います。

それです。次のほうに移りますが、第1次産業である農業、漁業、酪農、それから林業、これはあくまでも魅力がなければ生活ができません。力がなければできないと思うのです。それで、活力ある産業につながっていかないとと思うのです。それだけに今言った施設、私が言うのはまたちょっと意味が違うかも知れませんが、多目的施設つくって地産地消、それから地元の商品の直売ということが大事だと思います。それで、先ほども言いましたが、一般会計の予算の中で汐風米の商標登録委託料が約23万円ございます。それから、今回つくる継続する汐風米の生産者関連に対するのが158万1,000円、約160万円近くあります。町長は6月の私の一般質問のときにブランド化をして消費を拡大したらどうかと、商標登録をとり、そのときのお答えが労力コストが高くて、限られた面積で栽培で、汐風米に乾燥した限定米だから宣伝に使うもので、ブランド化する考えはないというお答えが返ってきております。ですが、今町長が施政方針の中で汐風米の命名については確かにそのときに潮風に当てるという考え方の中からそういうことを申されましたが、実際の米は潮風に当てる、当てないだけではなくて、先ほども言いましたように塩というもの自体は稲には害があってこそ利はないものです。それは、確かにネーミング、ブランドというか、宣伝のための命名であるのであれば、私はその汐風米も今現在J Aが一生懸命になって頑張っている農薬、肥料の5割減減でやっている米、コシヒカリ、出雲崎町はほとんどだそうでございます。それで、それは既にもう予約が先に来るようで、完売間違いなしというようなことになるということになるのであれば、そこらで行政とそれから米の関係で今J Aは全農一本でやっていますので、なかなか思うようにいかないかも知れませんが、やはり行政で商標登録をしようというまでの決意があらわれるならば、やはりJ A、生産者一体になって商標登録は5割減減の汐風米ということで地元から発信されれば、特に今米に関しては農家の方にはそれだけ製品の高いものを高く売れるということになる

ので、やはり活性化につながり、経済的にも効果があるのではないかと、その点はいかがでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） まず、基本的な考え方ですが、田中議員さんは潮風に当てなくとも汐風米で通用するということですが、その理論的なすみ分け私はできません、はっきり申し上げて。今産地偽装とかいろいろなことが言われている厳しい時代ですから、現実と相離れたものを商標登録なりそういうものを用いるということは、産地偽装に私はつながると思います。出雲崎町のこの辺で天日乾燥したものを汐風米としては売るべきではないと私は思うのです。そういう原点でまず違いがある。しかも汐風米、これは百害あって一利なしというような発言ですが、これは生産する過程における田に塩害が生じますが、これを乾燥する場合はオゾンとかあるいは塩の風の持てる乾燥度合い、これは私はすばらしいと思うのです。やはり潮風は害があるというのはちょっと、生産過程において潮風が吹いたらこれは大変です。その乾燥する段階で潮風は、その潮風は害があるという論理は私は納得いきません。そして、商標登録にしても出雲崎町の潮風にも何も当てないで汐風米という商標登録は、私としてはこれは納得いかないし、私はそれはできません。私の立場ではできません。だからそういうものをすみ分けしながら進めていかなければならない。皆さんもご承知のように、昨年汐風米、そういうものを相当私たち町はふるさと納税とかいろいろところで町にお越しいただいた皆さんにお差し上げして、物すごい好評を得ているのですが、そういうことの中で農家の皆さんもやっぱりそういうものに触発をされて、ご承知のように当町におきましても20年産米におきましては全品種とも昨年は第26位が、これはもう19年は26位が1位になったのですから、コシヒカリの2位が1位になったのですから、そういう意味の農家の皆さんの関心も私はそういうことによって高まった要因もあるかなと喜んでいるのです。だから私はやはり1つのものをとらえながら、全体にどのような影響が出てくるのか、またそのものは出雲崎町のコシヒカリもおいしいわけですし、減農薬、減費減農もこれはやっただいていただいているのですから、そういうものとあわせて若干の生産コストもかかりますが、やっぱりこれ出雲崎町のまた特異な米として売り込んでいくということも私は大事ではないかと思っております。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 議論がどうもかみ合わないようですが、汐風米という名前が当初の決定のときに、はさがけ乾燥の海の風に当てるから汐風米なのだという想定のもとで話もされましたし、仕事が進んだわけです。ですが、私の言う商標登録の言うのはちょっと意味が違い、私が間違っていれば後でまた謝らなければならないかもわかりませんが、物をつくって売るときに名前つけるのは、私は自由だと思います、正直。決して潮風に当てないから汐風米という名前を使えないというのは、私は今度逆に納得ができないのです。何でもそうです。良寛牛乳、あれもやっぱり地元の良寛さんの名前が付けてあるのと同じことだと思うのです。あれは、農業生産、酪農団体に良寛牛

乳というのは商標登録とっているはずですが、中身は何か。中身に制限がされるならば、私は正直言って良寛牛乳という中のことについては、出雲崎町でとれたということ書いてありませんね、牛乳には。たしか書いていないはず。もし書いてあるとすれば、出雲崎産牛乳の良寛牛乳が今町長のおっしゃる論点から商標外になります。結果的には県酪というところから、他からも牛乳入っているのですから。だからそういうことを考えれば、私はそういう面では商標登録そのものは私も詳しいことは知りませんが、そういう状況を見た場合においては、登録は要は出雲崎町の米を商品とした汐風米として売るのは結構。それで、もし今町長のおっしゃることが、汐風米はあくまでも潮風に当てて付加価値をつけてお売りになるというならば、本当の限定された、正直言って2反何がし3反弱の米だけをその名前で商標登録するということになります。そうなりますと、何かちょっと意味が違うような気がするのですが、いかがなものでしょう。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 例えば今、日本酒の消費はもう極端に落ち込んでいるということの中で、酒蔵がこの前新聞に出ていましたように、朝日山が物すごい投資をして高級な大吟醸の倉庫を建設すると。万寿あり、千寿あり、いろいろあるわけです。久保田あり。これはそうです。万寿を売り込んで、朝日酒造の名声を高めているのです。そうでしょう。ブランド品はブランド品です。1級品は1級品です。2級品は2級品、もうすみ分けをして売っているのです。そして、朝日山酒造という名前を全国に、今全国の酒米の出荷量物すごいでしょう。さて、これはそれとして、それはそれでいいです。良寛牛乳は、良寛牛乳という基地を持って、そこでどういうものであろうと良寛ブランドの中でつくっているのです。私たちは、それで田中議員さん、あなたのおっしゃる論理で言うと、ああいう乾燥施設のやったものも汐風米ですか。そういうわけにまいませんでしょう。少なくとも天日乾燥でなければ、汐風米なんて言える、名前つけたら産地偽装です。言うなれば大問題になりますよ。私そう思いますよ。そんな通用しませんよ。それはだめです。私はだめだと思います。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） そういうものについての考え方について、今完全に考え方違いますので、これ以上言い合っても同じ結果が出ますので、もうやめますが、最後のほうに入りたいと思います。これはこれとして、また私も産地偽装という問題が出てくれば、当然私もいろいろ聞いて、そういうものの登録の仕方などもう少し勉強してから、また機会がありましたら再度町長といろいろお話をしたいと思います。

最後に、今度水産関係になります。鮮魚の加工という問題、先ほども同僚議員のほうから一般質問出て、やりたいという発想が出て私もいいなと、こう思っておりますが、例えば今魚価が低迷していると。何しろ船が出て競争が安くてとてもだめだと。だから3日出て4日目まで天気がよくてもゆっくり休むというようなお話も聞いておりますが、やはり魚価が安くなればそれは経費がかかりますので、それはわかります。そこで、今出雲崎町にある魚はそういうふうに競争で安くされ

るのであれば、何とか今JAと町が一体となって今米やっていると同じように、漁連と町が一体となってそういうような方式に持って行って、先ほど出たような加工、1次加工といたしますか、やったようなものをつくって、漁協なり、米はJAですけども、漁協が販売するというような方式を持っていくということにすれば、当然漁業協同組合の施設になるかならないかは別としても、そういう施設ができれば当然就労が入ります。そうすると、就労が入って就労人口が増えると思うし、また先ほどの最初の質問のそういう施設で販売するということになれば、それでまた就業人口も増えると思うのです。当然そういう1次産業のあれでだんだん町のほうの産業に活性化が見えてくるのですが、そういうことについての町長のお考えはどんなものでしょう。それで、自分でも実際に魚を買って、正直なところ一夜干しにしたりして、ちょっと自分で実際に試してみしました。確かに生で食べるのとまた違う味がしますし、ある程度の保存期間もききます。ですから、そのようなことをやって、魚価が下がった場合には逆に最低価格を漁協が押さえて、それをまた生産加工して付加価値を上げるというような考え方のことに対しては、町長どのようなお考えですか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 田中議員さんのご趣旨、お考えももっとも思うのですが、理想と現実というものギャップがあるのです。例えば農協に置きかえて米を考えてみましょう。今出雲崎町は、先ほど申し上げたように全品種1位、1等米1位、コシヒカリ、そして出雲崎町の米おいしいと。しかし、農協に出した米はどうでしょう。最終精算は1万6,000円から1万7,000円でしょう。皆さんが個人で売れば2万2,000円か3,000円で、私も現に買っているのです。自分で頼む分は2万2,000円ぐらいで買っているのです。それは有利なのです、直接やったほうが。それでは、全量をそういう形にできるかという、できないでしょう。できたらみんながやるわけです。そういうルートができるのかできないのか。農協を排除して、生産者と消費者が直結してできるかという、これはできたら最高の理想です。しかし、現実はどうでしょうか。さて、魚価、魚、仲買人を介して直接漁協と生産者が組んで、行政が組んで、果たして全量をそんなことができますか。できないでしょう。できますか。私はできないと思う。やったら大変です。だれが責任とりますか。上がった魚をみんなどこにはかせますか、そんな直売所であんな町の飲食店ではかせられますか。はかせられないでしょう。要するに売れるものは売る、そこに付加価値のつけられるものを付加価値をつけるというのがこれからの課題です。そういう考えは危ないです。私は納得いきません。そんなことをしたら大変なことになる。できません、現実。理想です。できるわけないでしょう。全量上がったやつをどなたが買ってやるのですか。それはできないです。だからすみ分けをするのです。高く売れるものは仲買から高く買ってもらって、そして高級魚高く買って、そして売れ残る、売れないものをどういう付加価値をつける、これが課題だと私思います。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 今町長おっしゃるとおりなのです。私は、別に全量を漁協で押さえろとは言っ

ていません。要は付加価値がつけられるものは、やはり漁協がある程度付加価値つけて売るという姿勢を見せるのが大事だと。それに対して行政がどの程度のお手伝いをするかということであって、今言うように米もそうですけれども、だから私に言わせれば確かに出雲崎町の米、すでに予約というか、もう米今町長おっしゃいましたから言いますけれども、全農の米は売れないけれども、出雲崎町のこれだけ売れているのです、JAで。だから倉庫空なのです。だからこれは、行政の話とは違いますが、結局出雲崎町の農家の方々、ここにも大勢いらっしゃいますけれども、自分たちの米が1年で自分たちのお米にはならない仕組みになっているのです。あくまでも全部が売れなければ最終精算できないという、生産者こんなばかな話ないと私は思います。それで、漁協の場合は今町長おっしゃるように、少なくともその日のうちに精算終わりますよね、もう競り終わって値段が決まるのですから。だけれども、私の言うのはそうではなくて、安くてもどうしてもならなくて困るような魚は、付加価値をつけるようなことを漁協はできるのかできないのか、それを行政がある程度バックアップできるのかできないのかということを知っているから、私今町長が言うように、まさか漁協が全部押さえて、この魚100円でなければ売れないとか、競りにかけてもらって困るとかということではないのです。そこが今町長の言うのと同じことなのです。やはりそういう魚をいかにして付加価値をつけていくように漁協が努力をするようになった場合に、町長がどのような行政的なお手伝いができるのか、そこをお聞きしているからであって、組織全体がどうのこうのということではございませんが、それだけは私も承知おきいただきたいと、こう思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 先ほどの答弁でも若干このことに触れたのですが、課長もおりますが、もう今までの過程でそのように付加価値をつけるための加工場建設、これは町が予算措置をしてもそれを流したこともあるのです。もう町も最善の努力をして何とかできないかというようなことで、これ二、三回あったと思うのです、お話をしても。これ実現しなかったのです。だから私はやっぱりこれからその全体で、やっぱり少しでも何かそういう試みをした中において、そのものは公表、今田中さんがおっしゃったように、そういう自分持ってきて、生干しして食べればばかおいしいのだと、安い魚が高く、高くというよりうまいのだというような、そういうものが実証されれば、ホッケだって安い。それを乾燥して半干しにして食べる、これは最高です。おいしいのです。だからそういうものを実績を少しでも積み重ねて、そのものはブランド品というか名前をとればできるのですが、本当にやりたいことはわかっているのですけれども、今まで何回も挑戦して失敗したという事実がございます。だからもう一度仕切り直して、今田中議員さんがおっしゃるようなことが可能かどうか、可能性をまさぐりながら最善の努力をするという今私はこれ以上言えないなと思っているのですが、努力してみたいと思います。

○議長（中川正弘） 田中議員に申し上げます。

発言時間も制限を超えておりますので、簡単に整理して最後までまとめてください。

○9番（田中 元） はい、わかりました。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 済みません。長らくとりました。

そういうことの中で、私は今町長にいろいろとお願いもしたし、それから町長の答弁いただきました。最終的には、私は町が第1次産業が中心の町です。ほかの産業もいっぱいありますし、頑張っている方いっぱいいますけれども、そこでやはり行政として力強く支援しながら、やはり民間、それから町と一体となって活力ある産業をつくり上げていっていただきたいと思いますが、町長の答弁に期待しながら、やめさせていただきたい。

ありがとうございました。

○議長（中川正弘） 時間ですので、町長の答弁も差し控えさせていただきます。

ここで暫時5分ほど休憩します。

（午後 0時10分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時15分）

◇ 小 林 泰 三 議 員

○議長（中川正弘） 1番、小林泰三議員。

○1番（小林泰三） それでは、私の質問をさせていただきます。

質問の趣旨は、出雲崎町で生産されている紙風船をスポーツイベントに何とか利用できないかという質問でございますが、それでことしは新潟県内で大きなスポーツ大会が行われます。7月には、新潟市に県民待望の大きな県立野球場が完成し、プロ野球の公式戦が既に予定され、入場券がつい先日土曜日に発売され、もう日曜日には売り切れたそうでございます。さらに、9月には新潟県内各地で国民体育大会が開催されます。例年になく、ことしはスポーツに接する機会が多くなると思っております。7月の野球大会で阪神タイガースの試合もあるそうございまして、野球ファンなら楽しみにしている阪神タイガースのジェット風船による応援は有名でございます。ジェット風船という言い方がいいかどうかわかりませんが、大方そういう言い方でされているかに思われます。

そこで、出雲崎町で生産されている紙風船をこのゴム風船による応援のかわりにこの生産されている紙風船を使ってもらえないかという考え方でございます。特に私が思っているのは、東北電力ビッグスワンでサッカーのアルビレックス戦のときに応援に利用してもらえるといいなと思うわけでございます。アルビレックス戦は、1試合大まかに4万人くらいの入場者があるわけでございます。そのうちの5分の1の人でも使ってくればすばらしい数になると勝手に胸算用しているわけ

でございますが、出雲崎町産業のためにも町や観光協会などが手を携え、関係方面に働きかけてもらいたいと思います。いかがでございますでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 小林議員さんのご質問にお答えしますが、ご承知のように日本の紙風船は明治25年ごろ登場し、ゴム風船にかわって流行いたしました。当町でも大正8年ごろからつくり続けておられますが、全国に時代の流れとともに業者は姿を消しています。その大半は、古くからの産地である当町でつくられております。大半は、90%以上はそうでございます。紙風船は、昔懐かしい素朴な楽しみ、味わいがあるおもちゃとして今も愛されており、最近見てなごめる装飾品としても喜ばれておりまして、さらにカラフルな色や色彩の美しさや手づくりのぬくもりのあるものの中にまじっているようでございます。当町の大切な歴史である資源の1つであることから、町の宝として守り育て、次の世代に伝承していく必要があると強く感じております。

紙風船をスポーツの試合の応援に使用できないかのご質問であります。今まで紙風船のPRはイベント、物産市、フェア等で当町の他の物産商品とセットして売り込みを行ってまいりましたが、応援に使用ということになりますと、初めての試みでもあることから、かなりハードルも高いことが予想されますが、紙風船の価値のすそ野を広げる選択肢の1つとして関係機関と協議をして新たにチャレンジをしてみたい事例とも考えております。今後のまた皆様方のご意見なり、またその辺の環境等を十分勘案をしながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川正弘） 1番、小林議員。

○1番（小林泰三） 私があえて言うまでもなく、この紙風船は出雲崎町で生産量が全国の生産量の、町長の答弁のとおり90%以上やっているわけでございますが、たった1つこれの残念さは、大方の産業は機械化できるのですが、紙風船は機械化できないがために、なかなか大量生産といってもかなりというか、ほとんど人力に頼るのが多いわけでございまして、でも人力に頼っているとはいえ、失礼ながら金額的にはそう高くありませんから、皆さん本当に日夜時間をかけて細々ではあります。頑張ってくださいしている大きな産業で、すそ野の広いものでございますので、わずかでもまた、わずかなんていうけちなことを言わず、大きく前進してもらうためにも町なんかのご協力あるいは町だけではなくて関係者のご協力あればと思って、そういう願いを込めての質問でございますので、何か機会があったらと思ひまして、ご検討をお願いいたします。

○議長（中川正弘） これですべての一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 0時21分）

第 3 号

(3 月 19 日)

平成21年第2回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成21年3月19日（木曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議案第14号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 2 議案第15号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第16号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第17号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第23号 指定管理者の指定について
- 第 6 請願第 1号 平成21年度税制「改正」関連法案において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとめる請願書について
- 第 7 請願第 2号 金融危機に端を発する大量解雇・雇い止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書提出を求める請願について
- 第 8 議案第18号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第19号 出雲崎町「子は宝」支援金支給に関する条例を廃止する条例制定について
- 第10 議案第20号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第21号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第22号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第24号 指定管理者の指定について
- 第14 議案第25号 指定管理者の指定について
- 第15 議案第26号 指定管理者の指定について
- 第16 議案第27号 指定管理者の指定について
- 第17 陳情第 1号 C型肝炎被害者救済の意見書採択に関する陳情について
- 第18 議案第28号 指定管理者の指定について
- 第19 議案第29号 平成21年度出雲崎町一般会計予算について
- 第20 議案第30号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第21 議案第31号 平成21年度出雲崎町老人保健特別会計予算について
- 第22 議案第32号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

- 第 2 3 議案第 3 3 号 平成 2 1 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 2 4 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
- 第 2 5 議案第 3 5 号 平成 2 1 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
- 第 2 6 議案第 3 6 号 平成 2 1 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 2 7 議案第 3 7 号 平成 2 1 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
- 第 2 8 議案第 3 8 号 平成 2 1 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 第 2 9 発議第 1 号 金融危機に端を発する大量解雇・雇い止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書提出を求める意見書について
- 第 3 0 発議第 2 号 C型肝炎被害者の救済に関する意見書について
- 第 3 1 委員会の閉会中継続調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	南波榮一	4番	田辺雅巳
5番	山崎信義	6番	中野勝正
7番	宮下孝幸	8番	日山正雄
9番	田中元	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

◎開議の宣告

○議長（中川正弘） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（中川正弘） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力願います。

◎議案第14号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第15号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第16号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第17号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第23号 指定管理者の指定について

請願第1号 平成21年度税制「改正」関連法案において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとのめる請願書について

請願第2号 金融危機に端を発する大量解雇・雇い止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書提出を求める請願について

○議長（中川正弘） 日程第1、議案第14号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について、日程第2、議案第15号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第3、議案第16号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、日程第4、議案第17号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第5、議案第23号 指定管理者の指定について、日程第6、請願第1号 平成21年度税制「改正」関連法案において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとのめる請願書について、日程第7、請願第2号 金融危機に端を発する大量解雇・雇い止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書提出を求める請願について、以上議案5件、請願2件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案5件、請願2件は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長、田中政孝議員。

○総務文教常任委員長（田中政孝） 去る3月9日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました議案5件、請願2件を審査するため、3月17日午後1時30分より議員控室において委員全員出席し、説明員として副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て委員会を開催いたしました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました別紙報告書のとおりであります。審査の経過について報告いたします。

議案第14号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について、議案第15号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第16号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、以上議案第14号から議案第16号までは慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定については、返済の滞納がどのくらいあるか質疑があり、1件あるが、少しずつ返納してもらっているとの答弁がありました。対象者の幅を広げて専門学校などまでできないかという意見があり、答弁として大変難しい部分もあるが、今後検討したいという答弁がありました。奨学金を受けていた人が卒業後、当町に住民票を持ってきた人には返済を割り引きするような特典をつけてもよいのではないかの意見があり、今後検討したいと答弁がありました。

議案第23号 指定管理者の指定については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

請願第1号 平成21年度税制「改正」関連法案において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとめる請願書については、このままであると国の借金は膨らみ続け、将来に負担を残すだけであり、医療、年金などの社会保障が守れないことになるなどの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択となりました。

請願第2号 金融危機に端を発する大量解雇・雇い止めから雇用と暮らしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書提出を求める請願については、慎重審査の結果、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

以上で総務文教常任委員長の報告といたします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第14号から議案第15号、議案第16号、議案第17号及び議案第23号について一括して討論します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

次に、請願第1号について討論します。討論ありませんか。

まず、委員長報告に反対の方の発言を許します。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 私は、平成21年度税制「改正」関連法案において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとめる請願について採択すべきということで、委員長の報告に対して反対の討論いたします。

景気悪化で国民生活が圧迫される中、政府は平成21年度税制改革関連法案の附則で消費税増税の道筋を法制化し、今国会に上程いたしました。欧州では、イギリスなどでは食料品、医療費、教育福祉関係については非課税となっているわけであり、当然引き下げについては行われているわけであり、我が国においては消費税は社会保障のためと導入時も現在も理由づけされていましたが、この間医療年金などの社会保障は削られ、導入時から今までの間消費税税収が201兆円、法人税の減税分については164兆円の穴埋めに使われているわけであり、社会保障の財源は、大企業、大資産家向けの減税をもとに戻し、無駄遣いを改めることで捻出できるわけであり、収入の少ないほど負担の重い消費税は、社会保障財源として好ましくない税金であり、消費税税率引き上げ計画は中止すべきであります。

したがって、平成21年度関連法案において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとめる請願について採択すべきであり、委員長の報告について反対の討論といたします。

○議長（中川正弘） 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

3番、南波議員。

○3番（南波榮一） 私は、委員長報告に賛成する立場で申し上げますけれども、簡単に申し上げますと、既に国、地方合わせて800兆円になんなんという借金を抱えている状態であり、これを国民1人当たり直すと700万円超えになるのでしょうか、それ近くになっていると思います。そんな中、今後このままで税制改革がなされないといえますと、どんどん借金が膨らんで、孫子の代になったらもう借金地獄で国が破産するのではないかというぐらい心配されております。その中で、ここで消費税論議がようやく税制改革の中で浮上いたしまして、私は待望久しい、待っていたのでありますので、ぜひともこの案は消費税改革について頑張ってもらいたいという立場で申し上げました。

賛成の立場でこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（中川正弘） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで討論を終わります。

次に、請願第2号について討論します。討論ありませんか。討論ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これから採決します。

初めに、議案第14号を採決します。

議案第14号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号を採決します。

議案第15号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決します。

議案第16号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決します。

議案第17号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号を採決します。

議案第23号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決をいたします。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長（中川正弘） 起立少数です。

したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

次に、請願第2号を採決します。

請願第2号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎議案第18号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第19号 出雲崎町「子は宝」支援金支給に関する条例を廃止する条例制定について

議案第20号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第21号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第22号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第24号 指定管理者の指定について

議案第25号 指定管理者の指定について

議案第26号 指定管理者の指定について

議案第27号 指定管理者の指定について

陳情第1号 C型肝炎被害者救済の意見書採択に関する陳情について

○議長（中川正弘） 日程第8、議案第18号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第9、議案第19号 出雲崎町「子は宝」支援金支給に関する条例を廃止する条例制定について、日程第10、議案第20号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定につ

いて、日程第11、議案第21号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第12、議案第22号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、日程第13、議案第24号 指定管理者の指定について、日程第14、議案第25号 指定管理者の指定について、日程第15、議案第26号 指定管理者の指定について、日程第16、議案第27号 指定管理者の指定について、日程第17、陳情第1号 C型肝炎被害者救済の意見書採択に関する陳情について、以上議案9件、陳情1件を一括議題とします。

ただいま議題といたしました議案9件、陳情1件は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、中野勝正議員。

○社会産業常任委員長（中野勝正） 社会産業常任委員長報告。

去る3月9日の本会議において、本委員会に付託された議案10件、陳情1件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査は、3月17日午前9時30分より議員控室にて、説明員の出席を求め、委員全員が出席して行いました。

議案第18号については、質疑、意見としては、子ども育成支援金支給事業の実施の確認について、子育てには大変よい制度である。採決の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第19号については、出雲崎町の子育て支援を全体で拡充するわけだから等の意見。採決の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第20号については、県や市町村との比較についての説明をしてもらう。介護に係る人が多くなれば金額が高くなるので、さらに健康増進事業を進めること。採決の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第21号については、新潟県後期高齢者医療広域連合で条例が改正されたために、町後期高齢者医療に関する条例の一部の改正である。採決の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第22号については、国、県が道路占用料を下げたために町もそれに倣い改正する。採決の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案24号から26号まで議案3件を一括議題とする。休憩場心月輪の来場についての質疑がある。採決の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第27号については、質疑、意見等はない。採決の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、議案9件について報告いたします。

次に、陳情第1号については、県議会においても全会一致で同意見書が採択されているし、新潟県上越市の女性の方は国に対して告訴された。患者の皆さんは、何ら落ち度がないわけである。採決の結果、賛成全員で採択と決しました。

以上で議案18号から陳情第1号までの社会産業常任委員長報告といたします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第18号について討論します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

次に、議案第19号について討論します。

まず、委員長報告に反対の方の発言を許します。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 私は、出雲崎町「子は宝」支援金支給に関する条例を廃止する条例制定について反対の討論をいたしたいと思います。

理由につきましては、国の施策で社会不安、先行き不安から子供を産む夫婦が少なくなってきたおるわけであります。町は、子は宝支援支給金の条例の第1条に安心して子供を産み、定着を図ると、町として子供を産んでもらう立場、姿勢、気持ちが大切ではないかと思えます。財政は万全であると力説されておるわけであります。であるならば、廃止をする理由はないと思えます。子は宝支援事業、子育て支援事業、中学校医療費無料となり、子を産み、子を育てる、子育てを応援する町、それこそ国の悪政の防波堤としての町の役割の礎にもなっていることであります。委員長報告では、全体的に拡充すると言われましたが、子を産む時点ではこれはなくなるわけであります。したがって、子は宝支援金支給に関する条例を廃止する条例制定について反対の討論をいたします。

以上であります。

○議長（中川正弘） 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

5番、山崎議員。

○5番（山崎信義） ただいま反対討論あったわけですが、私は賛成の立場でお話し申し上げます。

子は宝支援支給につきましては、年数もたちまして、利用者も3子以後でございますので、年々減少傾向にあるということで、提案理由にありました一定の成果を上げております。ただし、今回のこの廃止に伴いまして、逆に子育て支援ということで拡充を図る前号での改正をしております。そういう意味で、何ら心配するべきものではないと私は思います。そういう意味で賛成いたします。

○議長（中川正弘） ほかに討論ありませんか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで議案第19号についての討論を終わります。

次に、議案第20号について討論します。討論ありませんか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

次に、議案第21号について討論します。

まず、委員長報告に反対の方の発言を許します。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について反対の討論をいたします。

理由は、同会計の歳入の主なものは保険料であり、歳出の主なものは広域連合への納付金で、自治体の本来の裁量の余地は全くありません。しかし、後期高齢者制度の廃止を我が党は掲げており、それを求める住民運動があり、国民世論もこれを求めているわけであります。こうした住民の世論と感情と運動を判断基準として、出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について反対をいたします。

○議長（中川正弘） 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

5番、山崎議員。

○5番（山崎信義） 本条例の改正につきましては、県の連合会の改正に伴っての改正であります。

主なものは、条例のとおり保険料の納期についてでございますので、反対と全然話が違うと思いません。整合性を保つということで私は賛成いたします。

○議長（中川正弘） ほかに討論ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで議案第21号についての討論を終わります。

次に、議案第22号から議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号及び陳情第1号について一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第18号を採決します。

議案第18号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第19号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（中川正弘） 起立多数。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号を採決します。

議案第20号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第21号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（中川正弘） 起立多数です。

したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号を採決します。

議案第22号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号を採決します。

議案第24号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決します。

議案第25号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決します。

議案第26号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号を採決します。

議案第27号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号を採決します。

陳情第1号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

◎議案第28号 指定管理者の指定について

○議長（中川正弘） 日程第18、議案第28号 指定管理者の指定についてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により中野勝正議員の退場を求めます。また、本件については私も同法の除斥規定に該当し、退場いたしますので、この際議長の職務を副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

〔中野勝正議員、中川正弘議員退場〕

○副議長（田中 元） それでは、本件について私が議長の職務を行います。

議事を再開いたします。

本件は社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

社会産業常任副委員長、宮下孝幸議員。

○社会産業常任副委員長（宮下孝幸） それでは、先ほどの中野委員長の報告に引き続きませんが、議案第28号について委員長に事故がございますので、副委員長の私がかかわって委員長報告をいたします。

議案第28号 指定管理者の指定について。質疑、意見に関しましては1点だけ、今後の検討課題としてホールの音響の改善が必要ではないかとの意見が出されました。採択の結果、賛成全員で議案第28号は可決すべきものと決しました。

以上で社会産業常任委員長報告を終わります。

○副議長（田中 元） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（田中 元） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（田中 元） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

議案第28号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（田中 元） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

それでは、議長の職務を議長と交代いたします。

〔中野勝正議員、中川正弘議員着席〕

〔副議長、議長と交代〕

◎議案第29号 平成21年度出雲崎町一般会計予算について

議案第30号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第31号 平成21年度出雲崎町老人保健特別会計予算について

議案第32号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第33号 平成21年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第34号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第35号 平成21年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
について

議案第36号 平成21年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第37号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第38号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長（中川正弘） 議事を再開いたします。

日程第19、議案第29号 平成21年度出雲崎町一般会計予算について、日程第20、議案第30号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第21、議案第31号 平成21年度出雲崎町老人保健特別会計予算について、日程第22、議案第32号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第23、議案第33号 平成21年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第24、議案第34号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第25、議案第35号 平成21年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第26、議案第36号 平成21年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第27、議案第37号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第28、議案第38号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案10件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案10件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、田中政孝議員。

○予算審査特別委員長（田中政孝） 去る3月9日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました議案10件を審査するため、3月11日午前9時30分より本会議場において委員全員出席し、説明員として町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開会いたしました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました別紙報告書のとおりであります。審査の経過について報告いたします。

議案第29号 平成21年度出雲崎町一般会計予算について。まず、歳出では2款1項5目財産管理費の喫煙所エアコンについて贅沢ではないかとの意見があり、夏場庁舎内に煙が流れ入るとの答弁がありました。

予算項目はないが、新型インフルエンザに対応するために項目予算をつけておく必要があるのではないかとの意見があり、防災の関係でマスクなどの備蓄を考えているとの答弁がありました。

2款1項7目企画費のふるさと納税寄附について、わかりやすい冊子を用意してはいかがかという意見があり、今後検討すると答弁がありました。

6款1項3目汐風米商標登録委託料で名称について質問があり、出雲崎町を売り出す意味もあり、今後弁理士と相談して出雲崎町にふさわしい名前にしたいとの答弁がありました。

6款1項6目で改善センターの放送設備の改修を考えるべきではないかとの意見があり、状況を調べ、必要であれば対応したいと答弁がありました。

8款2項1目で一般国道352号の進捗状況について質問がありましたが、新規の事業についてはなかなか難しいとの答弁がありました。

歳入では、1款1項滞納繰り越し分について意欲的数字ではないのではないかなどの質疑がありましたが、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第30号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第31号 平成21年度出雲崎町老人保健特別会計について及び議案第32号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、以上議案第30号から議案第32号までは慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号 平成21年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計については、後期高齢者医療制度の廃止を求める立場から反対討論があり、慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第34号 平成21年度簡易水道事業特別会計について、議案第35号 平成21年度特定地域生活排水処理事業特別会計について、議案第36号 平成21年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計について、議案第37号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計について及び議案第38号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計について、以上議案第34号から議案第38号まで慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算審査特別委員長報告といたします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第29号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号から議案第32号まで議案3件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第30号から議案第32号まで議案3件に対する委員長の報告は全議案とも可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第30号から議案第32号まで議案3件は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第33号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中川正弘） 起立多数です。

したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号から議案第38号まで議案5件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第34号から議案第38号まで議案5件に対する委員長の報告は全議案とも可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第34号から議案第38号まで議案5件は委員長報告のとおり可決されました。

◎発議第1号 金融危機に端を発する大量解雇・雇い止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書提出を求める意見書について

○議長（中川正弘） 日程第29、発議第1号 金融危機に端を発する大量解雇・雇い止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書提出を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、田中政孝議員。

○総務文教常任委員長（田中政孝） ただいま提案されました発議第1号について提案理由の説明をさせていただきます。

金融危機に端を発する大量解雇・雇い止めから雇用とくらしをまもる緊急対策強化を国に求める意見書提出を求める意見書についてでございます。アメリカ発金融危機が世界に広がりを見せる中、我が国もまた大きな金融経済危機に直面しております。このことにより、大手自動車メーカーなどの製造業、また輸出関連業を中心に大きな打撃をこうむり、派遣労働者や期間工などの削減は昨年の10月からことし3月まで8万5,000人に上るとの調査結果が厚生労働省の発表で明らかになって

おります。このため、地域の雇用と暮らしを守るためにも国による緊急対策の強化が重要であることは明らかであります。当町議会といたしましても、町民の雇用と暮らしを守り、地域経済の活性化の中で状況の好転が図られるよう緊急対策強化を求め、政府関係要路に対し意見書を提出するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第2号 C型肝炎被害者の救済に関する意見書について

○議長（中川正弘） 日程第30、発議第2号 C型肝炎被害者の救済に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会産業常任委員長、中野勝正議員。

○社会産業常任委員長（中野勝正） ただいま議題となりました発議第2号について提案理由を説明いたします。

薬害肝炎訴訟と世論の高まりの中で、薬害肝炎救済特別措置法、いわゆる救済法ができ、被害者救済の道が開かれましたことは、皆様方ご案内のとおりであります。救済法においては、裁判所においてカルテや投薬証明書によって血液製剤投与の事実と感染の因果関係を証明して、認定された患者に給付金が支払われることになっておりますが、C型肝炎は感染から発症まで10年から20年の期間があるにもかかわらず、カルテの保存義務は5年であり、診断されても既にカルテが破棄されているなど、投与の証明が難しい被害者が多く救済対象から外されかねない状況にあります。患者の皆さんには、何らの落ち度もなく感染したものであり、その救済のため県議会におきましても全会一致で同意見書が採択されております。当町議会といたしましても、これらの患者の皆さんの窮

状をかんがみ、国会、政府が速やかに必要な措置を講じるよう意見書を提出するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださるようお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（中川正弘） 日程第31、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

社会産業常任委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。社会産業常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、社会産業常任委員長からの申し出のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（中川正弘） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第2回出雲崎町議会定例会を閉会します。

(午前10時12分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 中 川 正 弘

副 議 長 田 中 元
署名議員

署名議員 小 林 泰 三